

夕張市一般廃棄物処理基本計画

令和7年3月

夕 張 市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画目標年次	2
第4節 計画対象地域	2
第5節 計画対象範囲	2
第2章 地域特性	3
第1節 自然的特性	3
第2節 社会特性	6
第3章 関連計画の概要	12
第1節 夕張市財政再生計画	12
第2節 第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略	15
第3節 夕張市まちづくりマスタープラン 立地適正化計画	18
第4節 夕張市コンパクトシティ構想	20
第4章 ごみ処理基本計画	22
第1節 ごみ処理の状況	22
第2節 ごみ排出状況の評価	40
第3節 ごみ処理行政の動向	50
第4節 ごみ処理技術の動向	57
第5節 ごみ処理の課題	65
第6節 ごみ排出量の将来予測	67
第7節 ごみ処理基本計画	68
第5章 生活排水処理基本計画	83
第1節 生活排水処理等の現状	83
第2節 生活排水処理をめぐる動向	90
第3節 生活排水処理に関する課題の抽出・整理	92
第4節 計画策定の基本的事項	93
第5節 生活排水の発生量の将来見通し	94
第6節 生活排水の処理主体	94
第7節 生活排水処理基本計画	95
第8節 その他	98
参考資料1 統計手法によるごみ排出量の推計	100
第1節 推計の条件	100
第2節 ごみ排出原単位の推計結果	101
参考資料2 目標設定の考え方	106

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされており、夕張市（以下、「本市」という。）では、平成22年（2010年）3月に策定した夕張市一般廃棄物処理基本計画（以下、「旧計画」という。）に基づき、一般廃棄物の適正処理や資源循環に取り組んできた。その旧計画の計画期間は15年間となっており、令和6年度末（2024年度末）に終了することとなる。

そのため、近年のごみ処理や資源循環に関する社会情勢や本市の状況と将来見通しを踏まえ、新たに「夕張市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、今後の本市における一般廃棄物処理に係る基本的な方針を明確に定めることを目的とする。

本計画の策定に当たっては、社会情勢等が廃棄物に与える影響や一般廃棄物の発生量の見込み、本市の地域特性等を踏まえたうえで、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制のあり方を具体的に検討するものとした。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画として位置づけられ、夕張市の廃棄物行政の指針となり、一般廃棄物処理に関する最上位計画となる。

本計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画も踏まえ、関連計画との整合性を図り、本市における一般廃棄物の処理に関する具体的な目標や施策等を示す計画となる。

本計画の位置づけは図1-1に示すとおりである。

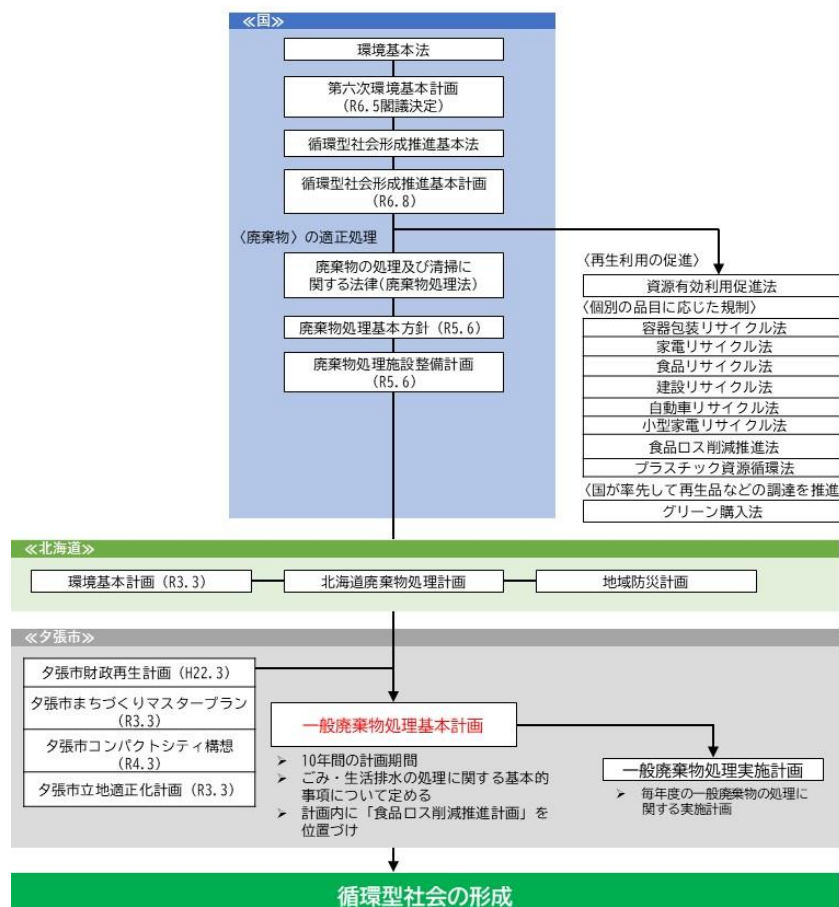


図1-1 一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関連性

第3節 計画目標年次

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月 環境省）において、「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とされていることから、本計画の計画期間は令和 7 年度（2025 年度）からの 15 年間とし、計画目標年次は令和 21 年度（2039 年度）とする。また、令和 11 年度（2029 年度）、令和 16 年度（2034 年度）に見直しを検討する。

計画目標年次：令和 21 年度
※ 5 年ごとに見直しを検討

第4節 計画対象地域

本計画の計画対象地域は、本市全域とする。

第5節 計画対象範囲

本計画の対象となる廃棄物は図 1-2 の赤枠に示す範囲であり、一般廃棄物におけるごみとし尿、それぞれの計画を策定する。

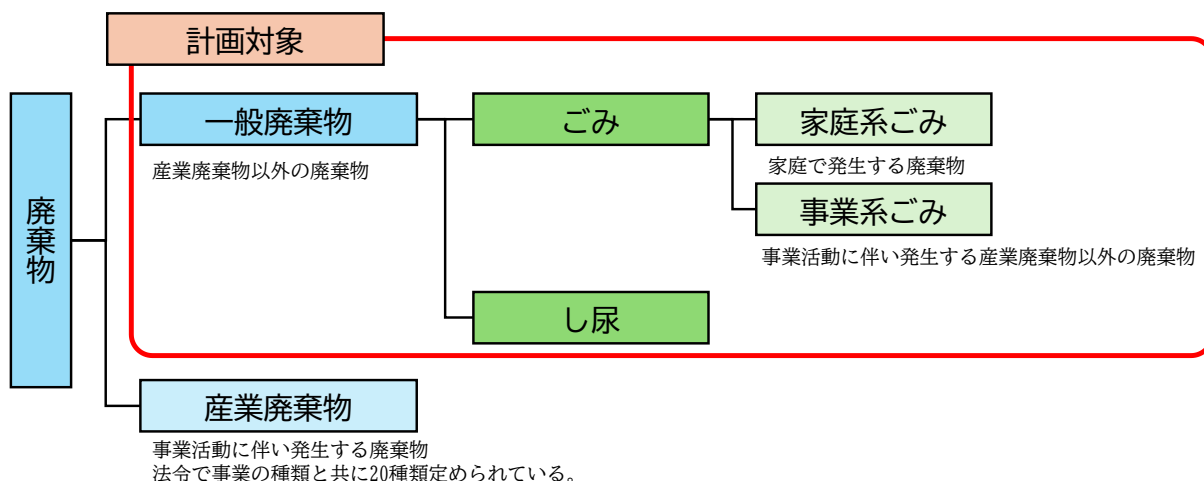
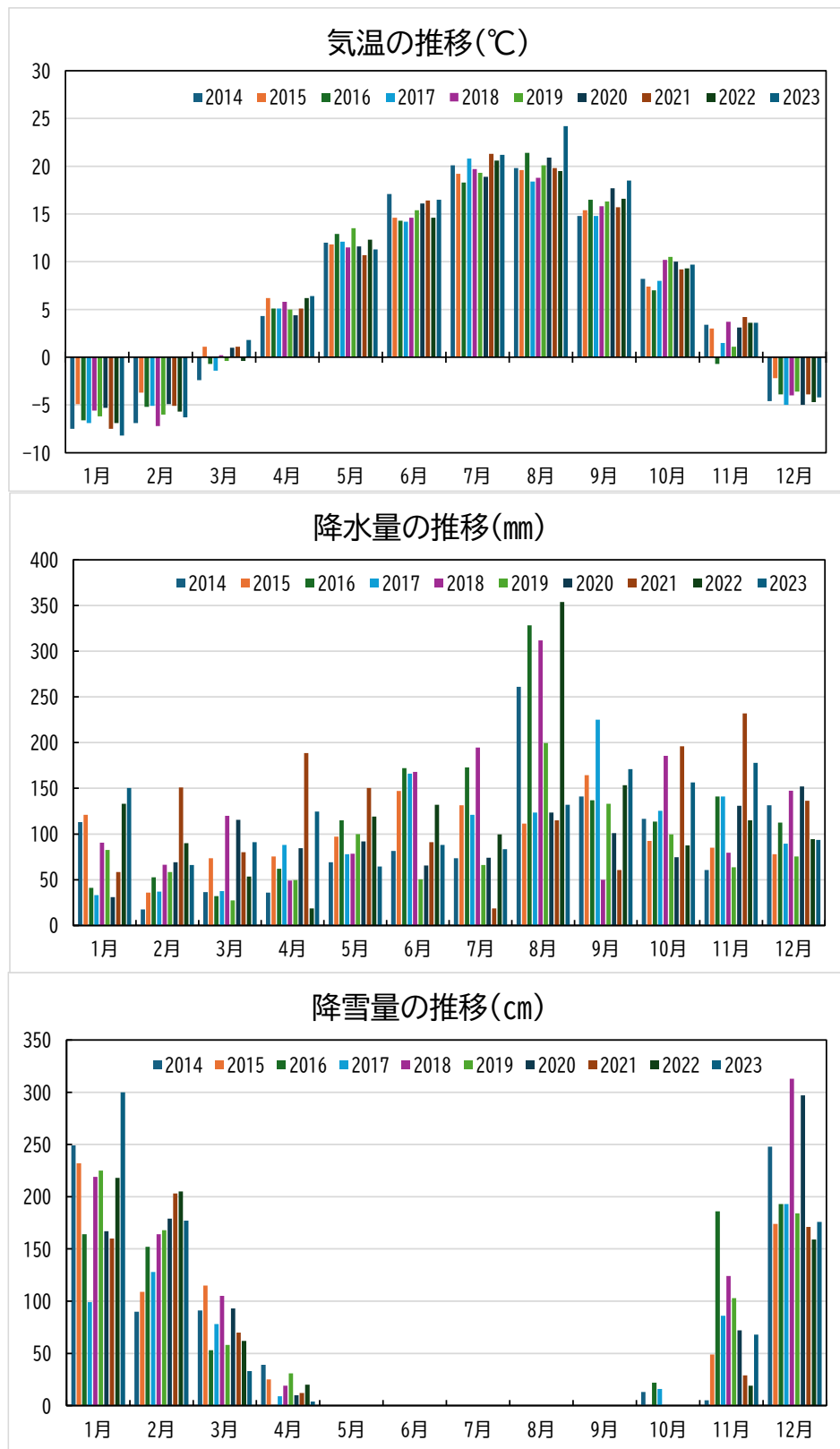


図 1-2 計画の対象範囲

3. 気象

本市は日本海側気候に属し、地形的な影響から四季及び昼夜の気温の較差が大きい。降雨・降雪量とも比較的多く、風速は周囲の山々に遮られているため比較的弱い。



出典：気象庁データより

図2-2 タ張市の気象（気温・降雨量・降雪量）の推移

4. 水系

夕張岳（1,668m）から流れる夕張川とその支流が市内のほぼ中央を貫き、流域に沿って帯状に街が形成されている。

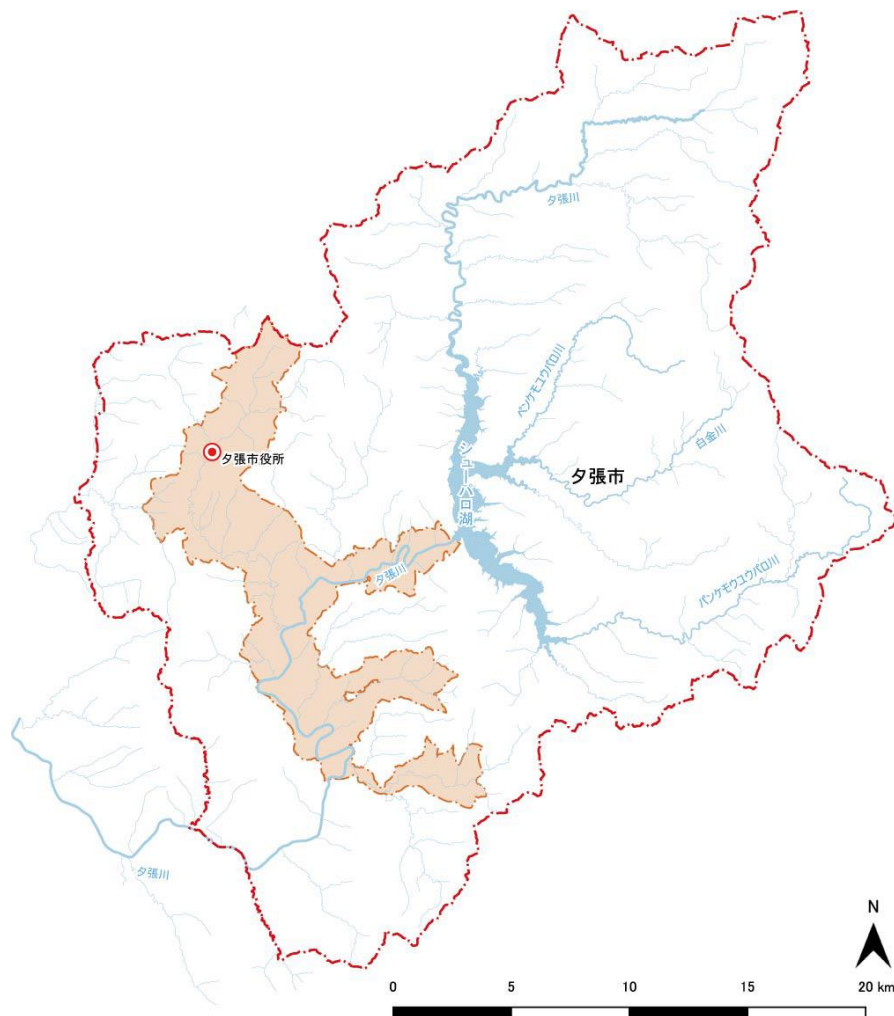


図2-3 夕張市の水系

第2節 社会特性

1. 人口

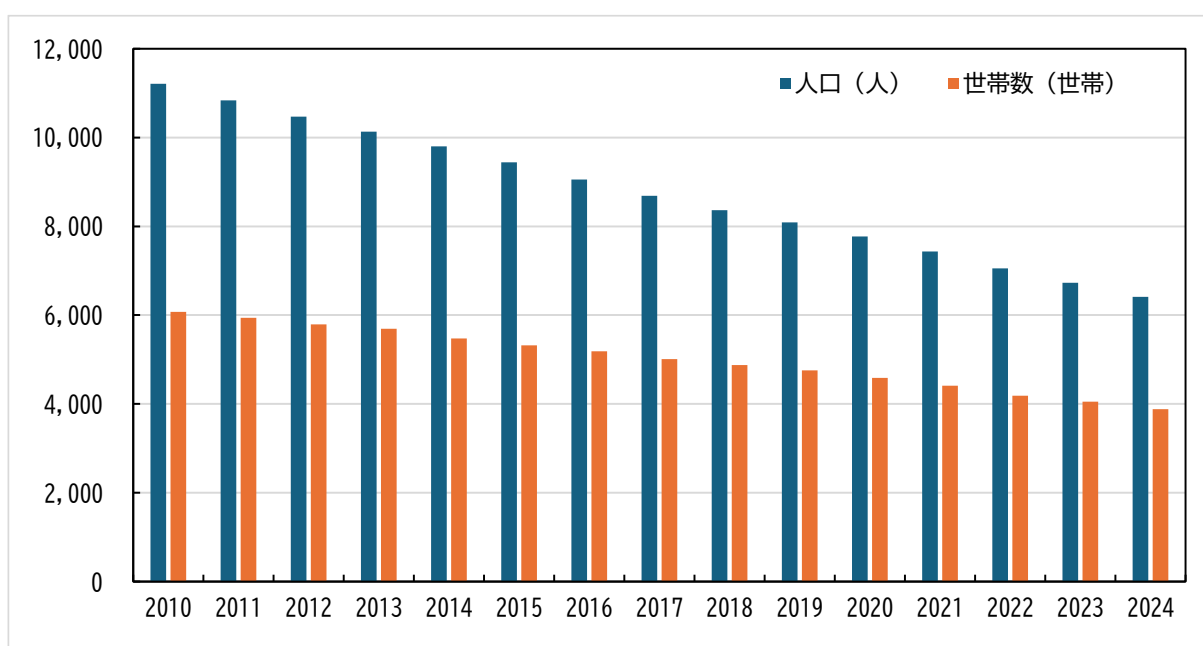
(1) 人口及び世帯数の推移

本市の平成 22 年度（2010 年）以降の人口及び世帯数の推移は図 2-4 に示すとおりである。

本市は、明治 24 年（1891 年）の炭鉱開始以来、炭鉱の街として栄え、昭和 18 年（1943 年）には市制が施行された。一時は大小 24 の炭鉱があり、人口約 12 万人を数えたが、昭和 40 年（1965 年）代以降、炭鉱の閉山に伴い、減少の一途をたどっている。

平成 19 年（2007 年）に財政再建団体、平成 22 年（2010 年）に財政再生団体に移行し、平成 27 年度国勢調査では人口が 1 万人を割り込んでいる。

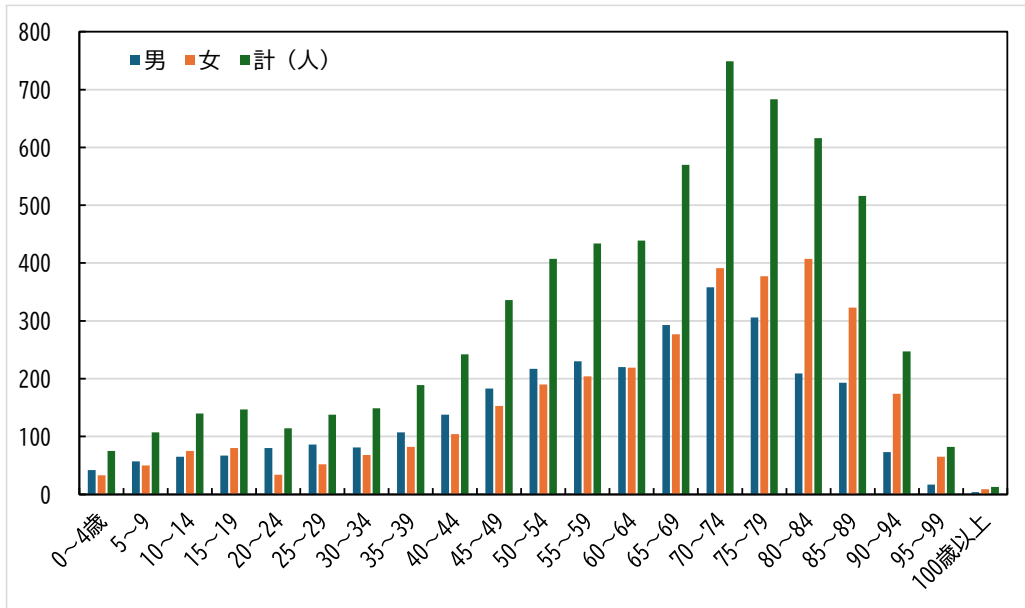
過去 10 年間で見ると、平成 27 年度（2015 年）から令和 5 年度（2024 年）にかけて、人口は 3 分の 2 近くにまで減少した。



データ出典：「e-stat 政府統計の総合窓口 統計で見る日本」より
図 2-4 人口・世帯数の推移

(2) 男女別・年齢別人口

本市の令和6年(2024年)における男女別・年齢別人口は図2-5に示すとおりである。

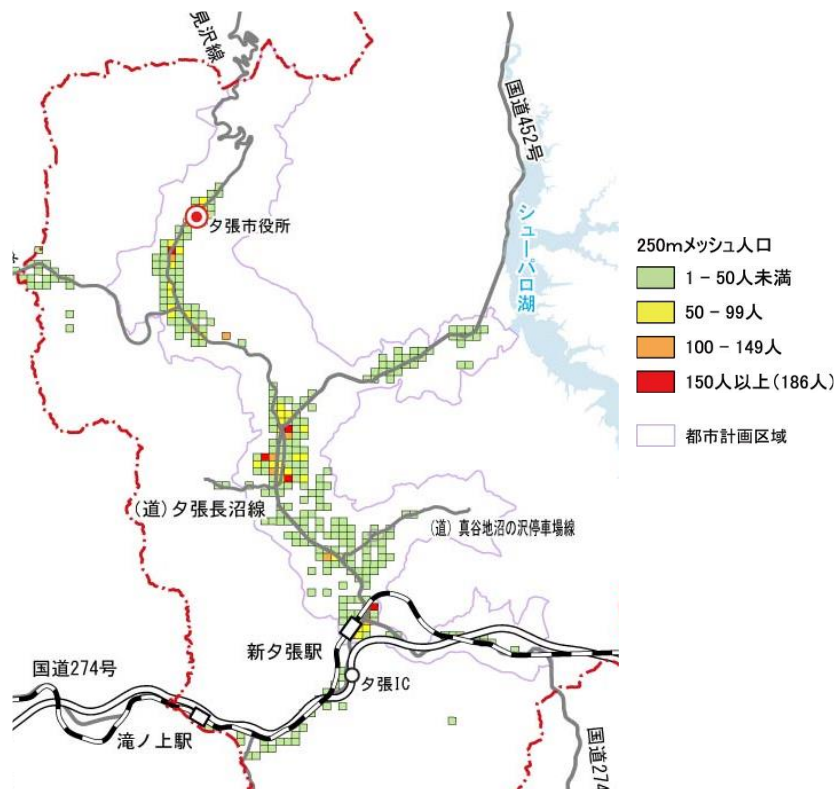


データ出典：「e-stat 政府統計の総合窓口 統計で見る日本」より

図2-5 男女別・年齢別人口 (令和6年 10月1日現在)

(3) 人口分布

本市の人口分布は図2-6に示すとおりである。



データ出典：令和2年国勢調査データより

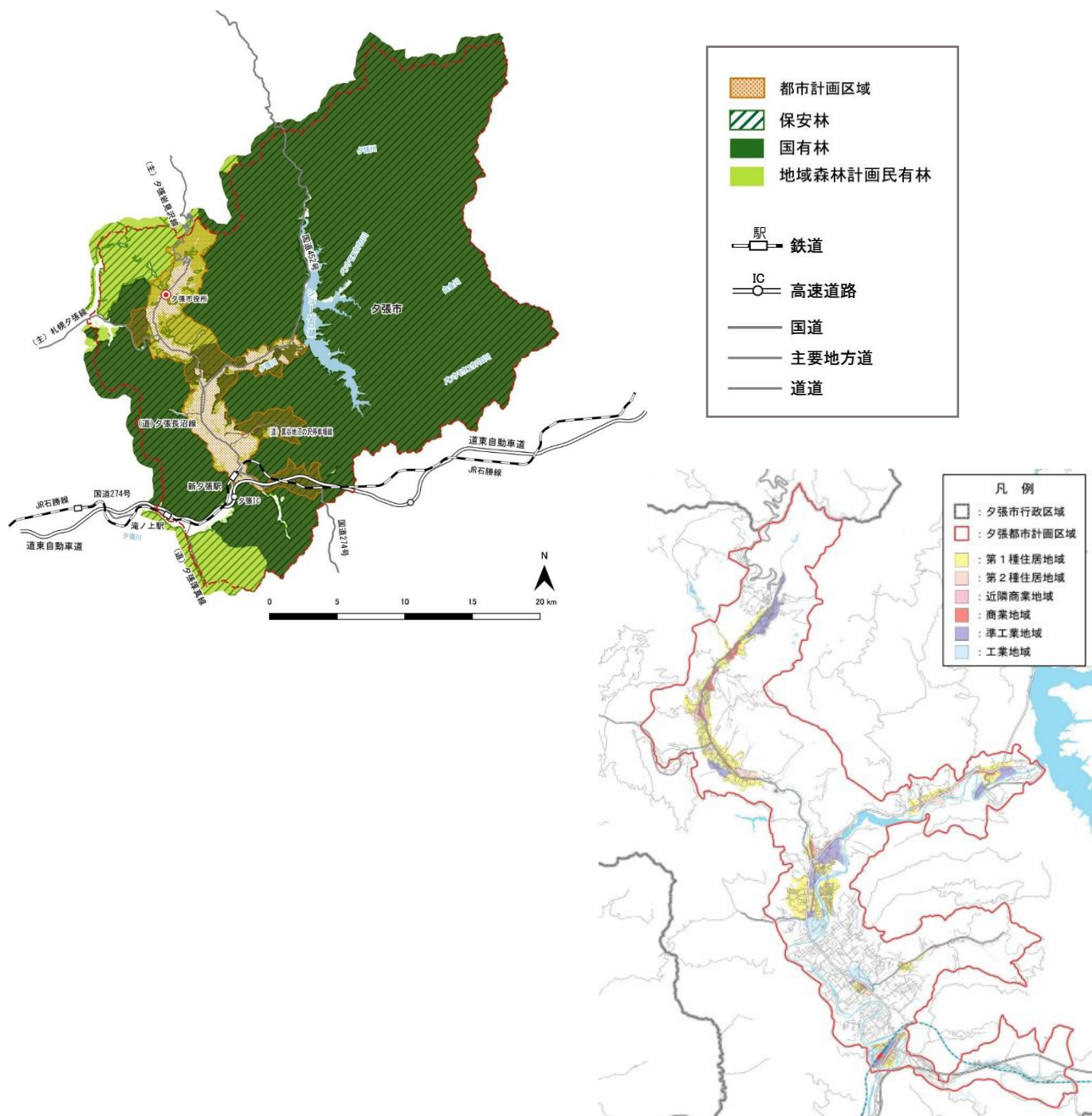
図2-6 タ張市の人口分布

2. 地域環境

(1) 土地利用状況

夕張市の土地利用状況は、図2-7に示すとおりである。

本市の総面積の約85%（約64,841ha）は林野で占められ、うち約90%は国有林である。また、本市の都市計画区域は約8,830haとなっている。



データ出典：「都市交通調査・都市計画調査データ（令和5年）」国交省より

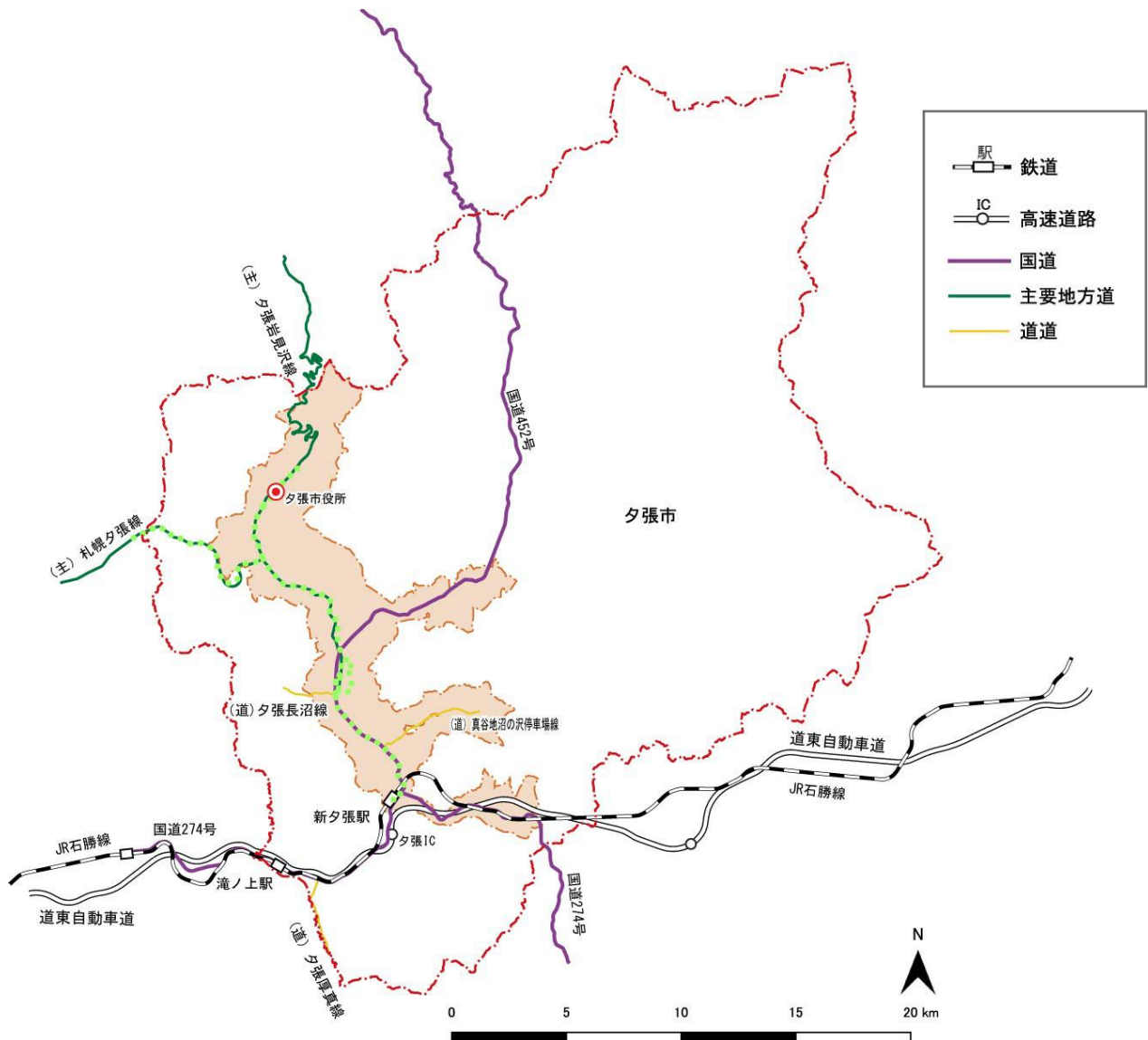
図2-7 夕張市の土地利用状況

(2) 交通

本市の道路網として、札幌と道東を結ぶ国道 274 号、夕張を起点に芦別・旭川へ至る国道 452 号、札幌と結ぶ道道 3 号札幌夕張線、岩見沢と結ぶ道道 38 号夕張岩見沢線などがある。また、主要道や一般道が 4 路線整備されているほか、本市の南部には北海道横断自動車道が通っており、市内には夕張インターチェンジが設けられている。

公共交通機関としては、鉄道とバスがある。鉄道は JR 北海道（北海道旅客鉄道株式会社）が旅客輸送を担い、本市南部を石勝線が通る。市内には新夕張駅があり、特急列車が停車する本市の鉄道の玄関口である。なお、かつては新夕張駅から夕張駅を結ぶ夕張支線が運行されていたが、平成 31 年（2019 年）4 月をもって廃止された。

バスは市外線が令和 6 年（2024 年）9 月末をもって廃止されたことから、現在は市内線のみとなっている。



データ出典：「都市交通調査・都市計画調査データ（令和 5 年）」国交省より

図 2-8 夕張市の交通機関

3. 産業

本市は、石炭産業とともに発展してきた歴史を持つが、畑作を中心とした農業や、広大な森林資源を活用した林業も発展し、石炭産業に関連する商工業とともに地域経済を支えてきた。しかし、石炭産業の衰退に伴い、関連商工業者の廃業や事業規模の縮小・合理化が進み、地域経済に大きな打撃を与えた。

さらに、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症拡大以降、本市の経済状況は一層厳しさを増し、市内の大型企業の閉鎖や廃業が相次いで発表された。

こうした状況の中、本市では関係機関と連携し、地域の雇用や経済を守るためのさまざまな対策に取り組んできた。その結果、令和3年12月（2021年）には新たな運営会社の下でスキー場が再開され、令和4年6月（2022年）には新たな工場の進出が発表された。

（1）農業

本市の農業は、特産品であるメロンを中心に、長芋などの野菜栽培が基幹を成している。中でも夕張メロンはブランド品として高く評価されている。

表2-1 農業の推移

項目	単位	H23	H28	R元	R2	R3
農家数	戸	152	131	119	117	116
農家人口	人	661	528	481	473	467
耕地面積	ha	1,022	1,016	1,019	1,012	1,008
農畜産物生産額	億円	27	29	26	26	26

出典：「第14次夕張市農業振興計画」令和5年5月夕張市より

表2-2 農業の概要

区分		単位	H23	H28	R元	R2	R3
農業生産	作付面積	ha	604	536	486	479	387
	生産量	トン	7,906	7,045	7,098	6,956	6,770
	生産額	億円	26.9	28.6	26.2	25.8	26.3
うち メロン生産	作付面積	ha	293	255	239	232	218
	生産量	トン	4,595	4,138	4,070	3,795	3,679
	生産額	億円	25.2	26.2	23.1	22.4	22.7

出典：「第14次夕張市農業振興計画」令和5年5月夕張市より

(2) 工業

本市の工業は、主に食料品および木材・木製品の製造業が中心であり、零細企業が多い。事業所数は減少傾向から横ばいの状況だが、従業員数および製造品出荷額は令和2年（2020年）以降、増加傾向にある。

表2-3 工業の推移

項目	単位	R元	R2	R4	R5
事業所数	箇所	16	10	11	11
従業員数	人	618	335	366	361
製造品出荷額	万円	1,092,747	556,482	626,286	663,378

出典：工業統計調査（～令和2年）、令和3年経済センサス活動調査結果（令和3年）、経済構造実態調査（令和4年～）

（工業統計調査は令和2年をもって実施を終了。令和4年以降は経済構造実態調査の製造業事業所調査として実施）

(3) 商業

本市の商業は、全体的に経営規模が小さく、また、人口減少や購買力の市外流出等の理由から商店数、販売額ともに減少している。

表2-4 商業の推移

項目	単位	H19	H26	R3
事業所数	箇所	210	113	74
従業員数	人	801	453	311
年間商品販売額	百万円	12,763	9,404	5,980

出典：商業統計調査（平成19,26年）、経済センサス-活動調査 産業横断的集計（令和3年）（商業統計調査は平成26年をもって実施を終了し、令和3年は経済センサス-活動調査として実施）

(4) 観光

本市の東部には、富良野・芦別道立自然公園の一部である夕張岳やシューパロ湖が広がっている。

また、石炭の歴史村やマウントレーススキー場などの観光施設もあり、四季を通じた雄大な自然景観と観光施設とともに楽しむことができる。さらに、民間や市民が一体となり、活気あるまちづくりが進められている。

表2-5 観光客数の推移

項目	単位	R元	R2	R3	R4	R5
入込数	千人	403	174	194	236	263
うち宿泊客	千人	71	2	0	2	5

出典：〔各年度〕北海道観光入込客数調査報告書（資料編）より

第3章 関連計画の概要

第1節 夕張市財政再生計画

(1) 計画の概要

本市では、平成18年(2006年)の財政破綻を受け、翌平成19年(2007年)に地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建計画を策定し、総務省から財政再建団体に指定された。

平成22年(2010年)3月、本市は「夕張市財政再生計画」(以下「財政再生計画」という)を策定し、全国で初めて財政再生団体に指定された。本市は、北海道をはじめ多くの関係者の強力な支援のもと、財政の再建を進めてきた。

そのような中、平成28年(2016年)3月に夕張市の再生方策に関する検討委員会(以下、第三者委員会)から提出された報告書において、「これまでの10年間を検証した結果、今後も同様の考え方で財政再建を進めれば地域社会の崩壊につながる懸念があることから、地域再生や人口減少を食い止める取り組みを加速させ、新たな段階に移行することが適当」との提言がなされた。

本提言を受け、本市は、平成29年(2017年)3月に財政再生計画の抜本的見直しを実施することとした。

以下に、財政再生計画及び抜本的な見直しの概要を示す。

1. 夕張市財政再生計画(抜本的見直し含む)概要

(1) 計画期間

平成18年度を基準として平成36年度まで(変更前に同じ)

(2) 計画の目標

平成20年度までの3年間で約31億円の赤字を解消し、さらに歳入の確保や行政のスリム化、投資的事業の抑制などによる歳出の削減に努めた結果、平成28年度までの8年間で再生振替特例債約85億円を償還し、計画的な債務返済を確実に行ってきた。

これらの取組を継続し、引き続き歳入の確保や歳出の削減を徹底することを基本として、財政の再建を進める。また、計画期間が終了した後も本市が持続的に存立・発展できるように、計画期間終了後を見据えた取組も行っていく。

(3) 財政再生の基本方針

1) 徹底した財政再建に向けた取組

ア. 歳入の確保

- ・ 税率の見直しによる市税の増収、ごみ処理の有料化や各種施設使用料などの受益者負担の見直しによる収入の増加等の取組の実施。
- ・ 定住・移住を促進する観点等から、一部の超過課税については平成29年度より標準税率等への税率見直しを実施。
- ・ 税や使用料などの一層の徴収対策、滞納整理及び市有財産の有効活用や売却の促進。
- ・ 公共施設の使用料、手数料に関する適切な設定。

イ. 歳出の削減

- ・ 夕張市の地域特性等を考慮した職員数の適正化。
- ・ 全国の都市の中で最も低い水準を基本として、適切な比較の下で職員の処遇改善を実施。
- ・ 事務事業及び補助金の支出について、市民生活や財政再生計画終了後を見据えた地

域再生の取組のため真に必要なものに限定し、経常的経費の効率的な行政運営の継続による徹底した削減を推進。

- ・投資的事業は真に必要な事業以外は行わず、地域再生への取組として真に必要な事業について効率的な整備に留意しながら適切に対応する。
- ・公共施設等のうち、維持管理を引き続き行う施設については、地域再生への取組のため真に必要な経費を計上し、引き続き指定管理者制度の活用など民間活力の導入による効率化と経費の削減を図る。
- ・市が所有する観光関連施設については、売却又は指定管理者制度による管理委託を行い、売却先又は委託先が定まらない施設は、原則として休廃止する。

2) 財政再生計画終了後を見据えた地域再生への取組に対する重点投資

1) で述べた徹底した歳入の確保と歳出の削減を行いつつ、地域再生への取組として真に必要と考えられる以下の事業については、効率性に十分留意しつつ、重点的な投資を行う。

- ・公共施設の市中心部への集約による都市機能の充実。
- ・お年寄りが暮らしやすい住環境の整備や医療、福祉の確保。
- ・子どもたちの成長や地元で学べる環境への配慮。
- ・児童生徒数の減少に対応した教育条件の整備及びよりよい教育環境の確保。
- ・道立夕張高等学校の学習、部活動、資格取得、人的交流等を通じた魅力化。
- ・石炭博物館を適切に改修・管理し、郷土学習や教育、交流人口の増加拠点として活用。

(4) 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額

以下の項目について、当初計画から変更を加えた。

1) 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

ア. 人件費

- ・職員数の適正化
- ・一般職給与の削減
- ・特別職給与及び報酬等の削減

イ. 物件費

- ・賃金、旅費、需用費、委託料、交際費、備品購入費について、業務内容と必要性の検討のもとで削減。

ウ. 維持補修費

- ・各種公共施設、公営住宅等に要する維持補修費は、地域再生への取組に真に必要な額を確保し、住民利用が少ない施設の休廃止による維持補修費の抑制を図る。

エ. 扶助費

- ・高齢者、子どもたち及び教育活動への給付以外は原則として実施しない。

オ. 補助費等

- ・真に必要なものに限定することにより経費削減。

カ. 投資的経費

- ・真に必要な事業の実施及び事業費抑制、効率的な執行による経費削減。

キ. 公債費

- ・真に必要な事業の実施及び地方債新規発行の抑制、公債費負担軽減による実質公債費比率の計画的な改善。

ク. 他会計拠出金

- ・各事業会計への繰出金の適正化。
- ・診療所事業会計について、所要額の繰出しを行い、償還終了予定となる平成 28 年度末に一般会計に統合。
- ・市場事業会計について、公設卸売市場の管理の民間への譲渡を検討。
- ・公共下水道事業会計については、国の基準に基づく繰出し、低所得者対象の負担軽減措置、収支改善の努力で解消されない不足額の補填による繰出しを行う。
- ・水道事業会計は、低所得者対象の負担軽減措置、各年度で国の繰出し基準による繰出しを行う。
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業会計は、国の繰出し基準による繰出しを行う。

ケ. その他

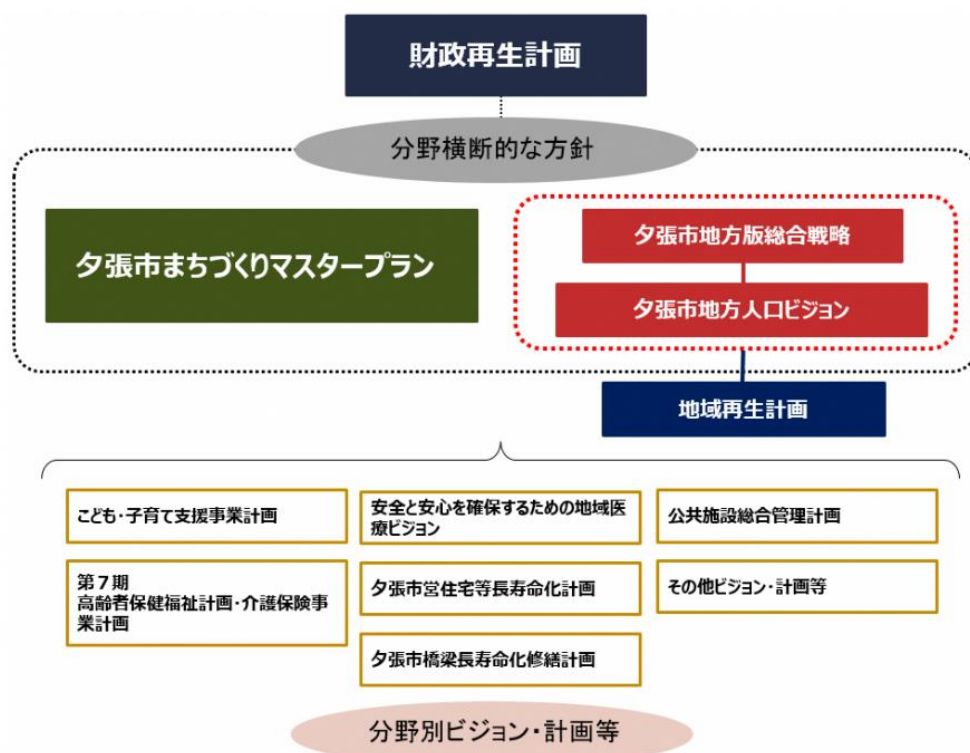
- ・市税等の徴収では、課税の公平を確保し、納期内納税の促進と徴収率向上に努める。

第2節 第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略

(1) 計画の概要

本市では、財政再生計画を最上位計画として財政再生に取り組みつつ、平成24年(2012年)3月に「夕張市まちづくりマスタープラン」(以下「マスタープラン」という。)を策定し、20年後も「安心して夕張に住み続けられる持続可能な地域社会の構築」を目標に掲げている。

夕張市総合戦略は、市民と一体となって作り上げたこのマスタープランと整合性を図りつつ、人口減少下の本市における、まち・ひと・しごと創生に係る今後5年間の方向性等について定めたものである。また、人口ビジョンは、人口の現状分析と将来推計を行い、総合戦略の基礎となるものである。



出典：第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略 令和2年(2020年)3月

図3-1 各種計画との関係

(2) 計画の対象期間

人口ビジョンは国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と同じく令和42年(2060年)まで、総合戦略は令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とした。その後、計画期間は令和8年度(2026年度)まで延長されている。

1) 人口ビジョン

ア. 目指すべき将来の方向性

本市の統計データ等による人口の現状・課題、アンケート調査結果等を踏まえ、目指すべき将来の方向性を設定した。

以下に、現状の課題に対する目指すべき将来の方向性について示す。

① 転出抑制・定住促進により、社会減少を抑制

若年世代にも住みやすい価格帯の住宅など、生活環境を整備し定住を促進するとともに、高齢者も安心して暮らせる医療環境を整え、さらに魅力的な教育の場や将来の夕張を担う人材育成、夕張の強みや資源を活かした雇用の場の確保と新たな交流人口・関係人口の拡大を図ることで転出を抑え、社会減少を抑制する。

② 結婚・出産・子育てへの障壁解消により、自然減少を抑制

子育て支援策の充実だけでなく、仕事・医療等の施策展開により、子どもを生子、育てる環境を改善することで、合計特殊出生率を 2040 年に 1.93 とすることを目標し、自然減少を抑制する。

イ. 人口の将来展望

① 総人口の見通し

総合戦略に示す施策の実現により、令和 22 年（2040 年）時点で約 600 人、令和 42 年（2060 年）時点で約 800 人の自然減少・社会減少を抑制する。

【目標値】

令和 22 年（2040 年）～総人口約 3,500 人、合計特殊出生率 1.93

令和 42 年（2060 年）～総人口約 1,800 人

② 年代別人口・高齢化率の見通し

合計特殊出生率と純移動率が人口ビジョンの設定値どおりに改善すると、相対的に若年層の比率が増加することから、高齢化率は令和 22 年（2040 年）に 53.0%、令和 42 年（2060 年）には 48.7%まで低下するものと推計される。

ウ. 人口ビジョンでの認識

夕張市の人口ビジョンでは、以下の認識を共有し、それを総合戦略へとつなげていく方針を掲げている。

認識 1 人口は減少するが、減少の仕方は変えられる

認識 2 早期対応の必要性

認識 3 人口減少社会での「自分らしく暮らせるまち」

2) 総合戦略

ア. 戦略の基本方針

① めざすべき将来像

「誰もが幸福に暮らせる持続可能なまち」

人口減少の抑制を図るとともに、人口減少下にあっても市民一人ひとりが自分らしく安心して幸せに暮らせる持続可能なまちづくりを目指す。

② 基本的な方向性

第1期夕張市総合戦略をベースとしつつ、その検証結果や国の第2期総合戦略、夕張市の現状等を踏まえながら、引き続き人口減少の抑制を図るとともに、全ての市民一人ひとりが自分らしく安心して幸せに暮らせる持続可能なまちづくりを目指す。

そのために、第1期夕張市総合戦略の5つの柱をベースとして継続的な取組を進めるとともに、市民協働によるまちづくりや高齢者の居場所づくり、未来技術の活用といった新たな観点や社会情勢の変化等を踏まえ、所与の改定や施策の追加等を行う。

③ SDGs（持続可能な開発目標）の視点

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる。このため、SDGsを原動力とした地方創生を推進する。」とされていることから、第2期総合戦略においてもSDGsの視点を取り入れ、各戦略の柱とSDGsの関連を示し、持続可能なまちづくりと地域活性化のさらなる推進を図っていくこととしている。

イ. 5つの戦略（基本目標）

総合戦略においては、次の5つの戦略を基本目標として掲げ、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的に施策を改善していく。

- | |
|------------------------------|
| 戦略1 誰もが安心して暮らせる環境づくり |
| 戦略2 新たな人の流れ・関係人口・交流人口の創出 |
| 戦略3 地域資源を活用した働く場づくり |
| 戦略4 夕張の未来を創るプロジェクト |
| 戦略5 持続可能なまちづくり（コンパクト化・拠点形成等） |

第3節 夕張市まちづくりマスタープラン 立地適正化計画

【計画の概要】

本市は、平成24年（2012年）3月にまちづくりの基本的指針となる「夕張市まちづくりマスタープラン（都市計画マスタープラン）」を策定し、「安心して幸せに暮らすコンパクトシティゆーばり」をまちの将来像として掲げ、1都市拠点・4地域内再編地区による将来都市構造の形成を軸に持続可能なまちづくりを進めてきた。

しかし、以下の理由から計画の見直しが必要となった。

- ・ 想定を超える人口減少
- ・ 石勝線（新夕張～夕張間）の廃止に伴う交通体系の転換（鉄道→路線バス）
- ・ 公共施設の老朽化や耐震化の課題
- ・ 自然災害への備えの必要性

令和元年（2019年）に、北海道が定める夕張都市計画区域（夕張市）における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」が見直されたことを受け、子どもたちが希望と誇りを持ち、市民が幸せに暮らせるまちづくりを目指し、令和3年（2021年）3月に当初計画を見直した。この見直しでは、居住機能や都市機能の誘導、交通の充実などを通じて、さらに持続可能でコンパクトな都市の形成を図る「夕張市立地適正化計画」の策定も行った。

以下、本計画の見直しを含む概要について示す。

（1）計画の目標年次

令和22年（2040年）を目標年次とし、社会・経済情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行う。

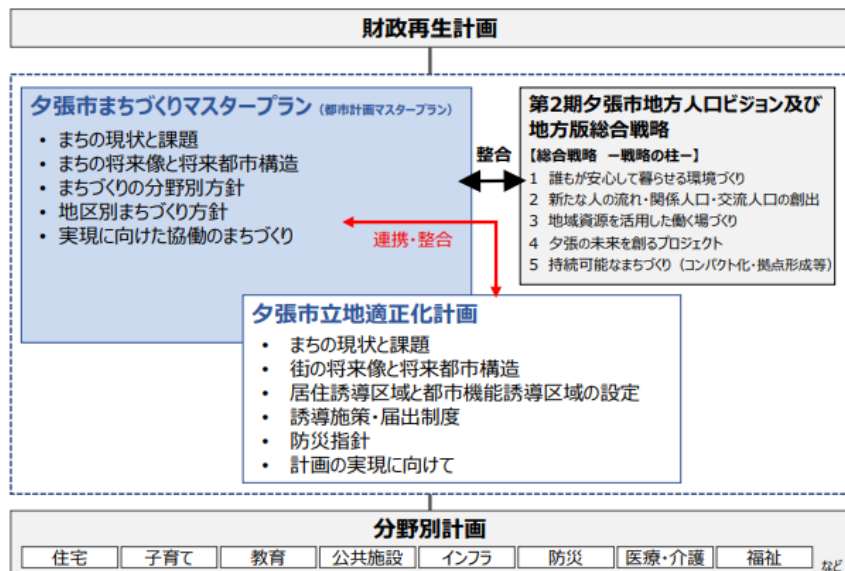
（2）計画の目標

夕張の子どもたちが将来に希望と誇りをもち、市民一人ひとりが幸せに暮らし続けることができる、または夕張に訪れたくなる、暮らしたくなるような都市の形成を目指し、市全体における居住機能や都市機能の立地誘導、交通の充実など、持続的でコンパクトなまちづくりを進めていく。

（3）計画の位置づけ

本計画は、「財政再生計画（平成22年（2010年）3月策定・平成29年（2017年）3月抜本見直し）」を最上位計画として財政再建と地域再生の両立に取り組みつつ、「第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略（令和2年（2020年）3月策定）」と整合を図り、「夕張市立地適正化計画」と連動してまちづくりを進める計画である。

また、本計画は、都市計画に関わる分野についての基本的な方針を定めたものであるため、関係する課と連携・調整を図り、関連分野別計画に基づき事業を推進する。



出典：夕張市まちづくりマスタープラン―夕張市都市計画マスタープラン
（都市計画の基本的な方針）－令和3年3月

図3-2 計画の位置づけ

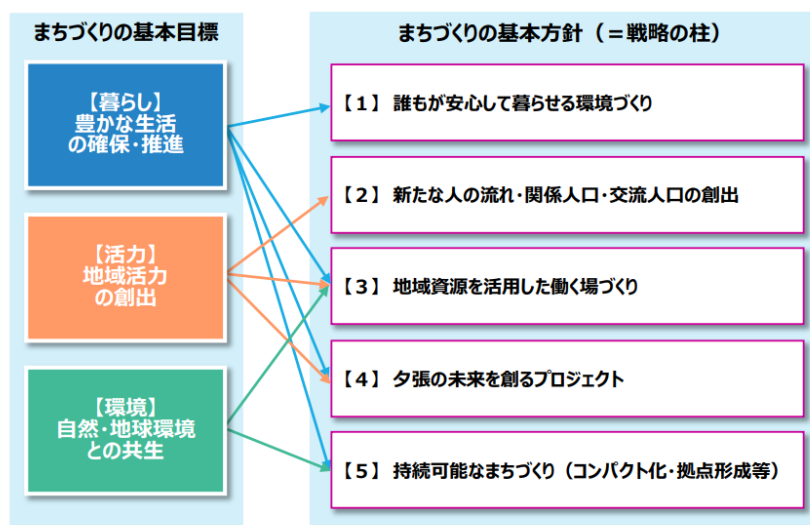
（4）持続可能なまちづくりに向けた課題

本市における持続可能なまちづくりに向けた課題として、以下に関するものが挙げられる。

- ① 安心して夕張に暮らし続けられるための取組
- ② 夕張で暮らすことの魅力を高めるための取組
- ③ 地域の状況に応じたコンパクトシティの取組の推進

（5）まちづくりの基本目標と基本方針

まちの現状、課題や、計画策定委員会における意見、市民意見などを踏まえ、当初計画で設定した「暮らし」「活力」「環境」の3つの基本目標を継承する。



出典：夕張市まちづくりマスタープラン―夕張市都市計画マスタープラン
（都市計画の基本的な方針）－令和3年3月

図3-3 まちづくりの基本目標と基本方針

第4節 夕張市コンパクトシティ構想

(1) 構想の目的

夕張市コンパクトシティ構想では、マスタープラン等において都市機能や居住を誘導する地区と定めた「若菜・清水沢・紅葉山」を「生活利便性の高い拠点」とするため、公共施設の再編による拠点形成の具体化や生活環境に応じた居住の充実にに向けた方策を示している。

(2) 構想の位置づけ

夕張市コンパクトシティ構想は、マスタープラン等の実行計画と位置づけ、「財政再生計画（平成22年（2010年）3月策定・平成29年（2017年）3月抜本見直し）」、他の計画等と連携・連動しながら取組を進めている。



出典：夕張市コンパクトシティ構想 令和4年3月

図3-4 夕張市コンパクトシティ構想の位置づけ

(3) 構想期間

マスタープラン等の目標年次とした令和22年（2040年）の半期である、概ね10年後を見据えた令和12年（2030年）としている。

(4) 拠点形成の具体化

1) 拠点形成の目標と拠点化の方策

「安心して暮らすことができる生活を支える環境づくり」と「地域の特性資源を活かした魅力的な環境づくり」に向け、マスタープラン等における地区の位置づけや地区の特性を踏まえ、市民会議の検討意見を参考に各地区の目標を設定した。

2) 実現に向けて

構想の実現に向けて、庁内と市民、関係団体との連携を図って進めていくこととしている。実現に向けたロードマップは以下のとおりである。

- ・施設整備が必要な場合は、おおむね5年程度での実現を目指し、取組を推進する。
- ・すぐに始められる取組は、関係者と協働し取組を実施する。
- ・コアプロジェクト以外の取組は、コアプロジェクトと連携して取組を実施する。



出典：夕張市コンパクトシティ構想 令和4年3月

図3-5 実現へのロードマップ

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の状況

1. ごみ処理体制

(1) 清掃事業の行政体制

1) 清掃事業の機構

本市の清掃事業の機構は、図4-1に示すとおりである。

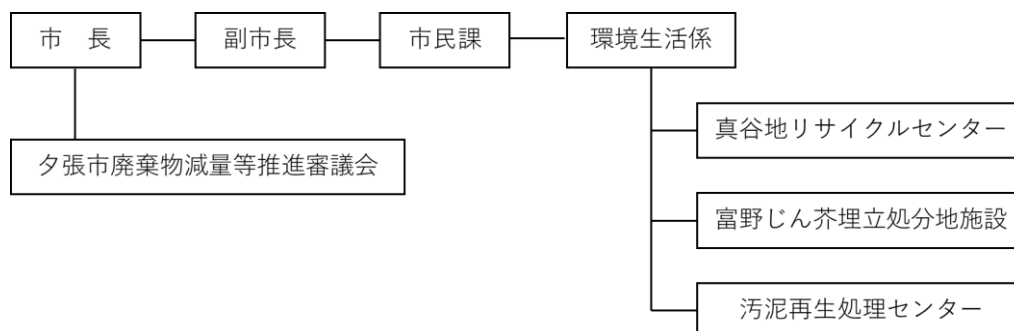


図4-1 清掃事業の機構

2) 清掃事業の人員

本市の清掃事業の人員は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 清掃事業の人員

所属	課長	主幹	主任	主事	会計年度任用職員	計
市民課	1	1				2
環境生活係			1	2	2	5

(令和6年4月1日現在)

2. ごみの分別区分

(1) 家庭系ごみ

1) 収集対象物

本市では、平成22年度(2010年度)に容器包装廃棄物の分別収集の品目について、従来の7品目からプラスチック容器包装などを含めた10品目へと増やした。

ごみの排出区分は表4-2に示すとおりであり、主に「一般ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」に分別されている。

表4-2 ごみの排出区分（収集対象物）

区分	分類	種類	備考
一般ごみ	台所ごみ	野菜・果実などの料理くず・残飯	
	紙類	容器包装以外のもの	
	布類	衣類（寝具類は除く）	一部リサイクル可
	食用油	凝固剤も可	
	ガラス・陶磁器		
	プラスチック類	容器包装以外のもの	
	皮革・ゴム類	靴、カバン、長靴、ゴム手袋	
粗大ごみ	家具類	机、タンス、ベッド	
	寝具類	布団、マットレス、カーペット	
	家電品	家電リサイクル対象品とパソコンは除く	一部リサイクル可
	その他	石油ストーブ、自転車、除雪用具等	
資源ごみ （容リ法対象）	空缶	アルミ缶、スチール缶	
	ペットボトル		
	ガラスびん	無色・茶色・その他のガラスびん	
	紙パック		
	段ボール		
	その他紙製		
	その他プラ製		
	白色トレイ		
その他 （拠点回収分）	廃小型家電	電話機、デジカメ、ラジオ、携帯電話等	
	廃乾電池・蛍光管		
	新聞紙・雑誌等		
	古着		

2) 処理しないごみ

本市での適正処理が技術的に困難なごみ、処理に危険が伴うごみや、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の規定により収集できないごみは、本市では収集・処理を行わないものとしている。

処理しないごみの区分及び種類は表4-3に示すとおりである。

表4-3 処理しないごみ

区分	ごみの種類
処理困難物	タイヤ、ピアノ、ドラム缶、ホームタンク、オートバイ
危険物等	プロパンガスのボンベ、消化器、農薬、バッテリー、灯油やガソリンの入った容器
家電品	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
産業廃棄物	廃プラスチック、建設廃材、木くず等

(2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、一般ごみ、粗大ごみは事業者や許可業者により富野じん芥埋立処分地へ、容器包装廃棄物は同じく真谷地リサイクルセンターへ搬入され、処理・処分を行っている。

容器包装廃棄物については、売却または指定法人への処理を委託している。

3. 家庭系ごみの収集運搬

(1) 収集運搬回数

本市のごみの収集回数は表4-4に示すとおりである。

表4-4 収集運搬回数

	一般ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
市街地	週2回	年2回	月2回
農村部	週1回		

(2) 収集運搬車両

令和6年度（2024年度）現在、本市では2事業者が市から1台ずつ貸与している収集運搬車両を用いて家庭系ごみを収集している。

4. ごみ処理

本市では、昭和40年から一般廃棄物の焼却施設（旧富野じん芥焼却場：20t/8時間×2基）が稼働してきたが、平成12年（2000年）のダイオキシン類対策特別措置法施行に伴い、構造基準に適合しなかったことにより、平成14年（2002年）12月に使用が廃止された。

その後、資源ごみは真谷地リサイクルセンター（以下、「リサイクルセンター」という。）で、それ以外のごみは、混合収集の後「一般ごみ・粗大ごみ」として、富野じん芥埋立処分地施設（以下、「埋立処分地」という。）で直接埋立処分を行っている。

(1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは図4-2に示すとおりである。

一般ごみ、粗大ごみについては、家庭系、事業系とも埋立処分地に直接埋め立てている。また、汚泥再生処理センターから生じた残渣（事業系生ごみの一部）についても埋立処分を行っている。

ガラス瓶、空き缶、プラスチック類（ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイ等）、紙類（紙パック、紙製容器、段ボール等）は資源ごみとして回収後、リサイクルセンターに搬入され処理される。なお、リサイクルに不適合なものやリサイクルセンターから出たごみの一部は、埋立処分地へ搬入し埋立処分を行っている。

粗大ごみについては、金属割合の高い粗大ごみは別途保管され、業者に引き取られている。令和3年度（2021年度）からは、木質系の粗大ごみについては民間事業者に委託し、処理を行っている。

廃小型家電品、古着、乾電池・蛍光灯、新聞紙・雑誌類は市内6箇所にある回収ボックスで拠点回収を行い、民間事業者に引き取りを依頼している。

なお、家電リサイクル法の対象となっている廃家電品は、直接家電販売店や許可業者

等により指定法人引取場所に持ち込まれており、市では処理を行っていない。

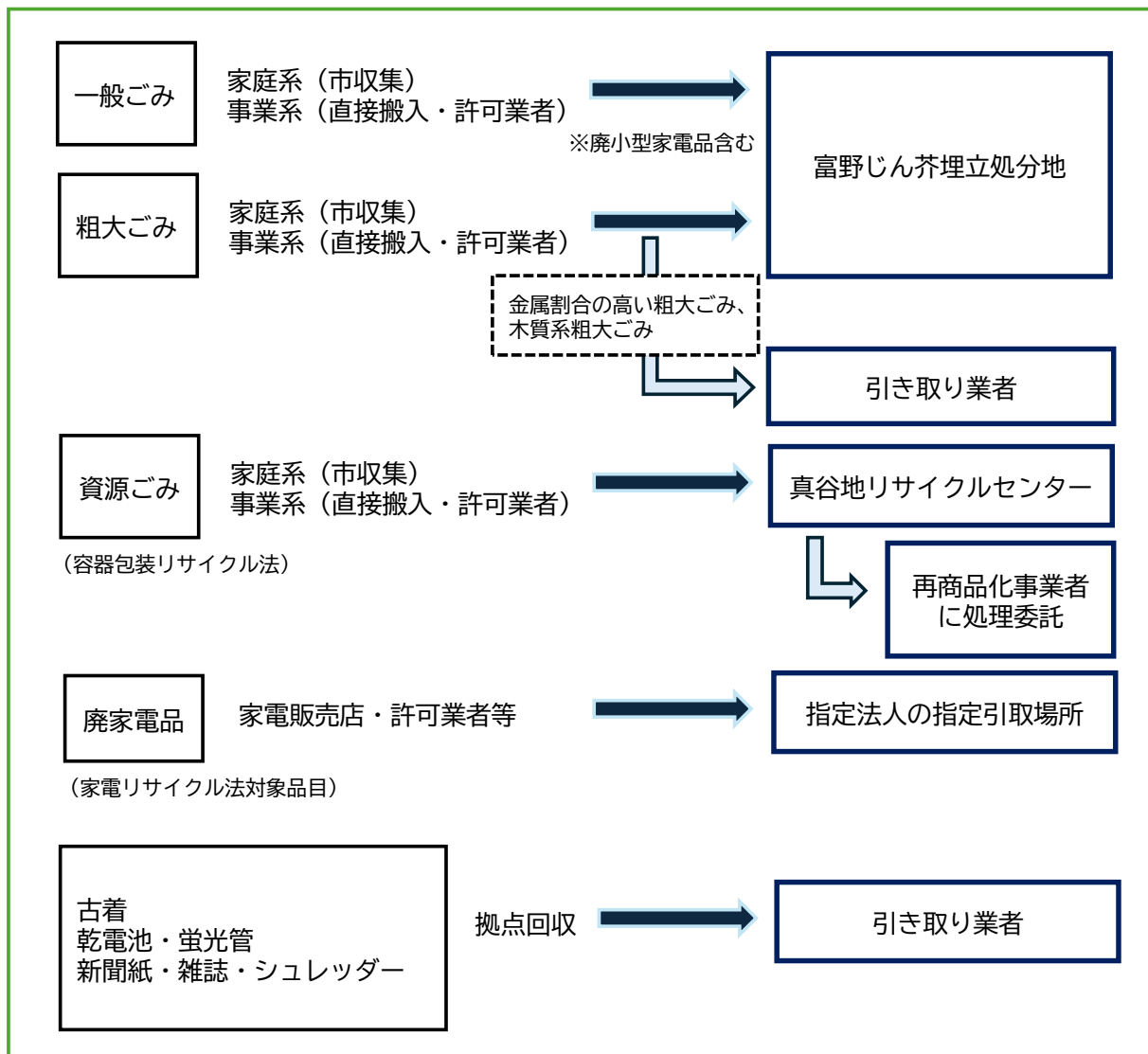


図 4-2 現況のごみ処理フロー

(2) ごみ処理施設の概要

1) リサイクルセンター

本市から排出される資源ごみは、夕張市真谷地リサイクルセンターに搬入され、処理を行っている。リサイクルセンターでは、空き缶（アルミ缶・スチール缶）、空きびん（3色）、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類（紙製容器包装、紙パック、ダンボール）を対象に選別・圧縮処理を行っている。

同施設の概要は表4-5に示すとおりである。

表4-5 リサイクルセンターの概要

名称	真谷地リサイクルセンター
所在	夕張市真谷地国有地
構造	鉄筋コンクリート亜鉛葺
建物面積	【第1工場】765.64㎡ 【第2工場】741.78㎡
機械設備 (圧縮梱包機)	【空き缶】18,000缶/h
	【ペットボトル】0.35 t/h
	【プラスチック製容器包装】0.40 t/h
	【紙製容器包装】0.25 t/h

2) 埋立処分場

本市から排出される一般ごみ・粗大ごみ及び汚泥再生処理センターで処理を行った後の残渣は、夕張市富野じん芥埋立処分地に搬入され、埋立処分を行っている。

埋立処分地では昭和62年9月から埋立を開始し、当初計画では平成13年（2001年）8月までであったが、延長して使用している。

令和4年度末（2022年度末）時点での残余容量は12,374 m³（最終覆土分を除く）であり、同年に行った残余量測量調査では、埋立可能期間が令和8年（2026年）9月までとされていた。しかし、令和6年（2024年）3月21日付けで北海道に一般廃棄物処理施設軽微変更届出書を提出し受理されたため、埋立容量が312,685 m³になり、令和13年（2031年）2月まで埋立可能期間が延長された。

なお、埋立処分地の埋立方式はサンドイッチ方式で、浸出水処理施設を付帯する管理型最終処分場である。ただし、地盤が不透水層であるということで、遮水工は施されていない。

同施設の概要は、表4-6に示すとおりである。

表 4-6 夕張市富野じん芥埋立処分地施設の概要

名 称	夕張市富野じん芥埋立処分地施設
所在地	夕張市富野国有地
総面積	47,475㎡
埋立面積	35,375㎡
埋立容量	287,466㎡
残余容量	12,374㎡（令和4年度末現在、最終覆土分15,780㎡を除く）
埋立開始	昭和62年9月～
埋立方式	サンドイッチ方式
主要設備	搬入道路、取付道路・雨水集排水設備・汚水等排水設備・流出防止堰堤・洪水調整池・浸出水処理施設
浸出水処理施設	処理方式：回転円盤＋凝集沈殿
	処理能力：75㎡/日
維持管理体制	搬入管理・覆土整地：委託
	浸出水処理施設管理：委託

(3) ごみ処理手数料

ごみ処理手数料について示すと、表 4-7 に示すとおりである。

本市では、財政再建による歳入の増加とごみ経費の財源確保のため、平成 19 年（2007 年）7 月からごみ処理の有料化を実施している。また、令和 4 年（2022 年）9 月に 5ℓ のごみ袋の販売を開始した。

表 4-7 ごみ処理手数料

区 分		ご み 処 理 料 金		
収 集 ご み	指定ごみ袋	5ℓ	1 枚 10 円	
		10ℓ	1 枚 20 円	
		20ℓ	1 枚 40 円	
		40ℓ	1 枚 80 円	
	指定袋を使用できないもの	粗大ごみ以外	1 個 160 円	
		粗 大 ご み	種類に応じて 1 個 200 円、600 円、1,000 円	
直接搬入ごみ	搬入車両の自動車検査証に記載されている最大積載量	記載されていないもの及び 500kg 以下	1 台あたり	1,600 円
		500kg を超え 1,000kg 以下	〃	3,000 円
		1,000kg を超え 2,000kg 以下	〃	6,000 円
		2,000kg を超え 3,000kg 以下	〃	10,000 円
		3,000kg を超え 4,000kg 以下	〃	13,000 円
		4,000kg を超え 5,000kg 以下	〃	16,000 円
		5,000kg を超え 6,000kg 以下	〃	20,000 円
		6,000kg を超えるもの	〃	33,000 円

(4) 不法投棄・野焼きの禁止

ごみを適正処理せずに山林、原野、空地などに投棄する「不法投棄」は景観の悪化や周辺の土壌や水質等への悪影響の原因となる。また、法で定められた焼却炉以外でごみを焼却する「野焼き」は周辺環境の悪化や、大気汚染、火災、近隣住民とのトラブル等の原因となる。そのため、廃棄物処理法で不法投棄、野焼きはいずれも禁止されている。

本市では、ごみの分別パンフレットに不法投棄・野焼きが禁止であることとその理由、違反時の罰則、目撃時の対応方法等に関して掲載し、住民への注意を促している。

5. ごみ排出状況

(1) ごみ排出量の算定方法

ごみ量のデータは搬入車両台数と車両別積載容量とかさ比重（設定値）から、それぞれ式1～3のように計算されている。

ここで、事業系一般ごみとしてカウントされている直接搬入車両には、一般市民による持ち込みや、引越し等により粗大ごみを積載した事業系の直接搬入車両も含まれている。このため、現状の事業系一般ごみ量は、家庭系一般ごみや事業系粗大ごみも、一部含む値となっている。

なお、令和3年度（2021年度）より後述する理由から運用方法を見直している。

○家庭系一般ごみの量＝委託業者の搬入台数

$$\times \text{収集車量の積載容量}^{\ast 1} \times \text{かさ比重} (0.3\text{t/m}^3) \dots\dots\dots \text{式 1}$$

※1：委託業者の収集車量2台（5 m³タイプと8 m³タイプ）あるため、各々の台数を管理

○事業系一般ごみの量＝許可業者及び直接搬入車両の規模別台数^{※2}

$$\times \text{搬入車両の規模別容量} \times \text{かさ比重} (0.3\text{t/m}^3) \dots\dots\dots \text{式 2}$$

※2：家庭からの自己搬入車両も全て事業系として集計している。

※3：許可業者及び搬入車両は、各車両の最大積載量で分けられた料金区分（表4-8参照）に従って、予め地元商店にて、当該区分の搬入券を購入し、埋立処分地の入口で搬入券を管理員に渡す。事業系一般ごみについては、搬入券から区分別の台数を把握。

○家庭系粗大ごみの量＝委託業者の搬入台数

$$\times \text{収集車量の積載容量}^{\ast 3} \times \text{かさ比重} (0.4\text{t/m}^3) \dots\dots\dots \text{式 3}$$

※4：委託業者の粗大ごみの収集車量の積載容量は4 m³

(2) ごみの種類別の発生量

本市の各年度の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物それぞれのごみの種類別の発生量ならびに、家庭系一般廃棄物における各年の1人1日あたりのごみ排出量の変動は表4-8に示すとおりである。

なお、1人1日あたりのごみ排出量は、下式から算出した。

$$1 \text{ 人 } 1 \text{ 日 あたり の ご ん い 排 出 量 (g / \text{人} \cdot \text{日}) = \frac{\text{ごみ排出量(t)} \times 1,000,000}{\text{人口(人)} \times \text{年間日数(日)}}$$

（年間日数は通常年 365 日、うるう年に関しては日数を 366 日として計算）

表4-8 各年度のごみの種類別の発生量

項目			単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口			人	10,922	10,654	10,390	9,968	9,584	9,205	8,851	8,470	8,211	7,907	7,302	6,959	6,698	6,531
日数			日	365	365	366	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365
年間 排出量	家庭系 一般廃棄物	一般ごみ	t/年	2,613	2,189	2,114	2,067	1,987	1,895	1,882	1,744	1,627	1,593	1,580	1,606	1,584	1,438
		資源ごみ		275	319	310	306	283	259	245	230	214	199	184	178	183	164
		粗大ごみ		93	98	115	94	87	80	86	69	70	63	73	84	82	73
		小計		2,981	2,606	2,539	2,467	2,357	2,234	2,213	2,043	1,911	1,855	1,837	1,868	1,849	1,675
	事業系 一般廃棄物	一般ごみ		526	502	668	1,363	1,309	1,316	1,165	1,174	1,309	1,481	1,417	2,184	2,889	2,527
		資源ごみ		65	43	0	22	18	20	20	16	15	12	12	6	7	7
		粗大ごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計		591	545	668	1,385	1,327	1,336	1,185	1,190	1,324	1,493	1,429	2,190	2,896	2,534
	合計	一般ごみ		3,139	2,691	2,782	3,430	3,296	3,211	3,047	2,918	2,936	3,074	2,997	3,790	4,473	3,965
		資源ごみ		340	362	310	328	301	279	265	246	229	211	196	184	190	171
		粗大ごみ		93	98	115	94	87	80	86	69	70	63	73	84	82	73
		合計		3,572	3,151	3,207	3,852	3,684	3,570	3,398	3,233	3,235	3,348	3,266	4,058	4,745	4,209
1人1日 あたり のごみ排出量	家庭系 一般廃棄物	一般ごみ	g/人・日	655	563	556	568	568	562	583	564	543	550	593	632	648	603
		資源ごみ		69	82	82	84	81	77	76	74	71	69	69	70	75	69
		粗大ごみ		23	25	30	26	25	24	27	22	23	22	27	33	34	31
		合計		748	670	668	678	674	663	685	661	638	641	689	735	756	703
	事業系 一般廃棄物	一般ごみ		132	129	176	375	374	391	361	380	437	512	532	860	1,182	1,060
		資源ごみ		16	11	0	6	5	6	6	5	5	4	5	2	3	3
		粗大ごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計		148	140	176	381	379	397	367	385	442	516	536	862	1,185	1,063
	合計	一般ごみ		787	692	732	943	942	953	943	944	980	1,062	1,124	1,492	1,830	1,663
		資源ごみ		85	93	82	90	86	83	82	80	76	73	74	72	78	72
		粗大ごみ		23	25	30	26	25	24	27	22	23	22	27	33	34	31
		合計		896	810	843	1,059	1,053	1,060	1,052	1,046	1,079	1,157	1,225	1,598	1,941	1,766

ア. 一般ごみ排出量の推移

過去 10 年間の一般ごみの排出量は図 4-3 に示すとおりである。家庭系と事業系を合わせた一般ごみの総量は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までは減少傾向にあったものの、その後は横ばい傾向となっていた。令和 3 年度（2021 年度）からは事業系ごみの排出量が増加しており、令和 4 年度（2022 年度）の排出量は 4,473 t/年となっている。

平成 24 年（2012 年）以降、市がまちづくり政策として進める都市構造の再編・地区内集約の推進に伴い、解体ごみ、引越しごみ等が一定量発生しており、それらは事業系一般ごみ量として集計されている。今後もまちの集約化が進むに伴い、引越しごみ等は継続的に発生することが想定される。

そのような中、自己搬入車において、荷台に対しての積載量が明らかに多い車両が見受けられることから、令和 3 年度（2021 年度）から、そのような車両に対しては 2 台分としてカウントする集計方法へと見直しを行ったことも、事業系ごみの量が増加している要因のひとつとなっている。

また、事業系ごみとして集計している車両の搬入車両台数内訳は図 4-4 に示すとおりで、許可業者の搬入台数及び事業系自己搬入の搬入台数は減少傾向にあるのに対し、家庭系自己搬入は増加傾向となっており、事業系ごみの増加要因が、家庭系自己搬入の増加によることが推察される。

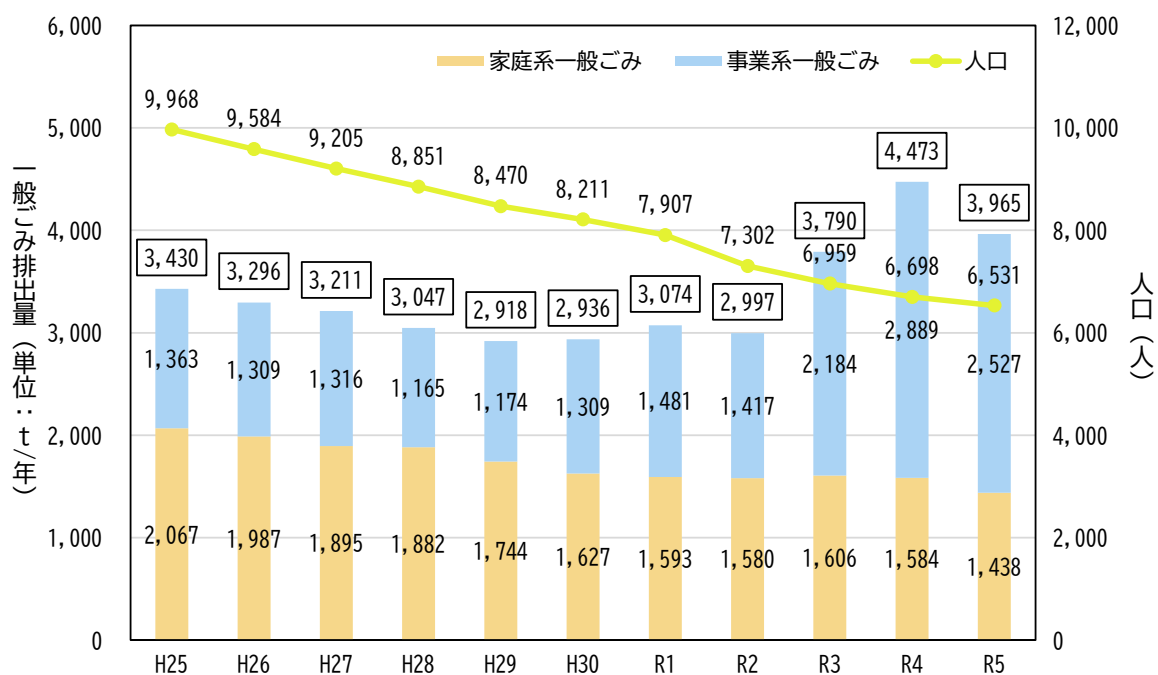
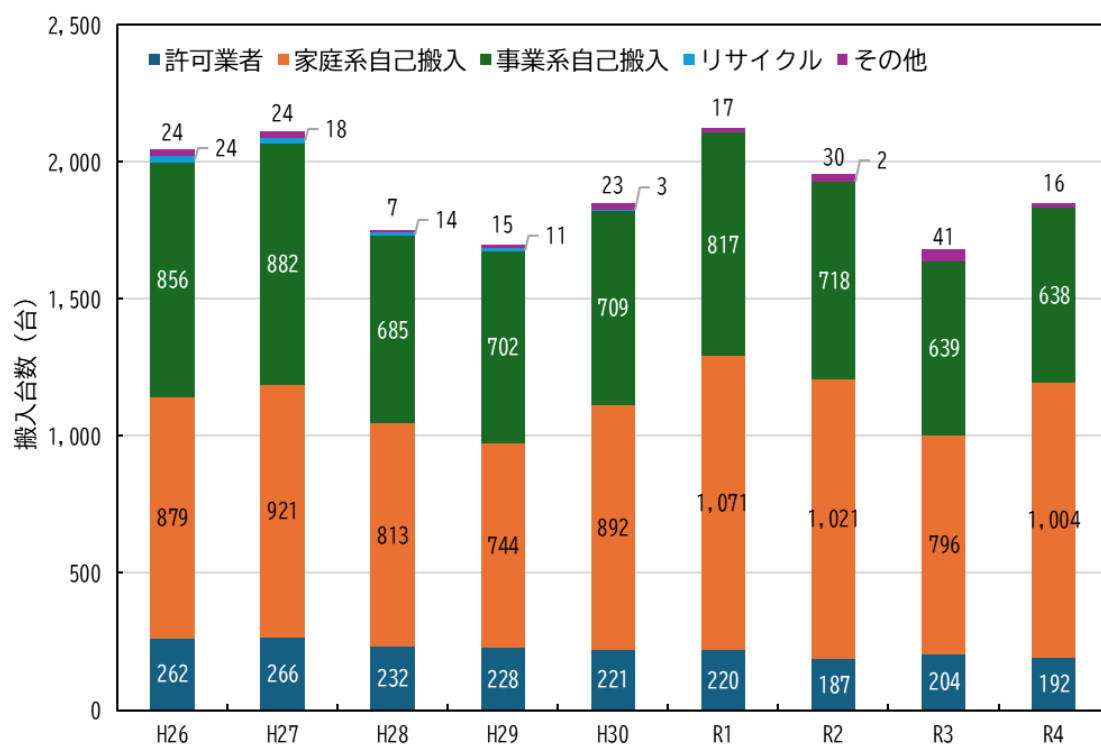


図 4-3 一般ごみ排出量の推移



※家庭系一般ごみ収集委託業者の搬入台数は除いた集計である。

図4-4 事業系ごみとして集計している搬入車両台数の内訳推移

イ. 1人1日あたり家庭系ごみ排出量の推移

1人1日あたりの家庭系ごみの排出量についてみると、図4-5のとおりである。

平成25年度(2013年度)から令和元年度(2019年度)までの1人1日あたりの家庭系ごみ量は減少傾向となっていたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)にかけて一時的に増加傾向となった。コロナ対策期間中は、人々の外出機会が減少し、家庭内でのごみの排出量が増えたことが要因として考えられる。

令和5年度(2023年度)に入ると、コロナ以前の生活スタイルが徐々に回復したとみられることから、再び減少に転じている。

なお、資源ごみは70g/人・日前後で横ばいであるのに対し、粗大ごみは令和2年度(2020年度)までおおむね20g台で推移していたものが、令和3年度(2021年度)以降、30gを超えて推移している。この要因としては、コロナをきっかけとした生活形態の変化、物を多く持たないシンプルな生活形態を人々が求める傾向にあることなども影響しているものと推察される。

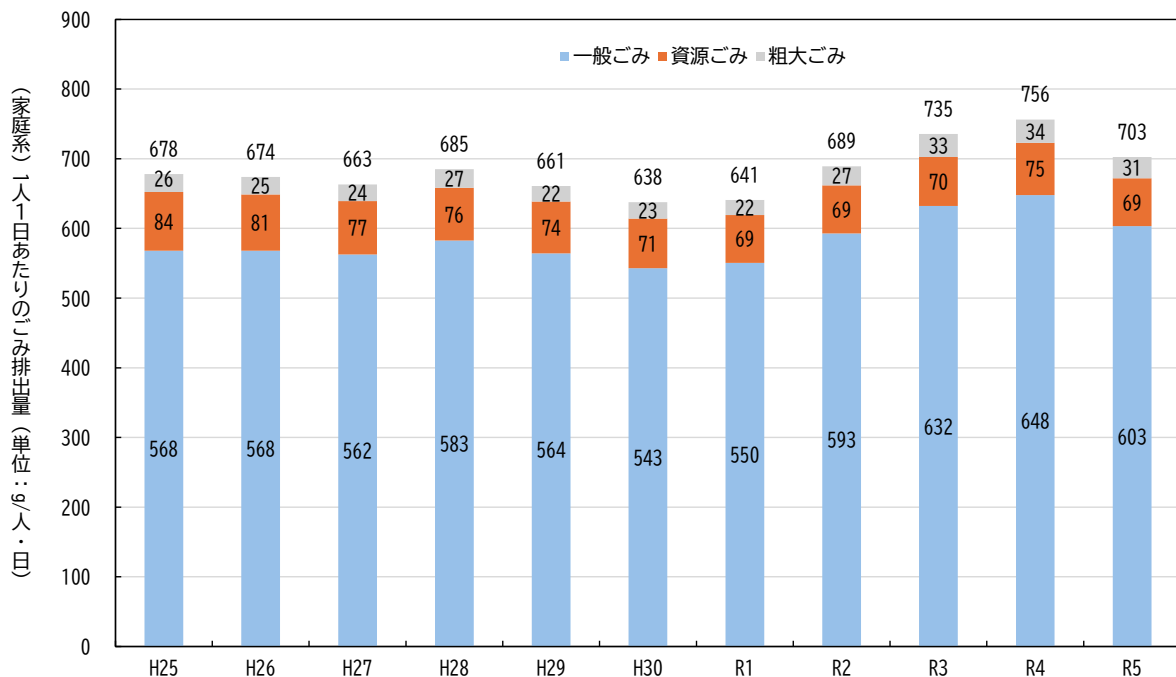


図4-5 (家庭系) 1人1日あたりのごみ排出量

6. 一般ごみのごみ組成

本市の一般ごみのごみ組成について、令和6年(2024年)12月及び令和7年(2025年)1月に実施した組成調査結果より整理すると、以下のとおりである。

(1) 家庭系ごみ

【家庭系ごみ組成の特徴】

○生ごみ(食品ロスを含む)が全体の約5割を占めている。

食品ロスは極端に多くはないが、生ごみが食品ロスと併せて全体の約4～5割を占めており、最も多くなっている。市民一人ひとりの意識と協力で削減が可能なのところもあるため、削減に向けた啓発活動が有効と考えられる。

○全体の15%が資源物の混入である。

全体の約85%が適正に排出されているが、残り15%は資源物であった。適切に分別することで資源回収量の増加と埋立処分地の延命化が期待できる。

○資源にならないプラスチックが6～9%含まれている。

適正に排出されたごみの中に、資源にならないプラスチックが6～9%含まれている。今後、広域処理を行う場合、受入施設で分別が求められる可能性があるため、市としての対策を検討しておく必要があると考えられる。

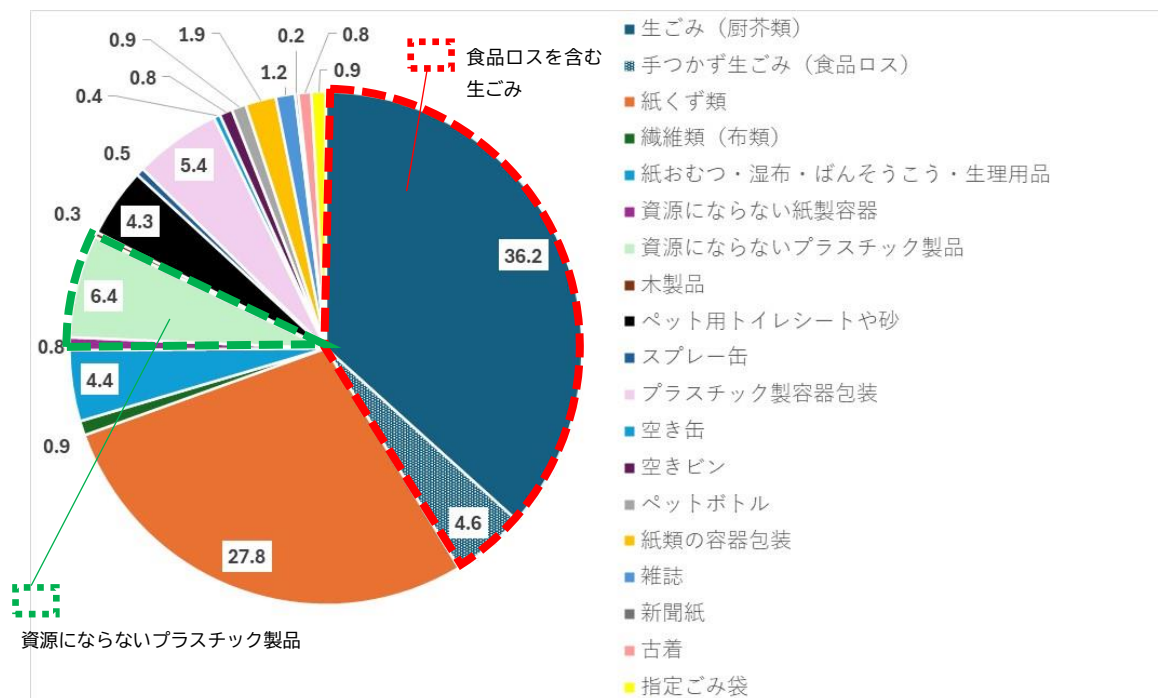


図 4 - 6 ① 家庭系一般ごみの組成 (令和 6 年 12 月調査結果、湿ベース)

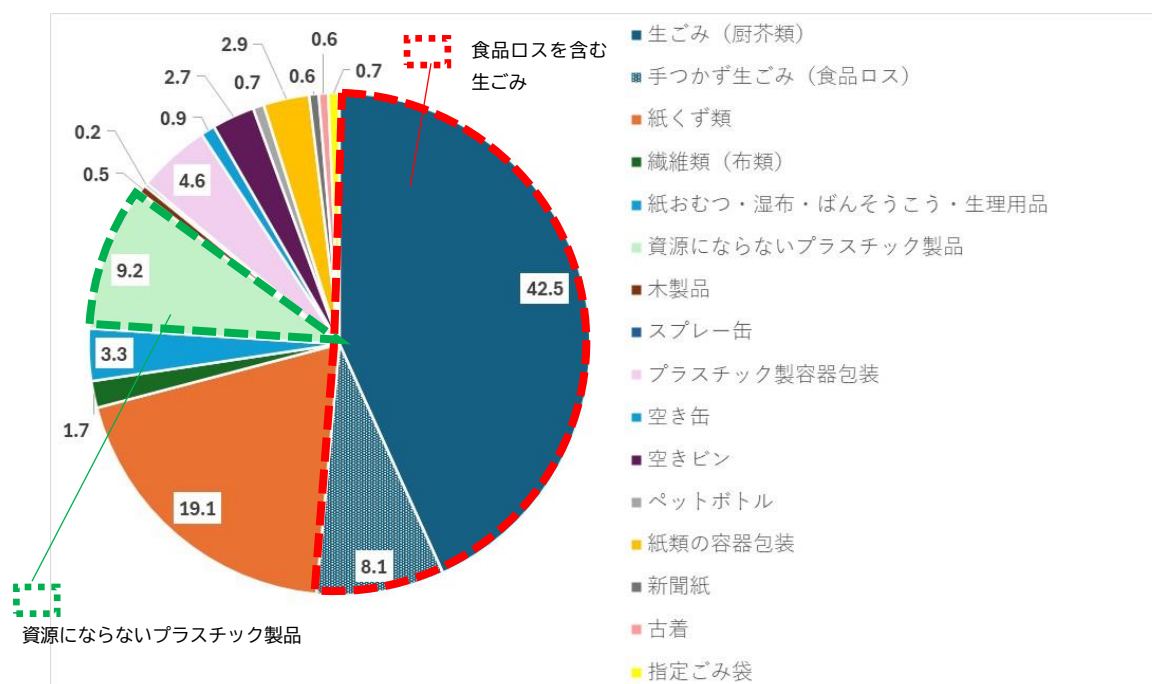


図 4 - 6 ② 家庭系一般ごみの組成 (令和 7 年 1 月調査結果、湿ベース)

(2) 事業系ごみ

【事業系ごみ組成の特徴】

○手つかずの生ごみ（食品ロス）が全体の約2～5割を占めている。

手つかずの生ごみ（食品ロス）の割合が高いという特徴がみられる。中でもコンビニ等での売れ残りや特産品の“長いも”の廃棄が見られた。

○紙おむつ類が1割程度ある。

紙おむつ類は約5～15%となっており、家庭系よりも高い傾向にある。この理由として介護施設等からの排出が多いことが挙げられる。

○資源物の混入（プラスチック）が1～2割程度ある。

適正に排出されたごみの中に、資源にならないプラスチック製品とプラスチック製容器包装が併せて約1割～2割程度含まれている。

今後は、事業者の資源分別に関する指導を強化していく必要がある。

事業者への啓発と指導によって、一定のごみ削減が可能と考えられる。

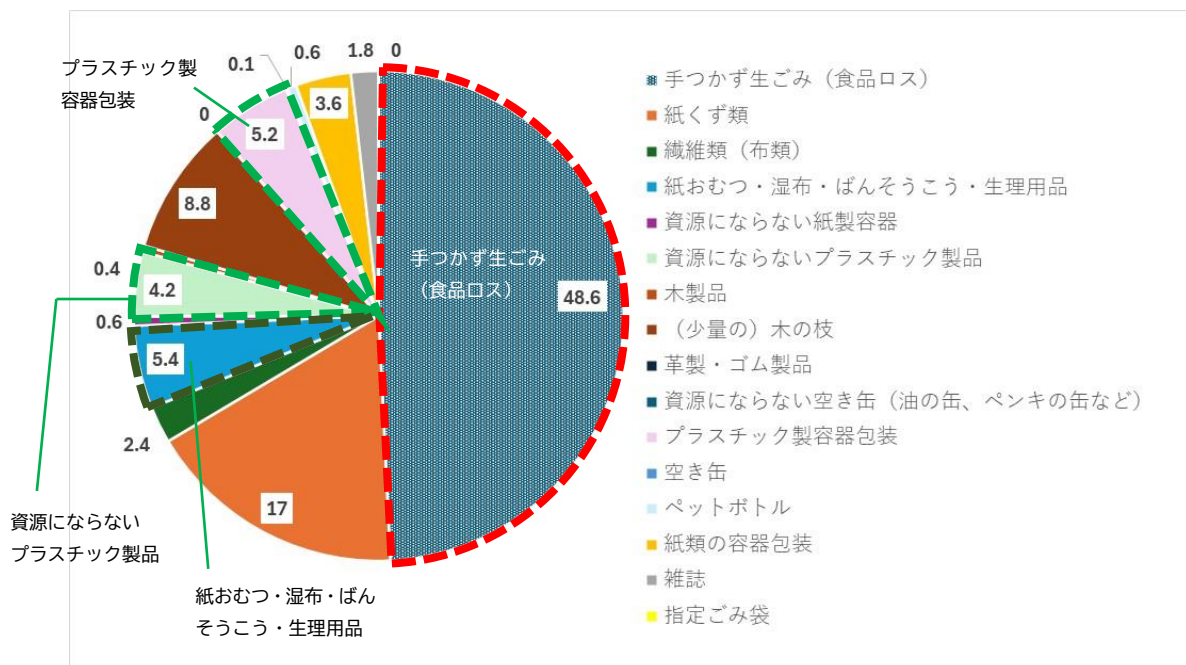


図4-7① 事業系一般ごみの組成（令和6年12月調査結果、湿ベース）

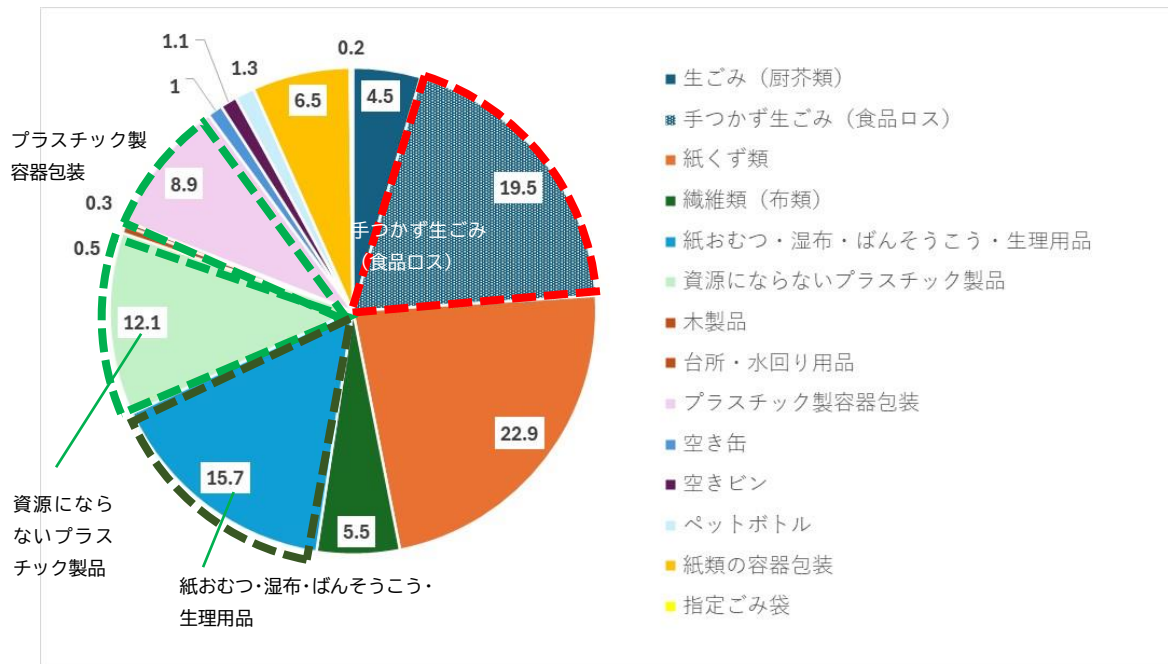


図４－７② 事業系一般ごみの組成（令和７年１月調査結果、湿ベース）

7. 資源化・最終処分等の実績

資源化、民間事業者による引き取り、最終処分の実績について示すと以下のとおりである。

(1) 資源化量の推移

本市における資源ごみの資源化の推移は図4-8、表4-9に示すとおりである。

本市では、ガラスびん、金属類（缶類）、プラスチック類、紙類の4種類を資源ごみとして回収し、その処理を民間事業者に委託している。

人口減少に伴い、年間のごみ排出量は減少していると推察され、それに比例して資源化量も減少傾向にあると考えられる。

資源化率は平成25年度（2013年度）には8.5%であったが、その後減少が続き、令和3年度（2021年度）以降は4%台で推移している。（令和3年度（2021年度）以降は、ごみ量の集計方法が変更された影響もあると考えられる。）

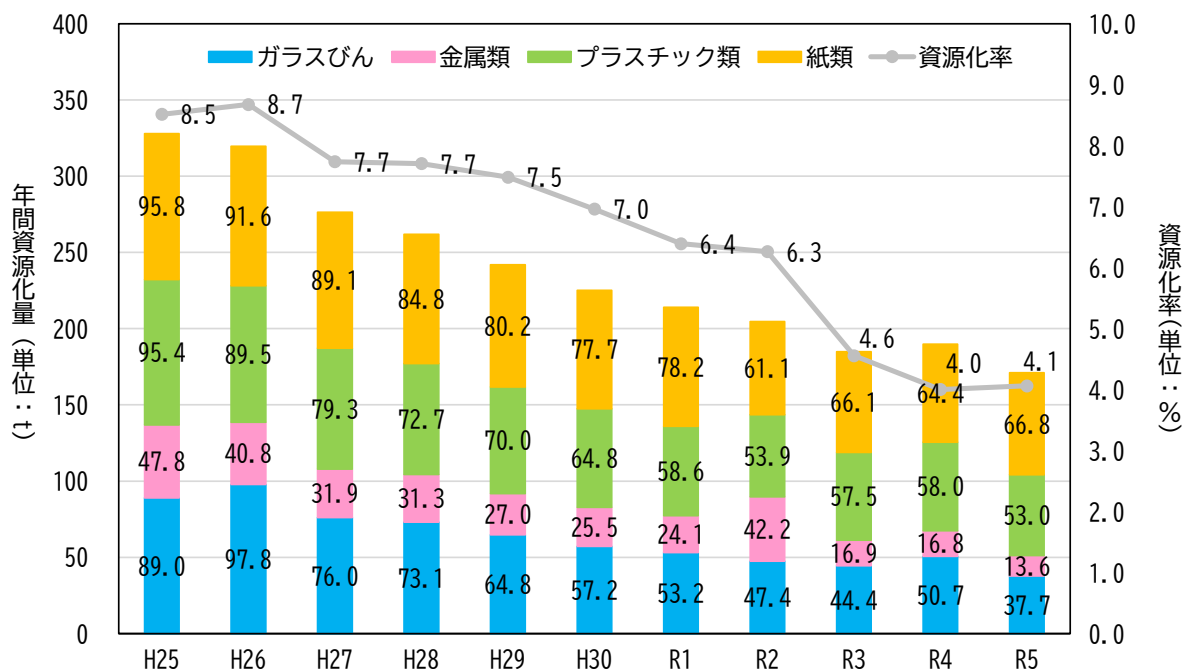


図4-8 各種資源ごみの資源化量、資源化率の推移

表４－９ ごみ処理（資源化、最終処分、引き取り）の実績

項目		単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
年間排出量(収集量)			t	3,572	3,151	3,207	3,852	3,684	3,570	3,398	3,233	3,235	3,348	3,266	4,058	4,745	4,209
資源化量	ガラスびん	無色	t	34.7	28.6	31.3	34.7	28.6	31.3	29.4	25.3	24.6	14.8	24.4	13.7	15.7	15.3
		茶色	t	40.7	36.6	32.6	40.7	36.6	32.6	32.2	28.7	23.9	24.5	18.2	15.4	23.2	12.4
		その他	t	13.6	32.6	12.1	13.6	32.6	12.1	11.5	10.8	8.7	13.9	4.8	15.3	11.8	10.1
		小計	t	89.0	97.8	76.0	89.0	97.8	76.0	73.1	64.8	57.2	53.2	47.4	44.4	50.7	37.7
	金属類	アルミ缶	t	14.3	13.7	16.4	14.3	13.7	16.4	16.7	14.5	13.8	13.1	29.2	10.4	12.8	7.1
		スチール缶	t	33.5	27.1	15.5	33.5	27.1	15.5	14.6	12.5	11.7	11.0	13.0	6.5	4.0	6.4
		小計	t	47.8	40.8	31.9	47.8	40.8	31.9	31.3	27.0	25.5	24.1	42.2	16.9	16.8	13.6
	プラスチック類	ペットボトル	t	41.6	38.8	35.2	41.6	38.8	35.2	35.3	31.2	29.8	35.9	29.2	29.9	29.4	31.9
		プラ製容器	t	52.7	49.9	43.4	52.7	49.9	43.4	36.8	38.3	34.5	22.1	24.0	27.3	28.4	20.7
		白色トレイ	t	1.1	0.8	0.7	1.1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.6	0.7	0.3	0.2	0.4
		小計	t	95.4	89.5	79.3	95.4	89.5	79.3	72.7	70.0	64.8	58.6	53.9	57.5	58.0	53.0
	紙類	紙バック	t	3.6	3.3	3.0	3.6	3.3	3.0	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	1.7	1.5	1.9
		紙製容器	t	24.5	23.1	21.9	24.5	23.1	21.9	20.4	19.7	17.8	17.9	13.0	15.0	18.9	17.1
		段ボール	t	67.7	65.2	64.2	67.7	65.2	64.2	61.3	57.8	57.5	58.1	46.0	49.4	44.0	47.9
		小計	t	95.8	91.6	89.1	95.8	91.6	89.1	84.8	80.2	77.7	78.2	61.1	66.1	64.4	66.8
	資源化量合計		t	328.0	319.7	276.3	328.0	319.7	276.3	261.9	242.0	225.2	214.1	204.6	184.9	189.9	171.0
	資源化率		%	9.2	10.1	8.6	8.5	8.7	7.7	7.7	7.5	7.0	6.4	6.3	4.6	4.0	4.1
最終処分量	収集ごみ	家庭系一般ごみ	t	2,613	2,189	2,114	2,067	1,987	1,895	1,882	1,744	1,627	1,593	1,580	1,606	1,584	1,438
		家庭系粗大ごみ ^{※1}	t	93	98	115	94	87	80	86	69	70	63	73	84	82	73
		事業系一般ごみ	t	526	502	668	1,363	1,309	1,316	1,165	1,174	1,309	1,481	1,417	2,184	2,889	2,527
		小計	t	3,232	2,789	2,897	3,524	3,383	3,291	3,133	2,987	3,006	3,137	3,070	3,874	4,555	4,038
	汚泥		t			195		195	225	217	224	226	237	228	226	211	
	リサイクルセンター不適合物		t						85	144	195	192	170	157	124	149	
	最終処分量合計		t	3,232	2,789	3,092	3,524	3,383	3,486	3,443	3,348	3,425	3,555	3,477	4,259	4,905	4,398
	収集ごみ最終処分率		%	90.5	88.5	90.3	91.5	91.8	92.2	92.2	92.4	92.9	93.7	94.0	95.5	96.0	95.9
外部処理委託	可燃性粗大ごみ		t											271	142	155	
引き取り量	古紙		kg	29,600	29,280	31,960	29,600	29,280	31,960	33,410	29,650	27,300	32,330	35,670	47,240	36,150	44,050
	古着		kg	2,594	4,317	3,916	2,594	4,317	3,916	2,921	2,870	2,136	2,806	2,264	3,423	3,706	4,400
	小型家電		kg	4,403	6,569	3,875	4,403	6,569	3,875	4,067	5,663	4,124	7,731	2,980	※2		
	廃乾電池		kg	1,170	480	599	1,170	480	599	450	640	610	980	630	790	618	880
	廃蛍光管		kg	710	700	982	710	700	982	728	930	1,000	300	320	350	362	350
	合計		kg	38,477	41,346	41,332	38,477	41,346	41,332	41,576	39,753	35,170	44,147	41,864	51,803	40,836	49,680

※1 令和3年度以降、自己搬入も含め可燃性の粗大ごみについては、民間事業者へ処理委託を行っている。

※2 小型家電については、令和2年度までは、指定業者に無料回収してもらっていたが、令和3年度からは逆有償となったため、処分地にて全量埋立をしている。（回収量は不明。）

（２）回収ボックス回収品の民間事業者引き取り量の実績

本市が回収ボックスで回収した品目の民間事業者による引き取りの実績は図４－９に示すとおりである。

本市では、古紙、古着、廃乾電池、廃蛍光管の４種類の廃棄物に関して、民間事業者への引き取りを委託している。また、平成24年度（2012年度）から令和2年度（2020年度）にかけては小型家電の収集、引き取りを実施していた。

引き取り量は、種類別では古紙が最多であり、毎年70～90％近くを占めている。2番目は小型家電であったが、令和3年度（2021年度）以降は埋立処分地への小型家電の直接埋立を行った関係で古着が2番目に多い品目となった。

古紙及び古着の引き取り量は令和3年度（2021年度）以降、増加傾向にある。

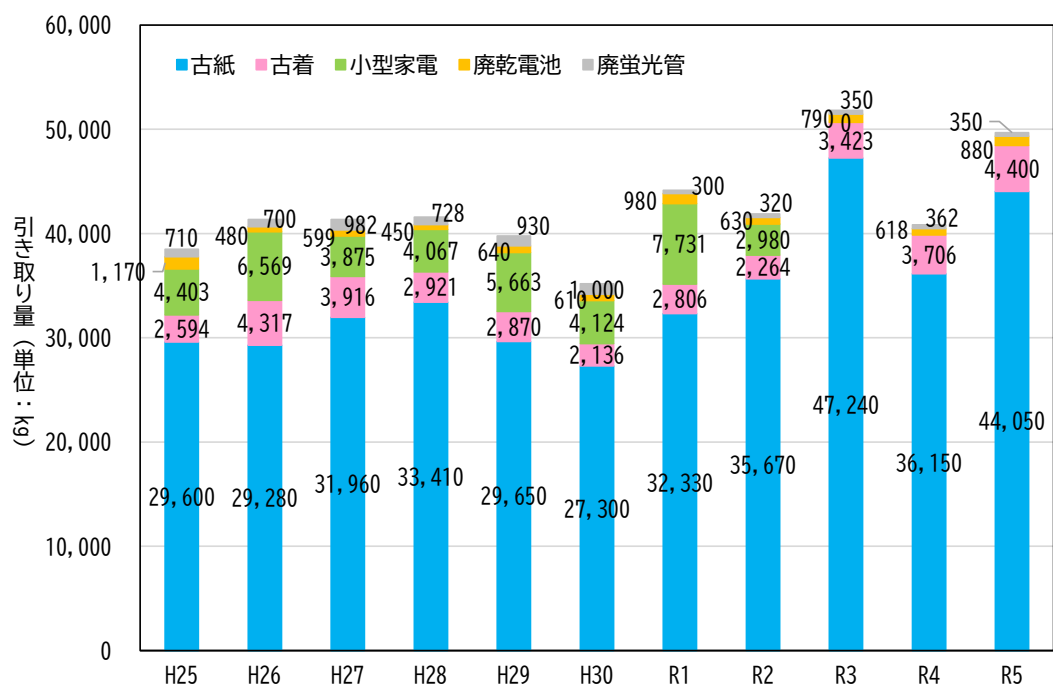


図4-9 民間事業者による引き取り量の推移

(3) 最終処分の実績

本市における最終処分の実績は図4-10に示すとおりである。

本市では、収集した一般ごみ、汚泥再生処理センターの汚泥、リサイクルセンターから生じた不適合物の埋立を行っている。

なお、令和2年度(2020年度)までは、家庭から排出された粗大ごみについても埋立を行っていたが、令和3年度(2021年度)以降は一部民間事業者へ処分を委託している。また、リサイクルコーナーから排出されたごみや小型家電(令和3年度(2021年度)以降)の埋立も行っているが、数量は把握していない。

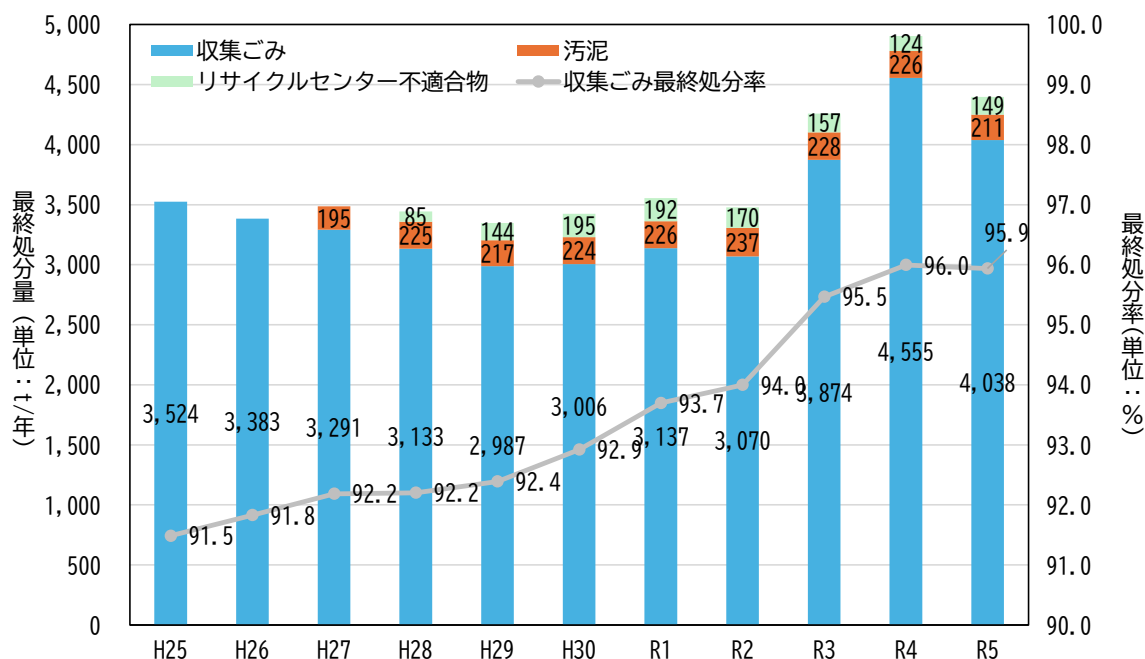


図4-10 最終処分量の推移

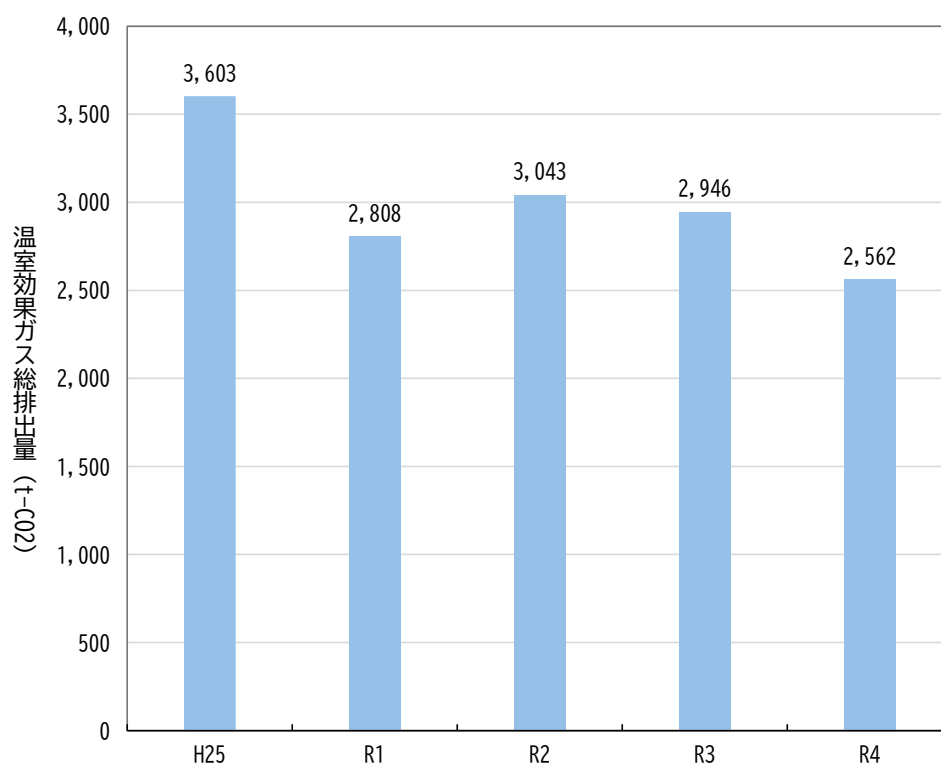
(4) 温室効果ガス排出状況

本市では、令和6年(2024年)3月に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に基づき、夕張市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として「第5次夕張市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)を策定した。

本市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」については「第5次夕張市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」でとりまとめている。

本市における事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の推移を示すと図4-11のとおりである。

同計画の基準年度である平成25年度(2013年度)において、温室効果ガスの総排出量は、3,602.97t-CO₂となっており、令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)にかけては停滞していたが、直近の令和4年度(2022年度)では2,561.95t-CO₂と基準年度から約28.89%減少している。



データ出典：「第5次夕張市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)より

図4-11 本市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の推移

第2節 ごみ排出状況の評価

「ごみ処理基本計画策定指針」において、「ごみ処理の実績を基に市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済性面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努めるものとする」とされており、客観的な評価方法として、次の方法のいずれか、または組み合わせにより評価を行うことが定められている。

(ごみ処理基本計画策定指針より抜粋)			
ア. 当該市町村で設定した目標値を基準値とした比較により評価			
イ. 国の目標値を基準とした比較による評価			
ウ. 全国又は都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準とした比較による評価			
以下に、それぞれの比較評価を実施した内容を示す。			

1. 目標達成状況(旧計画の目標値及び国の目標値)

(1) 旧計画で定めた目標と達成状況

平成20年度の1人1日当たりのごみ排出量は、1,193g/人・日であった。

表4-10 現行計画で定めた目標と達成状況

目標	平成27年度 (2015年度)	令和5年度 (2023年度)	評価
市民・事業者・行政が一体となつてごみの発生・排出抑制を行い、平成27年度以降の1人1日当たりのごみ排出量を <u>1,052g/人・日</u> まで減量する。	1,060 g/人・日	1,761 g/人・日	未達成
容器包装廃棄物の分別収集を7品目から10品目へと増やし、事業系の生ごみの資源化を行うことにより、平成27年度以降のリサイクル率 <u>15%以上</u> を目指す。	7.8%	3.6%	未達成
1) 容器包装廃棄物からのリサイクルに関する目標 平成12年度からガラスびん(無色、茶色、その他)、缶類(アルミ、スチール)、ペットボトル、紙パックの7品目の分別収集及び資源化を行っているが、平成22年7月から、ダンボール、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)の3品目を追加し、10品目の分別収集・資源化の完全実施を行う。	平成22年度から容器包装廃棄物分別収集全10品目完全実施		達成
2) 生ごみのリサイクルに関する目標 汚泥再生処理センター建設に合わせ、生ごみの資源化を図る。 ただし、開始当初は、全市を対象とせず事業系のみとし、その後、一般世帯への拡充を図ることとする。	平成27年7月から汚泥再生処理センターが供用開始し、事業系ごみの一部の資源化を実施している。		達成

2. 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いた評価

評価について、指針では特に「ウ. 全国又は都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準とした比較による評価」をできるだけ実施することが望ましいとしている。そこで、環境省の委託により一般財団法人日本環境衛生センターが「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を作成し、市町村に配布している。

本市でも、同ツールを用いて類似団体（市町村）との比較・評価を行った。
具体的なごみ処理評価の指標と算定式は表 4-11 に示すとおりである。

表 4-11 ごみ処理の評価の標準的な指標と算定式

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	算定式
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	kg/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
		最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量-最終処分量)

令和4年度の「一般廃棄物処理事業実態調査結果」に基づく本市の比較評価結果は図 4-12 に示すとおりである。なお、比較対象は道内で本市に類似する 32 市町村とした。

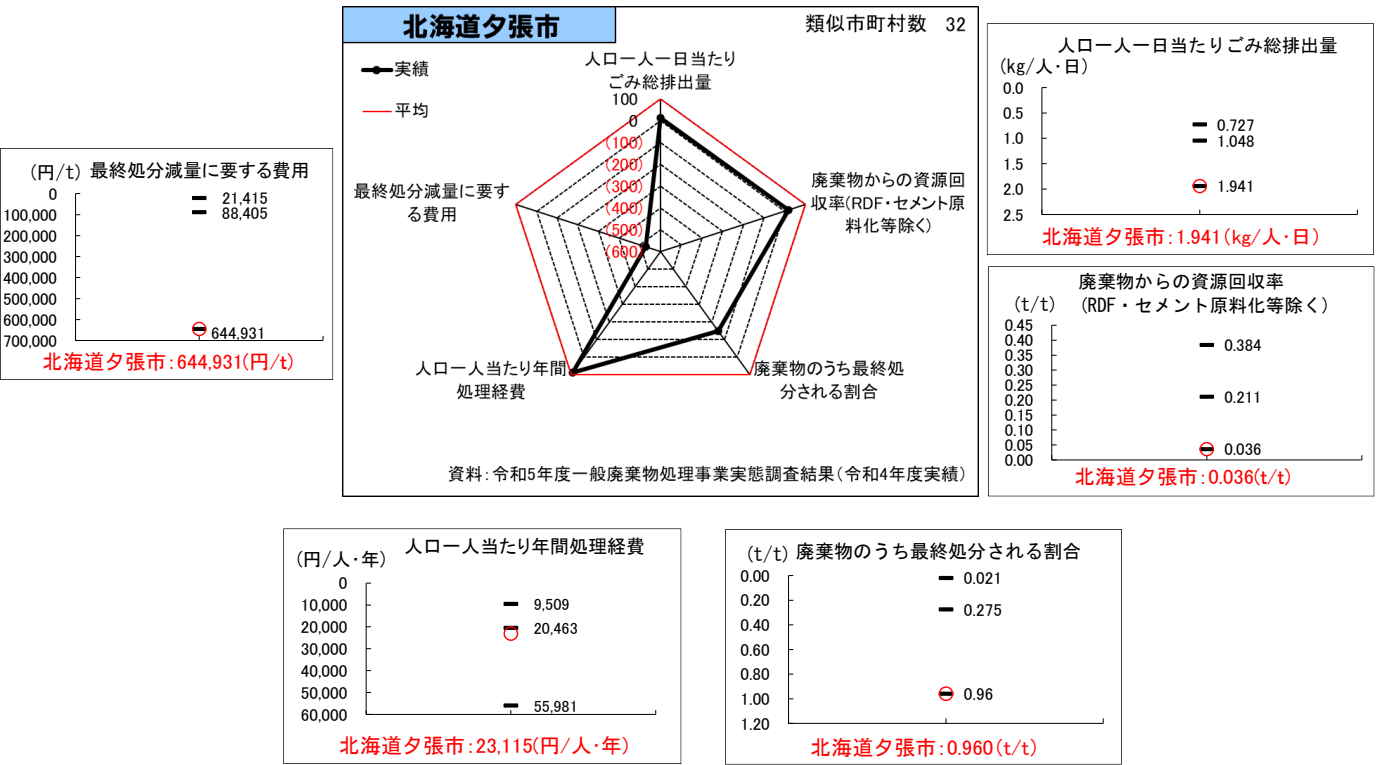


図 4-12 「一般廃棄物処理事業実態調査結果」に基づく本市の比較評価結果

一般廃棄物処理システムの分析比較結果は表4-12に示すとおりである。

表4-12 一般廃棄物処理システムの分析比較結果

標準的な指標	一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 減量化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	1.048	0.211	0.275	20,463	88,405
最大	1.941	0.384	0.96	55,981	644,931
最小	0.727	0.036	0.021	9,509	21,415
標準偏差	0.234	0.061	0.246	8,096	105,417
当該市町村実績	1.941	0.036	0.96	23,115	644,931
指数値	14.8	17.1	-149.1	87.0	-529.5

3. ごみ処理施策の評価

平成 22 年（2010 年）3 月に策定した現行の「夕張市一般廃棄物処理基本計画書」（以下、「現行計画」という。）では、平成 27 年度（2015 年度）を中間目標年次、令和 6 年度（2024 年度）を計画目標年次として、各目標を定めている。現行計画が定めた目標及び施策、各施策の実施状況に係る評価について示すと、以下のとおりである。

（1）排出抑制計画

1）現行計画で定めた目標

市民・事業者・行政が一体となってごみの発生・排出抑制を行い、平成 27 年度以降の 1 人 1 日当たりごみ総排出量を 1,052g／人・日に減量することを目指す。

2）現行計画で定めた施策及び評価

排出抑制に係わる施策については、いずれも実施に向けて検討中であり、現状では目標とする 1 人 1 日当たりごみ総排出量には届いていない状況である。

【評価】◎：効果あり又は積極的に実施 ○：実施 △：検討のみ又は一部実施

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
ア. 市民の取り組みに対する促進・支援		
・市民による自主的な取り組みを促進するため、家庭における排出抑制に関する情報提供や啓発の充実を図る。	実施に向けて検討中	△
・過剰包装や使い捨て容器の購入及び使用の自粛、詰め替え製品やリターナブル容器の購入・使用を呼びかける。	実施に向けて検討中	△
・買い物袋を持参するマイバッグ運動の実施とレジ袋削減への協力を要請する。	実施に向けて検討中	△
・環境に配慮している小売店・事業所等についての情報を提供し、商品購入時等に選択するよう啓発する。	実施に向けて検討中	△
・NP0 やごみ問題に取り組むボランティア団体と連携するとともに、これら団体の育成・支援を行う。	実施に向けて検討中	△
・地区役員などを中心とした組織づくりやネットワーク化について検討する。	実施に向けて検討中	△
・ごみ問題に対する意識向上のため、一般市民に対するごみ処理施設の見学会等の機会を設ける。	実施に向けて検討中	△
イ. 事業者の取り組みに対する促進・支援		
・事業所による自主的な取り組みを促進するため、ごみ減量等に関する取り組み事例等を掲載した事業系ごみに関するパンフレットの作成・配布等を行い、情報提供と指導の充実を図る。	実施に向けて検討中	△
・簡易包装やレジ袋削減等の取り組みについて啓発を行う。	実施に向けて検討中	△
・環境に配慮している小売店・事業所等を市報等で紹介する。	実施に向けて検討中	△
ウ. 行政の率先行動		
・ごみの排出抑制を含めた環境配慮に対する総合的な取り組みに係る仕組みを構築するため、ISO14001 の認証取得を検討する。	実施に向けて検討中	△
・行政(役所)は、市民・事業者の規範となるよう、コピー用紙の裏面使用の徹底等、率先してごみの排出抑制等に取り組むとともに、その取り組みについて積極的に情報を公開する。	実施に向けて検討中	△
エ. 新たな施策の検討		
・レジ袋の無償配布中止や有料化等について、市民・事業者とともに実施について検討する。	実施に向けて検討中	△

(2) 資源化計画

1) 現行計画で定めた目標

容器包装廃棄物の分別収集を7品目から10品目に増やし、事業系の生ごみの資源化を行うことにより、平成27年度以降のリサイクル率15%以上を目指す。

ア. 容器包装廃棄物のリサイクルに関する目標

平成12年度からガラスびん(無色、茶色、その他)、缶類(アルミ、スチール)、ペットボトル、紙パックの7品目の分別収集及び資源化を行っているが、平成22年7月からダンボール、その他紙製品容器包装、その他プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)の3品目を追加し、10品目の分別収集・資源化の完全実施を行う。

イ. 生ごみのリサイクルに関する目標

汚泥再生処理センター建設に合わせ、生ごみの資源化を図る。

ただし、開始当初は全市を対象とせず事業系のみとし、その後一般世帯への拡充を図ることとする。

2) 現行計画で定めた施策及び評価

資源化計画に係わる施策の実施状況では、容器包装廃棄物のサイクルに関する目標にある、新たな分別収集について完全実施となっている。また、生ごみの資源化に関しても、学校給食の一部を対象として実施している。

個別の施策については、「新たな分別収集の実施」及び市民への新ルール浸透のための働きかけを積極的に行った。また、市内においては「環境に配慮した商品の使用」についても率先して実施した。

「事業者の取り組みに対する促進・支援」、その他については検討を行っているものの実施に至っていない状況にあり、目標のリサイクル率(資源化率)についても減少を続けていることから、今後、資源化量の増加に向けた積極的な行動が求められる。

【評価】◎：効果あり又は積極的に実施 ○：実施 △：検討のみ又は一部実施 ×：未実施

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
ア. 市民の取り組みに対する促進・支援		
・平成22年7月よりの新しい分別方法についての説明会を開催し、市民に新ルールを浸透させるとともに、資源物をできる限りリサイクルするため、分別の徹底を啓発していく。	実施している。 夕張市ごみ分別辞典でも掲載し、分別方法の周知を徹底した。	◎
・再生品の販売や店頭での資源回収を行っている小売店等について情報を提供し、商品購入時等に選択するよう啓発する。	実施に向けて検討中	△
・グリーンコンシューマー(できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者)活動を推進する。	実施に向けて検討中	△
・NPOやごみ問題に取り組むボランティア団体と連携するとともに、これら団体の育成・支援を行う。	実施に向けて検討中	△
・先行して行う事業系生ごみの資源化(堆肥化)についての情報提供を行い、一般世帯への拡充に対する理解を得られるようにする。	実施に向けて検討中	△
イ. 事業者の取り組みに対する促進・支援		
・事業所による自主的な取り組みを促進するため、資源化に関する取り組み事例や民間資源ルート等を掲載した事業系ごみの資源化に関するパンフレットの作成・配布等を行う。	実施に向けて検討中	△
・小売店が実施する店頭での資源物回収等について啓発を行う。	実施に向けて検討中	△
・再生品の販売や店頭での資源回収を行っている小売店・事業所等を市報等で紹介する。	実施に向けて検討中	△
ウ. 行政の率先行動		
・行政(役所)は、市民・事業者の規範となるよう、再生品や環境に配慮した商品を積極的に購入・使用し、グリーンコンシューマーの模範となるよう行動する。	再生品や環境に配慮した商品を使用している。	○
エ. 新たな施策の検討		
・集団回収等の区、学校及び市民団体等が行うリサイクル運動への支援を検討する。	実施に向けて検討中	△
・ごみの資源化・有効利用の方法や事例・効果等を研究し、本市に導入可能な施策を検討する。	実施に向けて検討中	△

(3) 分別収集計画

1) 現行計画で定めた目標

分別マナーのより一層の向上と、不法投棄の抑制を目指す。

2) 現行計画で定めた施策及び評価

分別収集計画では、「ごみの分別計画」での新たな分別方法の設定を行い、市民への周知も実施した。また、事業所ごみについても事業者による直接搬入や許可業者への収集依頼など、施策どおりに実施している。

不法投棄対策に関しては、職員のみではなく郵便局員の協力により不法投棄情報を得るなどを行っているが、道との連携や不法投棄多発場所等の監視強化には至っていない状況である。

【評価】◎：効果あり又は積極的に実施 ○：実施 △：検討のみ又は一部実施 ×：未実施

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
ア. ごみの分別計画		
・資源ごみとして現在の7品目に加えて、平成22年7月より、ダンボール、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装の3品目を新たに分別収集し、資源化する。	実施している。	○
・同じ袋に入れて排出している「空き缶」と「ペットボトル」は別の袋に入れて排出するように変更する。	実施している。 「空き缶」、「ペットボトル」、「空ビン」、「紙製の容器包装」などは別々の袋に入れて分別して排出してもらっている。	○
イ. 事業系一般廃棄物		
・会社や商店、飲食店などの事業所のごみについては、現状と同じく、市では収集を行わない。事業者自らが富野じん芥埋立処分地へ直接搬入するか、市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。	施策のと通りの対応で実施している。	○
ウ. 不法投棄対策		
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令や産業廃棄物不法投棄対応マニュアルに基づき、道との連携のもとに適正化指導に努める。	実施に向けて検討中	△
・市職員だけの対応では限界があるため、市民や事業者にも不法投棄監視や発見・通報等の協力を求めている。	実施している。 (郵便局員の配達業務中に不法投棄の有無を確認する)	○
・不法投棄多発場所等への監視装置の設置や監視員の巡回、監視組織の設立等について検討する。	実施に向けて検討中	△
エ. 市で処理しないごみ		
・処理困難物、家電リサイクル、PC(パソコンリサイクル)、産業廃棄物については、引き続き本市では収集、処理、処分を行わない。	施策のとおり実施している。	○

(4) ごみ処理計画

1) 現行計画で定めた目標

安全・安心な処理施設の運営を行い、適正かつ安定したごみの処理を行う。

2) 現行計画で定めた施策及び評価

ごみ処理に関する計画については、処理全般、収集運搬、中間処理、最終処分において現行施策に設定したとおりに実施している。

広域化計画については、道の計画の動向などを注視するが、周辺市町及び一部事務組合との、地震発生時等における緊急時のごみ処理に関する相互支援体制の確立には至っていないため、今後の対応が求められる。

【評価】◎：効果あり又は積極的に実施 ○：実施 △：検討のみ又は一部実施 ×：未実施

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
ア. 処理全般		
・収集から中間処理、最終処分までのごみの処理方法は基本的に現在と同じく、一般ごみと粗大ごみは直接埋立とし、資源ごみはリサイクルセンターで品目ごとに必要に応じて選別、圧縮、梱包、保管を行った後、再商品化事業者引き渡す。	一般ごみは直接埋立とし、粗大ごみは委託事業者が収集し、一部、市内廃棄物業者によって処分している。資源物は施策のとおり実施。	○
・事業系ごみの生ごみは、一部を汚泥再生処理センターで処理し、資源化を行う。	事業系ごみの一部生ごみについても施策のとおり資源化している。	○
イ. 収集運搬		
・引き続き、家庭系ごみの収集は委託事業者が、事業系ごみの収集は許可業者が行う。	施策のとおり実施している。	○
・収集車両の買い換え等がある場合には、環境に配慮した収集運搬機材の導入を進めるよう委託事業者に提案していく。	施策のとおり実施している。	○
ウ. 中間処理計画		
・「真谷地リサイクルセンター」での資源ごみの処理を継続する。	施策のとおり実施している。	○
・処理施設の機械設備については、長期使用が可能なように日々の維持管理を行う。	施策のとおり実施している。	○
エ. 最終処分計画		
・「富野じん芥埋立処分地」での処理を継続する。	施策のとおり実施している。	○
・埋立機材や最終処分場の設備については、定期的な整備により機能維持を図っていくが、必要に応じて改修や補修を行う。	施策のとおり実施している。	○
オ. 広域化計画		
・本市の周辺市町及び一部事務組合との、地震発生時等における緊急時のごみ処理に関する相互支援体制を確立する。	検討しているが、支援体制は確立できていない。	△
・将来的なごみ処理施設の更新・新設に備え、道の広域化計画等の動向を注視する。	施策のとおり実施している。	○

(5) その他関連する施策

1) 現行計画で定めた施策及び評価

その他関連する施策では、「費用負担の適正化」、「環境保全対策」、「道・国への要請」に関する施策を進めているものの、その他「環境教育への取り組み」や環境に係わる「関係機関との連携」に係る施策については検討中の状況である。今後、災害、医療、高齢化社会への対応なども重要であることから、本計画においても継続した施策対応が必要である。

【評価】◎：効果あり又は積極的に実施 ○：実施 △：検討のみ又は一部実施 ×：未実施

前計画で設定した施策	行政による施策の実施状況	評価
ア、環境教育への取り組み		
〔学校教育への取り組み〕 ・市内の小・中学校との連携を行い、学習プログラムへの取り組みや講師の派遣、施設見学会等による学校での環境教育を推進する。	実施に向けて検討中	△
〔生涯学習への取り組み〕 ・学校以外でも市民が学べるように、公民館での講座・勉強会等への協力やイベントへの協力、施設見学会の実施等を行う。	実施に向けて検討中	△
〔情報の提供〕 ・広報、パンフレット、リーフレット、インターネット等を利用し、市民や事業者へ情報提供を行う。 ・アンケートやパブリックコメント等により、市民や事業者から意見を聴取する機会も設ける。	実施に向けて検討中	△
イ、費用負担の適正化		
〔事業系ごみの処理費用の適正化〕 ・事業系ごみは、事業者の自己責任において処理するべきものであることから、適正な事業系ごみの処理費用負担について検討する。 ・富野じん芥埋立処分地に持ち込まれるごみについて、事業系ごみ減量の推進という面から、家庭系と事業系で異なる処理料金の徴収について検討する。	施策のとおり実施している。	○
〔清掃事業費の低減〕 ・収集の効率化や委託先の検討、エネルギー消費量の少ない収集・処理方法等を検討する。 ・一般廃棄物会計基準等を活用し、他自治体との比較・検討、改善点の抽出等を行い、効率的かつ適正なごみ処理費用について検討を行う。	施策のとおり実施している。	○
ウ、環境保全対策		
・ごみ処理施設を適正かつ安定的に運転管理することで、公害防止基準を遵守する。	施策のとおり実施している。	○
・地球温暖化に配慮し、省資源・省エネルギーを推進し、CO ₂ 排出量を削減するため、環境配慮型の収集車両導入を検討する。	施策のとおり実施している。	○
エ、関係機関との連携		
〔危機管理〕 ・災害時の対応マニュアルや消防、警察等への連絡体制の確立を検討する。 ・処理施設が故障等で使用できなくなった場合の近隣市町での一時的な受入等の相互支援体制等について検討する。	実施に向けて検討中	△
〔医療系一般廃棄物処理〕 ・家庭での在宅治療の普及に伴う、特別管理一般廃棄物に該当しない医療系廃棄物の適正な処理方法の確立のため、医療機関との協力体制の構築について検討する。	実施に向けて検討中	△
〔適正処理困難物の処理〕 ・業者の引取システムや逆流通システムの形成を関係業界に要請する。	実施に向けて検討中	△
〔高齢化社会への対応〕 ・高齢者の増加に対応した分別ルールを検討やボランティアによるごみ排出サポート体制等を検討する。	実施に向けて検討中	△
〔道・国等への要請〕 ・製品の製造段階や流通段階におけるごみ減量化・資源化への配慮や、デポジット制度、広域的な対応が必要な施設整備等について、国や道、関係機関等に働きかけていく。	実施している。	○

第3節 ごみ処理行政の動向

ごみ処理に関わる行政の動向として、関係法令等及び最新の施策についてみると以下のとおりである。

1. 関係法令等

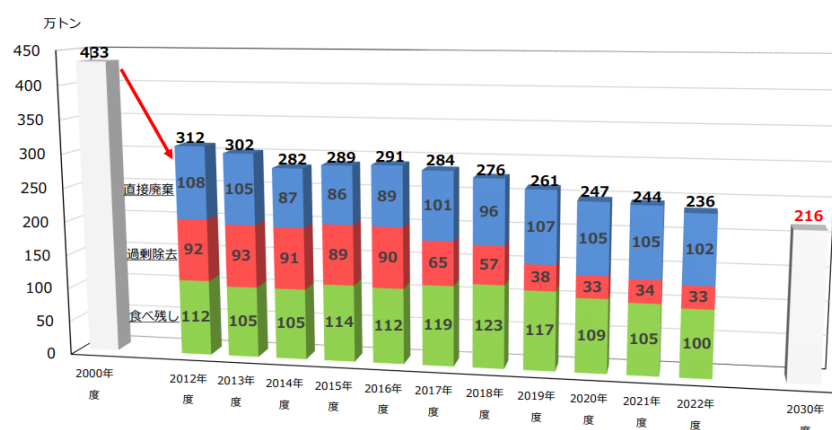
(1) 食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年10月1日施行)は、食品ロスの削減について国や地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、基本方針の策定やその他の施策に関する基本事項を定めることで、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

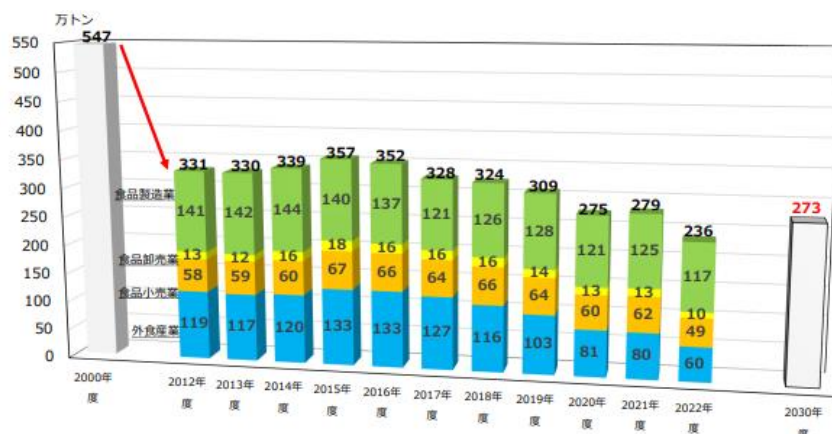
本法律では、事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、2000年度比で2030年度までの半減目標を設定するとともに、市町村に対し「食品ロス削減推進計画」の策定を義務付けている。

また、本法律第11条を受け、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2年3月31日に閣議決定された。この方針では、消費者や事業者等、食品ロス削減に係る関係者が、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、実際に行動に移すことができるよう、関係者に求められる役割と行動、国や地方公共団体による施策の方向性、食品ロス削減推進計画の策定に係る方向性を示している。

〔家庭系〕



〔事業系〕



出典：「我が国の食品ロスの発生量と推移」環境省より

図4-13 食品ロス量の削減目標と推移

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックごみ問題や気候変動問題、さらには諸外国による廃棄物輸入規制の強化などを受け、国内でのプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっている。

こうした背景から、政府は令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定した（令和元年5月31日）。この戦略では、3R+Renewableを基本原則とし、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げている。

さらに、令和3年6月には、プラスチック製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全体に関わるすべての主体が資源循環に取り組むための措置を定めた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、令和4年4月に施行された。

この制度により、市区町村は分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて以下の2つの方法で再商品化することが可能となった。

- ①容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法
 - ②市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法
- プラスチック使用製品廃棄物の再商品化方法の概要は図4-14に示すとおりである。

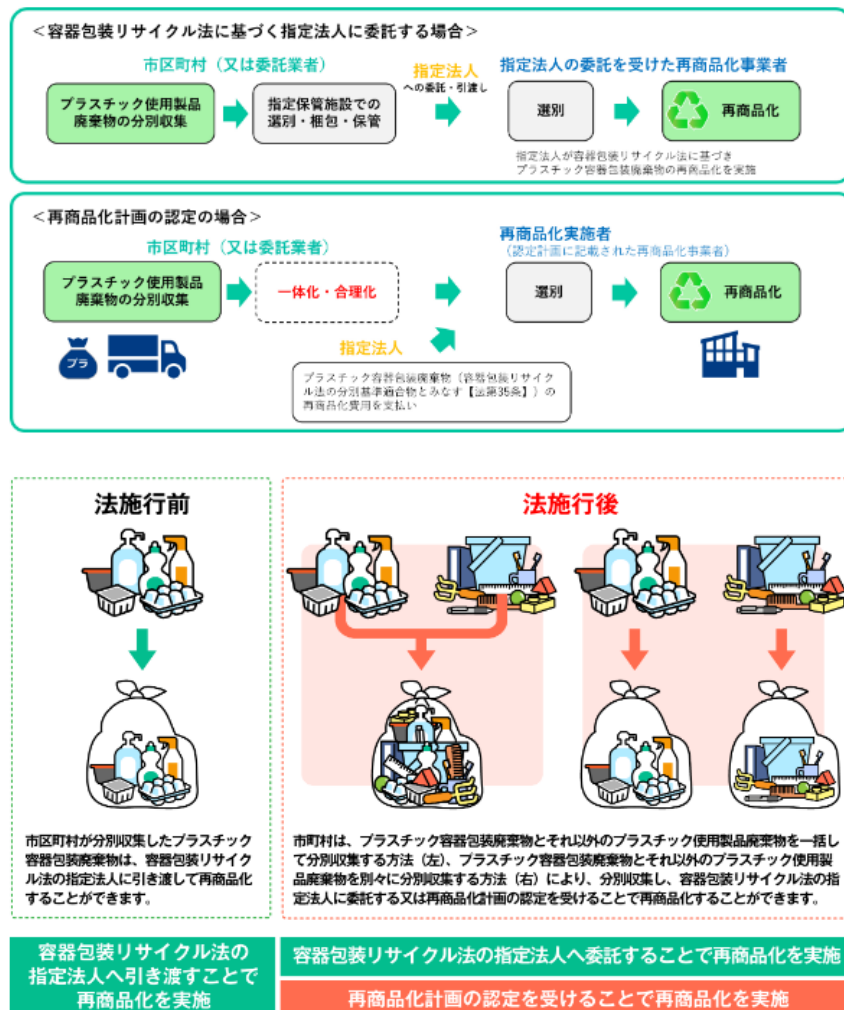


図4-14 プラスチック使用製品廃棄物の再商品化方法

(3) ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化

ごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化を図るため、環境省より「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（環循適発第 1903293 号 平成 31 年 3 月 29 日）、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（環循適発第 24032923 号 令和 6 年 3 月 29 日）が発出されている。

各通知に関するポイントを整理すると以下のとおりである。

1) 「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（環循適発第 1903293 号 平成 31 年 3 月 29 日）

本通知は、全国的に進行するごみ処理の効率化と環境負荷の低減を目指した施策を示したもので、特に自治体間の連携を強化し、地域ごとのごみ処理能力のバラつきを是正することを目的としている。自治体間の協力や施設の統合を進めることで、限られた資源をより効果的に活用し、環境保護とコスト削減を両立させることを目指している。

〔広域化の推進〕

ごみ処理を複数の自治体で協力して行うことで、処理能力を向上させ、コストを削減する。

〔施設の集約化〕

各自治体が独自にごみ処理施設を運営するのではなく、施設を集約して規模の経済を活かし、効率的な処理を実現する。

〔持続可能な処理〕

環境への負荷を最小限に抑えつつ、安定的で適正なごみ処理を確保するための方針について示している。

2) 「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（環循適発第 24032923 号 令和 6 年 3 月 29 日）

本通知は、ごみ処理の効率化と環境保護を両立させるための方向性を示すものであり、自治体が効率的かつ持続可能なごみ処理を実現するために、自治体間の連携強化を図り、ごみ処理の広域化と処理施設の集約化を進める方針を示したものである。

〔広域化の推進〕

小規模自治体単独での処理では難しい技術導入やコスト削減を実現するため、ごみ処理を複数の自治体で共同で行い、処理効率を高めることを目指す。

〔施設の集約化〕

複数の自治体のごみ処理施設を集約し、大規模な施設で処理能力を向上させることで、運営コストの削減と環境負荷の低減を図る。また、集約化により最新技術を導入しやすくなる。

〔持続可能な処理の確保〕

環境への配慮を前提に、効率的で安定したごみ処理を確保することで、長期的な視点で持続可能な処理体制を構築し、地域社会や環境に配慮した運営を目指す。

〔自治体間の協力強化〕

ごみ処理の広域化・集約化を円滑に実現するための具体的な取り組みが求められることから、自治体間での情報共有や調整を進め、相互の協力を強化する。

2. 最新施策の動向

最新施策の動向について整理すると、以下のとおりである。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更

令和5年6月に行われた見直しにおいては、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、以下の点等について変更が行われた。

〔主な変更ポイント〕

- ・廃棄物分野における脱炭素化の推進
- ・循環経済への移行に向けた取組の推進
- ・廃棄物処理施設整備の広域化・集約化
- ・デジタル技術の活用等による動静脈連携

さらに、廃棄物の減量化の目標量等については、第五次循環型社会形成推進基本計画の議論とあわせて検討することとされており、令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、令和7年2月に目標値の改定が行われた。

(2) 「廃棄物処理施設整備計画」(令和5年6月閣議決定)

循環基本計画や廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、新たな整備計画「廃棄物処理施設整備計画」を定めた。本計画のポイントは以下のとおりである。

〔基本的理念〕

- ・基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- ・災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- ・脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

〔廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施及び運営〕

- ・市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- ・持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- ・廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- ・地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- ・災害対策の強化
- ・地域住民等の理解と協力・参画の確保
- ・廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

〔廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のための効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要〕

- ・生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源循環及び気候変動対策の観点から、廃棄物等の適正な循環的利用及び適正な処分のための施設等を整備し、循環型社会及び脱炭素社会の形成を統合的に推進することを重点目標として掲げ、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業執行を推進するものとして、指標ごとの具体的な事業について提示している。

(3)「第五次循環型社会形成推進基本計画 ～循環経済を国家戦略に～」(令和6年8月)

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題であることから、この計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けている。

その上で、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030年度(令和12年度)を目標年次として数値目標を設定している。

重要な方向性として、この計画において掲げられたポイントは以下のとおりである。

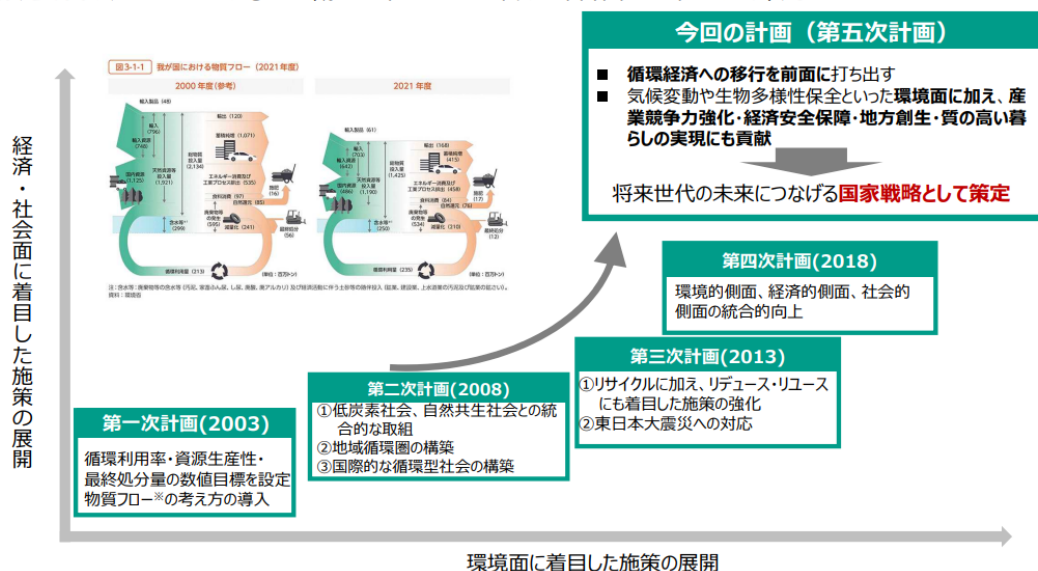
- 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

第五次循環型社会形成推進基本計画について①



循環型社会形成推進基本計画(循環計画)とは

- 循環型社会形成推進基本法(2000年制定)に基づき、**循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの**。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。



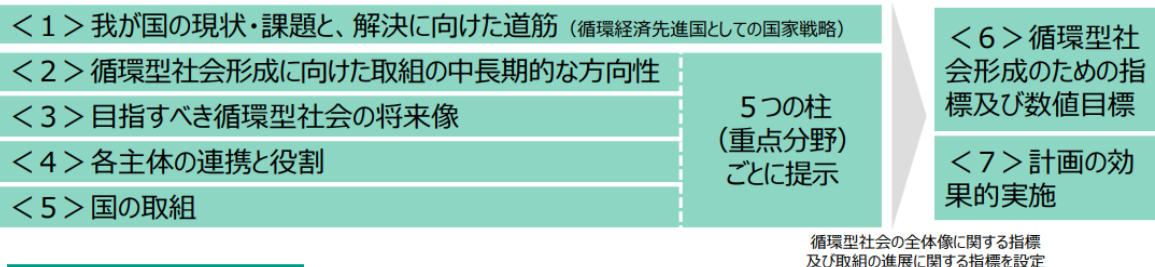
出典：「第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～概要」環境省より

図4-15 「第五次循環型社会形成推進基本計画の位置づけ及び施策展開

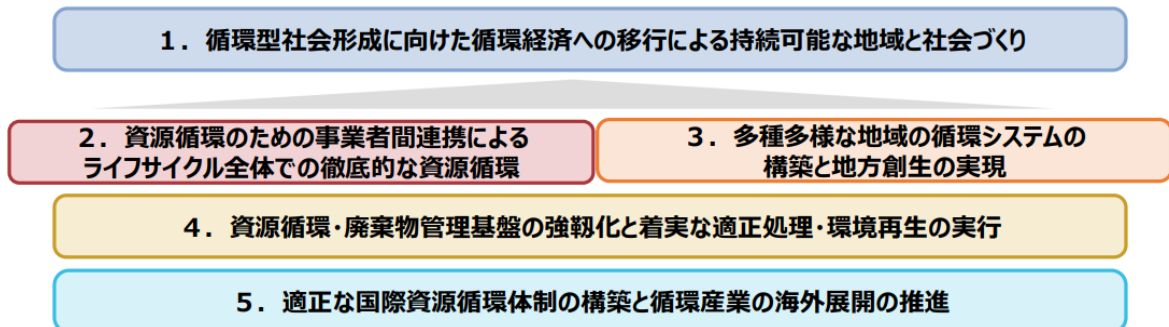
第五次循環型社会形成推進基本計画について③



計画の構成



5つの柱（重点分野）



出典：「第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～概要」環境省より

図4-16 「第五次循環型社会形成推進基本計画の構成及び重点分野

3. 夕張市ごみ処理行政の動向

ごみ処理をめぐる国及び本市のごみ処理行政の動向について整理すると、表4-13 のとおりである。

表4-13 ごみ処理をめぐる国及び夕張市のごみ処理行政の動向

年	国	夕張市の清掃行政	ごみ処理
1992 (平 4)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行		
1993 (平 5)		夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正施行 廃棄物減量等推進審議会設置	民間企業が産業廃棄物処理施設設置
1995 (平 7)	容器包装リサイクル法施行		
1996 (平 8)		夕張市一般廃棄物処理基本計画策定(ごみ編)	真谷地じん芥埋立地使用廃止
1997 (平 9)			鹿島じん芥埋立地使用廃止
1998 (平 10)	家電リサイクル法施行 (特定家庭用機器再商品化法)		
2000 (平 12)	ダイオキシン類対策特別措置法施行		容器包装廃棄物分別収集開始(アルミ缶等 7 品目)
2001 (平 13)	省庁改編により、廃棄物行政の所管が厚生省から環境省へ移管	夕張市一般廃棄物処理基本計画改訂(ごみ編)	容器包装廃棄物収集・選別・保管業務全面委託
2002 (平 14)	自動車リサイクル法施行(使用済自動車の再資源化等に関する法律)		富野じん芥焼却場使用廃止 可燃・不燃ごみの区分廃止し、収集回数減少(12 月)
2005 (平 17)			富野じん芥埋立処分地でダイオキシン類濃度排水基準超過(北海道から改善命令 5 月)
2007 (平 19)		夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正施行	ごみ処理手数料有料 (7 月 17 日)
2009 (平 21)			富野じん芥埋立処分地施設管理業務一部委託
2010 (平 22)		夕張市一般廃棄物処理基本計画改訂	容器包装廃棄物分別収集全 10 品目完全実施
2012 (平 24)	小型家電リサイクル法施行(使用済小型電子機器等の資源化の促進に関する法律)		
2015 (平 27)			汚泥再生処理センター竣工 事業系の有機性廃棄物の一部資源化開始
2016 (平 28)			旧富野じん芥焼却場解体 (1 月)
2020 (令 2)		夕張市地域循環型社会形成推進地域計画策定	
2021 (令 3)			可燃性粗大ごみの民間事業者への処理委託を開始
2022 (令 4)	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第10期夕張市分別収集計画策定	従前の指定ごみ袋に加え、5ℓごみ袋の販売を開始

第4節 ごみ処理技術の動向

1. 収集運搬システム

ごみ収集の構成要素と選択肢は表4-14に示すとおりである。

収集運搬システムは、自治体の状況に合わせて選択肢が組み合わされて形成される。また、表に示した以外にごみの分別区分や排出要素も、構成要素として考えられる。

表4-14 ごみ収集の構成要素と選択肢

構成要素	選択肢
① 収集場所	1) 戸別収集 2) ステーション収集（拠点回収ステーション） (1) 個別の容器 (2) 小型コンテナ (3) 大型コンテナ (4) 貯留排出容器 3) その他
② 収集機材	1) 機械式収集車（パッカー車） 2) ダンプ車 3) 機械積込式収集運搬車 (1) アタッチメント付き収集車 (2) コンテナ自動車
③ 作業班編成方法	1) 運転手1名、作業員2名等 2) 運転手・作業員合わせて2名等
④ 収集時間	1) 昼間収集 2) 夜間収集 3) 早朝収集
⑤ ごみ排出容器	一般ごみに対する有料袋を導入済
⑥ 積替輸送	1) 積み替えせず輸送 2) 中継輸送施設で積み替え

2. ごみ中継輸送システム

中継輸送施設の方式別概要及び中継輸送方式の事例は表4-15、図4-17に示すとおりである。

ごみの詰め替え方式の代表的なものはコンパクト・コンテナ方式、貯留搬出機（ダストドラム）方式及びホッパ方式である。

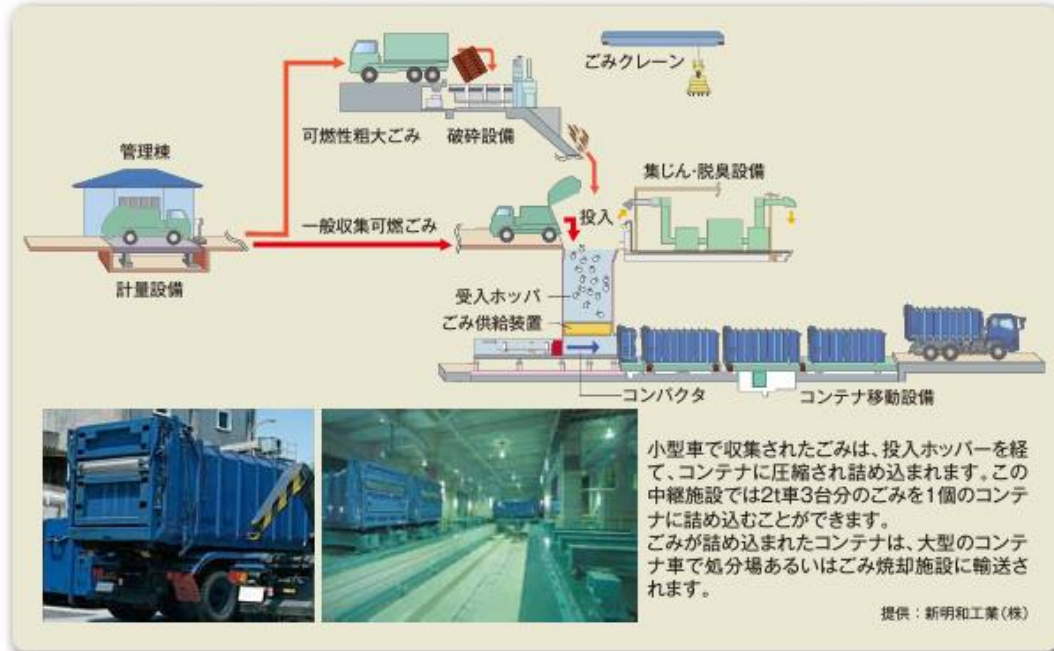
表4-15 ごみの詰め替え方式の概要

方式	イメージ図	概要
コンパクト・コンテナ方式		・収集したごみをコンパクトにより大型コンテナに圧縮して貯留し、アームロール車により輸送する方式 ・ごみを圧縮して詰め込むため、他方式に比べて1回あたりの輸送量が多い ・大規模施設で採用される。 ・自動運転
貯留搬出機（ダストドラム）方式		・収集したごみを貯留搬出機（ダストドラム）に貯留し、大型のごみ収集車両に積替えて輸送する方式 ・積替えに時間は必要であるが、搬送車の積載容量は大きい ・半自動運転
ホッパ方式		・収集したごみをコンテナに直接投入し、アームロール車により搬送する方式 ・直接投入のため、ごみの圧縮効果はない ・手動運転

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）を基に作成

国内事例

日本で多く採用されている中継輸送方式は、下図にあるコンパクト・コンテナ方式のごみ中継輸送方式です。



出典：日本の廃棄物処理・リサイクル技術－持続可能な社会に向けて－（環境省）

図4-17 中継輸送方式の事例

3. ごみ処理技術（最終処分場）の動向

（1）最終処分場の機能

最終処分場の主要な機能として、埋め立てられた廃棄物の安定した貯留や適切な処理を行う「保管・処理機能」、埋め立てられた廃棄物の浸出水による地下水や公共水域の汚染を防ぐ「環境保全機能」、埋立終了後の跡地利用といった「地域還元機能」の3機能が挙げられる。

近年では環境保全意識の高まりや近隣住民の反対等により最終処分場の新設が困難となっている。よって、これら3機能のバランスを保つとともに、環境保全機能・地域還元機能を併せ持つ最終処分場の確保が重要となる。最終処分場に期待される機能は表4-16に示すとおりである。

なお、最終処分場に埋め立てられた廃棄物は、埋立終了後も継続的に分解が行われる。そのため、埋立期間完了後も継続的に浸出水の状態ならびに廃棄物の分解・安定化状況のモニタリングを行い、最終処分場の廃止検討を行うことが必要となる。

表 4-16 最終処分場の機能

処分場の施設		処分場の機能			
		保管・ 処理機能	環境保全機能		
			地下水 汚染防止	公共水域 汚染防止	その他 (大気汚染防止、 生活環境保全 等)
主要施設	貯留構造物	◎		○	
	地下水調排水施設		○		
	遮水工	○	◎		
	雨水集排水施設			○	
	浸出水集排水施設	○	◎	◎	
	浸出水処理施設	○	◎	◎	
	埋立ガス処理施設	○			○
	被服施設	○	○	○	◎
管理施設	搬入管理施設	◎			◎
	監視施設		◎	◎	◎
	管理棟	○			
	管理道路	○			○
	その他(洗車施設)			○	○
関連施設	埋立前処理施設	○			
	搬入道路				○
	立札、門扉、囲障設備				○
	防火設備				○
	防災設備				○
元地域 施設還	跡地利用 集会場、周辺緑地など				◎

※◎：関係が極めて大きい ○：関係がある

出典：最終処分場技術システム研究会（1999）を一部修正

（２）クローズドシステム処分場（覆蓋型処分場）

夕張市富野じん芥埋立処分地施設はオープン型処分場であるのに対し、埋立地の上に覆蓋（上屋構造物）を設置し、その中で埋立を行うことにより安全・安心を担保できる最終処分場がクローズドシステム処分場である。

覆蓋によって、廃棄物の飛散防止、衛生害虫獣の飛来が防止でき、景観的にも優れる。また、覆蓋によって雨水の浸入を防ぐことにより、浸出水の発生を抑え漏洩のリスクを低減できる。

近年、新規の一般廃棄物最終処分場の３～４割がクローズ型処分場となっている。オープン型処分場とクローズ型処分場の特徴は表 4-17 に示すとおりである。



出典：西濃環境整備組合一般廃棄物最終処分場パンフレット
図 4-18 クローズドシステム処分場の事例

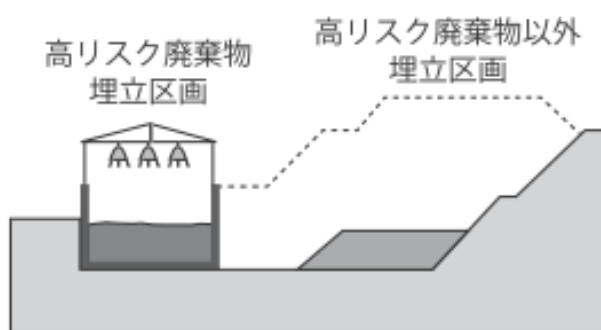
表4-17 オープン型処分場とクローズ型処分場の特徴

項 目		オープン型処分場	クローズ型処分場
自然環境の制御 周辺環境への影響	降雨など	降雨量の変動、融雪等の影響を受ける。	覆蓋および散水により、浸出水発生量をコントロールできる。
	ごみの飛散、悪臭、害虫・獣害	即日覆土、中間覆土、最終覆土で対処する。	屋根などの覆蓋により対処する。
埋立地の安定化と廃止時期		降水量にもよるが、一般に洗い出しが速い。	基本的には、人工的に安定化促進を行う。 人工散水により安定化促進が可能であるが、洗い出しは遅い。
埋立地の主要施設の特徴	浸出水処理施設	施設規模は降水量（時系列）で決まる。	液固比から安定化に必要な水量を算出し、散水期間を考慮して浸出水量を算定し、施設規模を決定する。
	浸出水調整槽	降水量（時系列）に対応できる調整槽の規模が必要であり、規模は大きくなる。	人工散水のため浸出水量の変動が少なく、調整槽の規模は小さい。
	浸出水集排水施設	時間降水量により管径を設定する。	施設規模は散水量により決まるが、空気流入の促進の観点からは、オープン型と同規模となる。
	作業性	降雨、強風などの影響を受けるが、作業性は良好である。	オープン型に比べ埋立面積が小さいため、作業性が劣る場合がある。
工事費		一般にクローズ型処分場に比べ安価であるが、浸出水処理施設の費用が大きい。	覆蓋が工事費増の要素となるが、浸出水処理施設が工事費減少の要素となる。
維持管理費		クローズ型処分場に比べ、浸出水処理施設の運転費が高い。	一般に浸出水量が少ないため水処理量は少ないが、塩分が高濃度となるため脱塩に要する費用が高くなる。
跡地利用		埋立容量が同じであれば一般にクローズ型処分場に比べ埋立面積が大きいいため、有効な跡地利用が期待できる。	埋立終了後も覆蓋を残置することにより、屋内施設としての利用が可能であるが、建築基準法上の用途変更に当たっては、法令の規制を受ける場合がある。

(3) ハイブリッド型処分場（オープン型処分場・クローズ型処分場併設）

埋め立てる廃棄物のリスクに応じた構造の埋立地に分離埋立することにより、より信頼度の高い管理埋立を行う考えで、クローズ型処分場とオープン型処分場を併設したハイブリッド型処分場により、リスクに応じた分離埋立が可能となる。

内部環境を自由にコントロールできるクローズ型処分場に、リスクの高い焼却灰を埋め立て、オープン型処分場には比較的风险の低い不燃物を埋め立てることで、経済的で信頼度がより高い埋立処分が可能となる。クローズ型処分場では、散水などでコントロールすることにより、リスクの高い廃棄物を早期にリスク低減あるいは安定化させることができる。また、廃棄物の質を分けて埋め立てることにより、廃棄物種によって性状が異なる浸出水の管理が容易となる。



出典：「クローズドシステム処分場技術ハンドブック」（NP0 最終処分場技術システム研究協会）

図4-19 リスク管理型ハイブリッド型処分場

(4) 埋立前処理技術の基礎情報

最終処分場の整備とあわせて導入の可能性がある前処理技術について、埋立対象物を踏まえた情報は表4-18に整理するとおりである。

表 4-18 将来想定される埋立対象物に対する埋立前処理技術

前処理技術	想定処理対象物		メリット	デメリット	特記事項
	主な品目				
破砕・ (選別)	陶磁器類、ガラス製品（飲食用、化粧品びんを除く）、電球・点灯管、割れたガラス管、割れたガラスびん、鏡、虫めがね、使い捨てカイロなど		破砕 ・他の廃棄物との混合がよくなり、次の敷均し、転圧作業が効率よく行えるとともに、減容効果により長期的には最終処分場の延命化につながる。 ・破砕することによって、粒径が小さくなり埋立廃棄物層が緻密になることから、埋立地の沈下 が小さく良好な埋立跡地となる。 (自走式破砕機の導入事例もある。) (選別)	破砕施設設置の場合 ・予定地の埋立利用可能面積が減少する。 ・環境対策（粉じん、騒音・振動等）が必要。 ・施設整備費・維持管理費が発生する。 (自走式の場合、機器購入費、人件費等) ・破砕することによって、粒径が小さくなり雨水との接触面積が大きくなるため、浸出水の水質が変わる。	5 t / 日以上の場合、中間処理施設設置に係る手続きが必要
洗浄※	焼却残さ (主灰・飛灰)		搬入物に混入している可燃物、資源物を選別することで減容化、再資源化を図れる。 ・廃棄物を不活性化し、最終処分場の早期安定、早期廃止、早期跡地利用を可能とする。浸出水処理施設のランニングコストが低減できる可能性がある。 ・洗い出しをすることで廃棄物に含まれている有害物質を低減し、周辺環境への汚染リスクを抑制する。周辺住民の不安低減にもつながる。	・施設整備費・維持管理費が発生する。 ・これまでと維持管理方法が変わる。 ・生活環境影響調査が必要になる可能性がある。	予定地の埋立利用可能面積が減少する。

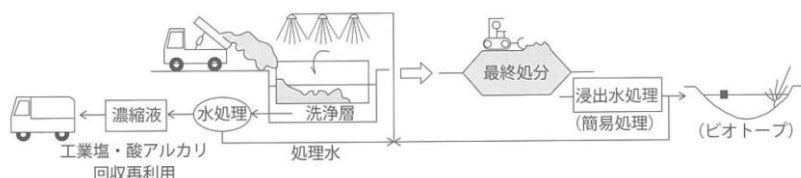
※洗浄技術の詳細は次頁参照

洗浄施設の種類や形式は、洗浄対象物の性状、どのレベルまで洗浄するかによって種々考えられる。

(5) 洗浄技術

最終処分場は埋立終了後、主に降水により、埋立廃棄物中の汚濁物を浸出水として排出し、浸出水の水質が放流基準を下回らないと廃止することができない。しかし、廃止までには長い年月を要するため、その間の維持管理費が嵩む。そこで、埋立廃棄物の早期安定化を促進することを目的とした技術として洗浄による埋立前処理が挙げられる。

WOW システム (Wash Out Waste System)



出典：「クローズドシステム処分場技術ハンドブック」(NP0 最終処分場技術システム研究協会)

図 4-20 WOW システム概念図

表 4-19 WOW システム概要

方式	スパイラル洗浄方式	イジェクター洗浄方式
概要	一次洗浄としてスクリーンを設置し、スプレー洗浄により 10mm 以上の粗大物を洗浄・分離する。 10mm 以下の埋立物はスパイラル式湿式分級機での攪拌・分級により二次洗浄して洗出しを促進する。最終段階としてリンス水による三次洗浄を行った後、振動ふるいにより脱水する。	ノズルから噴出される高圧洗浄水により発生する負圧で洗浄物を吸引し、吸引された洗浄物は必ず高圧水と接触するため大きな洗浄効果が期待できる。また、洗浄物を配管輸送するため、設備をコンパクトに配置することができる。配管内の閉塞を回避するため粗大物や針金状のものは、破碎・分別等の前処理が必要である。
概略図		

第5節 ごみ処理の課題

本市におけるごみ処理の課題としては、以下が挙げられる。

(1) 市内のごみの排出に関する正確な実態把握

現状では、埋立処分地での計量機を用いた計量が行われていないため、正確な搬入量や処分量が把握できていない。また、継続的なごみ組成調査を実施していないため、市内のごみに関する正確な実態把握が行えていない状況にある。

これらの状況をクリアし、正確かつ継続的なデータを蓄積することによって本市のごみ排出実態をより精緻に把握することができ、重点的な対策の検討と効果的な実施に繋げられるようになる。

したがって、今後は、これらの正確な実態把握のための設備導入や調査の実施を検討する必要がある。

(2) 資源循環の促進

令和6年度(2024年度)に実施したごみ組成調査では、家庭ごみの15%程度が資源ごみであったことから、これらの分別徹底による資源循環の促進が必要である。

また、資源化率の低下と最終処分率の上昇は、搬入量の集計方法を変更する以前の令和2年度までにおいても同様の傾向が見られていた。これを踏まえ、市民への分別協力の周知徹底を改めて強化するとともに、市民にとって排出の利便性を向上させる方策についても検討する。

加えて、令和4年(2022年)4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下、「プラ新法」という。))への対応として、容器包装プラスチックだけではなく、将来的な製品プラスチックの資源化に向けた取組も検討していく必要がある。

(3) さらなるごみ減量化及び脱炭素への取組〔3R+Renewableの促進〕

さらなるごみの減量化と脱炭素への取り組みとして、これまでのReduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)にRenewable(リニューアブル:再生可能な資源に替える)を加えた〔3R+Renewable〕が求められている。

プラスチック資源循環や、生ごみ等の有機性廃棄物の再利用などを進めることにより、これらの直接埋立の廃止も視野に入れた、“環境に優しい処理”を実践していく必要がある。

特に、現状の本市のごみ処理では、生ごみ等の有機性廃棄物を含む一般ごみを直接埋立しており、この埋立てに伴うメタンの発生が主な温室効果ガスの発生源となっている。

令和6年度(2024年度)に実施したごみ組成調査では、家庭系、事業系ともに食品ロスを含む生ごみの割合が高いことから、これらの減量・資源化を検討していくことが求められる。

(4) 安全且つ安定的なごみ処理体制の確保

埋立処分地については、令和4年度(2024年度)に実施した残余量測量調査で、埋立可能期間が令和13年(2031年)2月までとなっており、次期施設の整備を含めた将来のごみ処理体制の検討が必要な時期を迎えている。

なお、施設整備に対しては、国からの循環型社会形成推進交付金(以下、「交付金」という。)を充当することが可能であるが、最終処分場に対しては、交付要綱において、「可燃

性廃棄物の直接埋立施設を除く。」とされており、次期施設の整備にあたっては、現在の分別区分の見直しも含めて検討していく必要がある。

また、令和6年3月29日には、環境省が「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」(以下、「広域化通知」という。)を発出しており、周辺自治体との広域処理の可能性を検討する必要がある。

さらに、現在、小型家電は直接埋立による処理を行っているが、リチウムイオン電池を含む製品もあるため、発火・火災事故のリスクが懸念されることから、その収集、処理・保管方法について、検討する必要がある。



“Renewable (リニューアブル)” とは、「再生可能な資源を活用すること」や「再生可能な資源に替える取り組み」を意味する言葉です。「プラスチック資源循環促進法」においても、プラスチックを再生可能な資源に替える取り組みが求められています。

例えば、廃棄物、環境分野では、以下のようなことが例として挙げられます。

【再生可能エネルギーの活用】

- ・バイオマスエネルギー（廃棄された木材や食品廃棄物を燃料として利用する。）
- ・バイオガス（生ごみや下水汚泥などを発酵させてメタンガスを生成し、発電や燃料に利用する。）

【再生可能な素材の利用】

- ・バイオマスプラスチック（植物由来の原料を使ったプラスチックを利用する。）
- ・リサイクル可能な紙製品（再生可能な資源から作られた製品を利用する。）
- ・木質資源（間伐材や端材を利用した製品を活用する。）

【資源循環型の取り組み】

- ・コンポスト化（食品廃棄物を堆肥にして土に戻す。）
- ・リユース・リフィル（繰り返し使える容器や詰め替え用容器）、量り売りの活用など。



第6節 ごみ排出量の将来予測

ここまでの本市の状況を踏まえ、今後も現在の施策実施状況が続いた場合の将来ごみ排出量の予測結果は表4-20のとおりとなった。この内、一般ごみの推計結果は図4-21に示すとおりである。

今後も、本市の人口減少が進むことから家庭系ごみの減少が進むとともに、人口減少に伴う事業活動の低下により、事業系ごみも減少していき、ごみの総排出量は減少していくと考えられる。

表4-20 ごみ排出量の予測結果

項目			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
人口			9,584	9,205	8,851	8,470	8,211	7,907	7,302	6,959	6,698	6,531	6,298	6,065	5,848	5,630	5,413	5,195	4,978	4,794	4,609	4,425	4,240	4,056	3,903	3,750	3,596	3,443	
日数			365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	
年間 排出量	家庭系 一般廃棄物	一般ごみ	1,987	1,895	1,882	1,744	1,627	1,593	1,580	1,606	1,584	1,438	1,394	1,348	1,304	1,262	1,214	1,168	1,122	1,086	1,043	1,004	964	925	889	856	822	789	
		資源ごみ	283	259	245	230	214	199	184	178	183	164	158	151	145	139	133	127	121	117	111	106	102	98	94	90	86	81	
		粗大ごみ	87	80	86	69	70	63	73	84	82	73	68	66	64	63	60	58	56	55	53	51	49	47	45	44	42	41	
		小計	2,357	2,234	2,213	2,043	1,911	1,855	1,837	1,868	1,849	1,675	1,621	1,565	1,513	1,464	1,407	1,353	1,299	1,257	1,207	1,161	1,114	1,070	1,028	989	950	911	
		一般ごみ	1,309	1,316	1,165	1,174	1,309	1,481	1,417	2,184	2,889	2,527	2,374	2,287	2,205	2,128	2,041	1,959	1,877	1,812	1,738	1,668	1,599	1,533	1,471	1,414	1,356	1,298	
	事業系 一般廃棄物	資源ごみ	18	20	20	16	15	12	12	6	7	7	7	7	6	6	6	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計	1,327	1,336	1,185	1,190	1,324	1,493	1,429	2,190	2,896	2,534	2,382	2,293	2,211	2,134	2,046	1,964	1,882	1,817	1,742	1,672	1,602	1,537	1,475	1,417	1,359	1,301	
		一般ごみ	3,296	3,211	3,047	2,918	2,936	3,074	2,997	3,790	4,473	3,965	3,769	3,634	3,508	3,391	3,254	3,127	2,999	2,898	2,781	2,672	2,562	2,458	2,361	2,270	2,178	2,087	
		合計	資源ごみ	301	279	265	246	229	211	196	184	190	171	166	158	151	145	138	132	126	121	115	110	105	101	97	93	88	84
	粗大ごみ	87	80	86	69	70	63	73	84	82	73	68	66	64	63	60	58	56	55	53	51	49	47	45	44	42	41		
	合計	3,684	3,570	3,398	3,233	3,235	3,348	3,266	4,058	4,745	4,209	4,002	3,859	3,724	3,599	3,453	3,317	3,181	3,074	2,949	2,833	2,717	2,607	2,503	2,406	2,309	2,212		
	1人1日あたりの ごみ排出量	家庭系 一般廃棄物	一般ごみ	568	562	583	564	543	550	593	632	648	602	607	609	611	613	614	616	617	619	620	621	623	623	624	625	626	628
			資源ごみ	81	77	76	74	71	69	69	70	75	69	69	68	68	68	67	67	67	66	66	66	66	66	66	65	65	65
			粗大ごみ	25	24	27	22	23	22	27	33	34	31	30	30	30	30	31	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	32
		事業系 一般廃棄物	合計	674	663	685	661	638	641	689	735	756	701	705	707	709	711	712	714	715	716	718	719	720	721	722	723	724	725
一般ごみ			374	391	361	380	437	512	532	860	1,182	1,057	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033	
資源ごみ			5	6	6	5	5	4	5	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	
粗大ごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計		一般ごみ	379	397	367	385	442	516	536	862	1,185	1,060	1,036	1,036	1,036	1,036	1,036	1,036	1,036	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035	
		資源ごみ	942	953	943	944	980	1,062	1,124	1,492	1,830	1,659	1,640	1,642	1,644	1,646	1,647	1,649	1,650	1,652	1,653	1,654	1,656	1,656	1,657	1,658	1,659	1,661	
		粗大ごみ	25	24	27	22	23	22	27	33	34	31	30	30	30	30	30	31	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	
合計	一般ごみ	1,053	1,060	1,052	1,046	1,079	1,157	1,225	1,598	1,941	1,761	1,741	1,743	1,745	1,746	1,748	1,749	1,751	1,752	1,753	1,754	1,755	1,756	1,757	1,758	1,759	1,760		



図4-21 ごみ排出量（一般ごみ）の将来予測

第7節 ごみ処理基本計画

1. 計画の基本フレーム

(1) 基本理念

**夕張の自然と共生し、市民・事業者・行政がともに創る、
資源を循環させるまち**

本計画では、夕張の豊かな自然と調和しながら、廃棄物の適正処理を徹底し、再生可能資源を最大限に活用することで、環境に優しい循環型社会の実現を目指すものとする。

また、市民・事業者・行政が一体となり、3R(リデュース・リユース・リサイクル)+Renewable(リニューアブル)を推進することで、限りある資源を有効活用し、環境負荷の少ないまちづくりを進め、次世代につなぐ“豊かで安心できる未来”に向けて持続可能な夕張を築いていく。

(2) 基本方針

基本理念の実現のため、取り組みの柱となる基本方針について、前計画の課題も踏まえ、次のとおりとする。

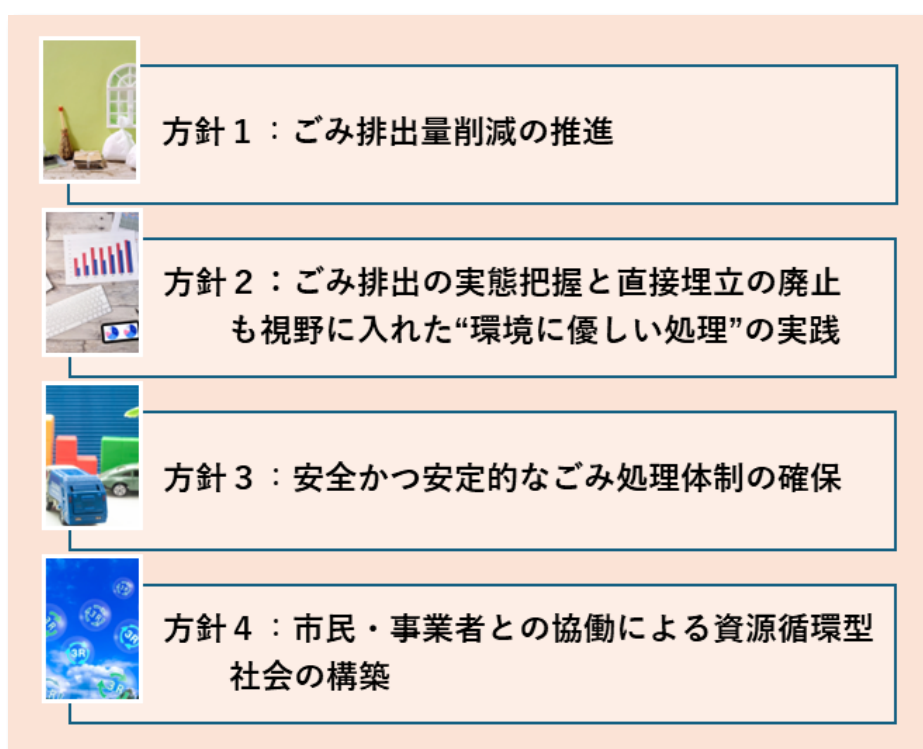


図4-22 本計画における基本方針

また、以下に、各方針の概要を示すとともに、これを基盤として本計画の施策体系を設定する。

【方針１：ごみ排出量削減の推進】

- ごみ処理に由来する環境負荷の低減のため、3R+Renewable（リニューアブル）により、家庭系ごみ、事業系ごみの排出量削減を推進する。

【方針２：ごみ排出の実態把握と直接埋立の廃止も視野に入れた“環境に優しい処理”の実践】

- 市内のごみの排出に関する正確かつ継続的なデータを蓄積することによって、本市のごみ排出実態をより精緻に把握することができ、重点的な対策の検討と効果的な実施に繋がれるようになる。
- プラスチック資源循環や、生ごみ等の有機性廃棄物の再利用などを進めることにより、これらの直接埋立の廃止も視野に入れた“環境に優しい処理”を実践していく。

【方針３：安全かつ安定的なごみ処理体制の確保】

- 現在、収集から処理に至る段階において、リチウムイオン電池を含む小型家電の発火・火災事故のリスクが懸念されることから、それらの収集、処理・保管方法について検討、対策を講ずるとともに、その他のリスク等についても柔軟かつ確実に対応できるよう、安全なごみ処理体制を確保していく。
- 周辺自治体との広域処理の可能性を模索し、災害時対応も含めた処理・処分の安定的な体制を確保するための検討を行う。

【方針４：市民・事業者との協働による資源循環型社会の構築】

- 資源循環の促進のため、市民への分別協力の周知徹底を改めて強化するとともに、高齢化対応をはじめ、市民の排出の利便性を向上させる方策についても検討する。
- 事業者に関しても、適正な処理、料金等について検討するとともに、事業者によるごみの排出についても啓発を行うなど、市民・事業者との協働による資源循環型社会の構築に向けた取り組みを行っていく。

2. 計画目標

本計画期間における目標を表4-21のとおり設定する。

数値目標として、1人1日当たりごみ排出量を指標とし、基準年度の令和5年度（1,761g/人・日）から5%以上の削減を目指す。第4章第6節で示したとおり、現状の施策実施状況が続いた場合（単純推計）には、令和21年度（1,760g/人・日）でもほとんど変化がない予測となっており、主に生ごみ・食品ロスの削減を図ることで減量化を目指す。

また、一般ごみ中に混入している資源物の分別促進状況を評価するため、家庭系ごみに対して、資源物の分別協力率を指標として設定する。

行動目標としては、現在の本市のごみ排出状況の把握方法には課題があるため、より精度を高めるための方法を整備していく。

食品ロスについては、家庭系、事業系ともに一般ごみとしての排出削減を目指す。しかしながら、現状では、数値目標を設定するほどの実態把握が十分でないため、ごみ組成調査からそれぞれ一般ごみ中の組成割合を継続して把握するため、参考指標として設定し、計画の見直し時に数値目標の設定について検討する。

表4-21 本計画期間における目標

項目		基準年 令和5年度 (2023年度)	目標 令和21年度 (2039年度)
数値目標	1人1日当たりごみ排出量	1,761g/人・日	1,672 g/人・日 (5%以上削減)
	参考	—	(単純推計結果) 1,760 g/人・日
	家庭系資源分別協力率※	約49%	約50% (約1ポイント増)
行動目標	実績データ収集体制の構築	・ごみ量把握方法の見直し ・将来的な計量機の導入による実績の把握と毎年度の組成調査によるごみ質の把握を行う体制構築を目指す。	
参考指標	食品ロス（家庭系）	(令和6年度調査) 混入率 6.5%	組成割合の低減
	食品ロス（事業系）	(令和6年度調査) 混入率 34.6%	組成割合の低減

※分別協力率＝資源化量/（一般ごみ中の資源混入量＋資源化量）

3. 目標達成時の将来予測

「2. 計画目標」で掲げる目標を達成した場合の、将来予測結果は表4-22に、その内、一般ごみの推移は図4-23に示すとおりである。

表4-22 目標達成時の将来予測結果

項目			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
人口			9,584	9,205	8,851	8,470	8,211	7,907	7,302	6,959	6,698	6,531	6,298	6,065	5,848	5,630	5,413	5,195	4,978	4,794	4,609	4,425	4,240	4,056	3,903	3,750	3,596	3,443	
日数			365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	
年間 排出量	一般廃棄物 家庭系	一般ごみ	1,987	1,895	1,882	1,744	1,627	1,593	1,580	1,606	1,584	1,438	1,392	1,339	1,289	1,243	1,190	1,140	1,091	1,052	1,007	965	923	883	846	811	776	742	
		資源ごみ	283	259	245	230	214	199	184	178	183	164	158	152	147	142	136	130	125	120	115	111	106	102	98	94	90	86	
		粗大ごみ	87	80	86	69	70	63	73	84	82	73	68	66	64	63	60	58	56	55	53	51	49	47	45	44	42	41	
		小計	2,357	2,234	2,213	2,043	1,911	1,855	1,837	1,868	1,849	1,675	1,618	1,557	1,500	1,447	1,386	1,329	1,272	1,227	1,175	1,126	1,078	1,032	989	949	909	869	
	一般廃棄物 事業系	一般ごみ	1,309	1,316	1,165	1,174	1,309	1,481	1,417	2,184	2,889	2,527	2,374	2,275	2,181	2,095	1,998	1,907	1,818	1,746	1,665	1,589	1,515	1,453	1,394	1,340	1,285	1,230	
		資源ごみ	18	20	20	16	15	12	12	6	7	7	7	7	6	6	6	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計	1,327	1,336	1,185	1,190	1,324	1,493	1,429	2,190	2,896	2,534	2,382	2,281	2,188	2,101	2,003	1,913	1,822	1,750	1,669	1,593	1,518	1,456	1,397	1,342	1,288	1,233	
	合計	一般ごみ	3,296	3,211	3,047	2,918	2,936	3,074	2,997	3,790	4,473	3,965	3,766	3,613	3,471	3,338	3,188	3,048	2,909	2,797	2,672	2,554	2,438	2,336	2,240	2,151	2,061	1,972	
		資源ごみ	301	279	265	246	229	211	196	184	190	171	166	159	153	147	141	135	129	125	119	114	110	105	101	97	93	89	
		粗大ごみ	87	80	86	69	70	63	73	84	82	73	68	66	64	63	60	58	56	55	53	51	49	47	45	44	42	41	
		合計	3,684	3,570	3,398	3,233	3,235	3,348	3,266	4,058	4,745	4,209	4,000	3,839	3,688	3,548	3,389	3,241	3,094	2,977	2,844	2,720	2,596	2,488	2,387	2,291	2,197	2,102	

1人1日あたりの ごみ排出量	一般廃棄物 家庭系	一般ごみ	568	562	583	564	543	550	593	632	648	602	605	605	604	603	602	601	600	599	598	597	596	595	594	593	592	591
		資源ごみ	81	77	76	74	71	69	69	70	75	69	69	69	69	69	69	69	69	69	68	68	68	69	69	69	69	68
		粗大ごみ	25	24	27	22	23	22	27	33	34	31	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32
		合計	674	663	685	661	638	641	689	735	756	701	704	703	703	702	702	701	700	699	698	697	696	695	694	693	692	691
	一般廃棄物 事業系	一般ごみ	374	391	361	380	437	512	532	860	1,182	1,057	1,033	1,027	1,022	1,017	1,011	1,006	1,000	995	990	984	979	979	979	979	979	979
		資源ごみ	5	6	6	5	5	4	5	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	379	397	367	385	442	516	536	862	1,185	1,060	1,036	1,031	1,025	1,020	1,014	1,009	1,003	998	992	987	981	981	981	981	981	981
	合計	一般ごみ	942	953	943	944	980	1,062	1,124	1,492	1,830	1,659	1,638	1,632	1,626	1,620	1,614	1,607	1,601	1,594	1,588	1,582	1,575	1,574	1,573	1,571	1,570	1,569
		資源ごみ	86	83	82	80	76	73	74	72	78	72	72	72	72	72	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	70
		粗大ごみ	25	24	27	22	23	22	27	33	34	31	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32
		合計	1,053	1,060	1,052	1,046	1,079	1,157	1,225	1,598	1,941	1,761	1,740	1,734	1,728	1,722	1,716	1,709	1,703	1,697	1,690	1,684	1,678	1,676	1,675	1,674	1,673	1,672



図4-23 目標達成時の一般ごみ排出量の推移

4. 目標の実現に向けた施策体系

これまでに示した目標の達成に向けて、安心・安全なごみ処理体制を構築・継続するとともに、住民・事業者・行政の協働により、効果的なごみの減量化、資源化施策を推進していくことが求められる。

国・県等の動向や本市のごみ処理行政を取り巻く状況及びこれまでの施策評価、課題を踏まえ、本計画における基本理念、基本方針及び目標と、施策の枠組みについて整理すると図4-24のとおりである。



図4-24 本計画における目標実現に向けた施策体系

5. 発生抑制・排出抑制計画

ごみの発生抑制・排出抑制を効率的かつ効果的に推進していくためには、市民、事業者、行政の協働を推進するとともに、それぞれの役割を理解し、それぞれが主体的な取り組みを実践していくことが必要である。

市は、住民・事業者の取り組みに係る情報の提供や啓発等を行うとともに、それぞれが主体的にごみ減量に係わることができるような施策の実施を目指すこととする。

(1) 目標

市民・事業者・行政が一体となり、ごみの発生・排出抑制を行い、令和 21 年度（2039 年度）の 1 人 1 日当たり総ごみ排出量を 1,672g/人・日に減量することを目指す。

(2) 施策

施策	R7～R11 2025～2029	R12～R16 2030～2034	備考
1) 市民の取り組みに対する促進・支援			
・市民による自主的な取り組みを促進するため、家庭における排出抑制に関する情報提供や啓発の充実を図る。	継続		
・過剰包装や使い捨て容器の購入及び使用の自粛、詰め替え製品やリターナブル容器の購入・使用を呼びかける。	継続		
・買い物袋を持参するマイバッグ運動の実施とレジ袋削減への協力を要請する。	継続		
・環境に配慮している小売店・事業所等についての情報を提供し、商品購入時等に選択するよう啓発する。	継続		
・NPO やごみ問題に取り組むボランティア団体と連携するとともに、これら団体の育成・支援を行う。	継続		
・地区役員などを中心とした組織づくりやネットワーク化について検討する。	検討・継続	実施	
・ごみ問題に対する意識向上のため、一般市民に対するごみ処理施設の見学会等の機会を設ける。	継続		
2) 事業者の取り組みに対する促進・支援			
・事業所による自主的な取り組みを促進するため、ごみ減量等に関する取り組み事例等を掲載した事業系ごみに関するパンフレットの作成・配布等を行い、情報提供と指導の充実を図る。	継続		
・簡易包装やレジ袋削減等の取り組みについて啓発を行う。	継続		
・環境に配慮している小売店・事業所等を市報等で紹介する。	継続		
3) 行政の率先行動			
・ごみの排出抑制を含めた環境配慮に対する総合的な取り組みに係る仕組みを構築するため、ISO14001 の認証取得を検討する。	検討・継続	実施	
・行政(市役所)は、市民・事業者の規範となるよう、コピー用紙の裏面使用の徹底等、率先してごみの排出抑制等に取り組むとともに、その取り組みについて積極的に情報を公開する。	継続		
4) 新たな施策の検討			
・レジ袋の無償配布中止や有料化等について、市民・事業者とともに実施について検討する。	検討・継続	(実施)	

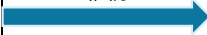
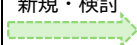
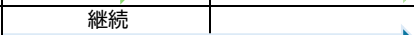
6. 資源化計画

資源化量は減少傾向にあり、排出されているごみの中にはまだ資源化可能なものが混入されていることから、市民や事業者の資源化に関する意識に働きかけ続けることが必要であると考えられる。本計画では、前計画の施策を踏襲しつつ、さらなる資源化への意識の醸成に向けた働きかけを行っていくこととする。

(1) 目標

容器包装廃棄物を含めた 10 品目の分別収集の定着及び生ごみのリサイクルに関する一般世帯への拡充に向けて積極的に施策を展開し、引き続き、リサイクル率 15%以上を目指す。

(2) 施策

施 策	R7～R11 2025～2029	R12～R16 2030～2034	備考
1) 市民の取り組みに対する促進・支援			
・現状の分別ルールを市民に周知徹底し、製品プラスチックやその他資源物のごみへの混入を減らすとともに、できる限りリサイクルするため、積極的に啓発を行う。	新規 		
・再生品の販売や店頭での資源回収を行っている小売店等について情報を提供し、商品購入時等に選択するよう啓発する。	継続 		
・グリーンコンシューマー(できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者)活動を推進する。	継続 		
・NPO やごみ問題、環境問題に取り組む市民団体等との連携を深め、リサイクルを含めた新たなごみ処理施設を講じる。 ・これらの団体の育成・支援を行う。	新規 		分別収集計画
・事業系生ごみの資源化(堆肥化)についての情報提供を行い、一般世帯への拡充に対する理解を得られるようにする。	継続 		
・アルミ缶やリターナブルびん、ダンボール等の有価物の集団回収を推進する。	新規 		分別収集計画
2) 事業者の取り組みに対する促進・支援			
・事業所による自主的な取り組みを促進するため、資源化に関する取り組み事例や民間資源ルート等を掲載した事業系ごみの資源化に関するパンフレットの作成・配布等を行う。	継続 		
・小売店が実施する店頭での資源物回収等について啓発を行う。	継続 		
・再生品の販売や店頭での資源回収を行っている小売店・事業所等を市報等で紹介する。	継続 		
3) 行政の率先行動			
・行政(市役所)は、市民・事業者の規範となるよう、再生品や環境に配慮した商品を積極的に購入・使用し、グリーンコンシューマーの模範となるよう行動する。	継続 		
4) 新たな施策の検討			
・集団回収等の学校及び市民団体等が行うリサイクル運動への情報支援等の支援を検討し、実施する。	新規・検討 	実施 	分別収集計画
・ごみの資源化・有効利用の方法や事例・効果等を研究し、本市に導入可能な施策を検討する。	継続 		

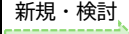
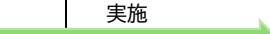
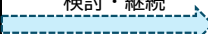
7. 収集・運搬計画

(1) 目標

家庭系ごみの収集については委託事業者が、事業系ごみの収集については許可業者が行う。なお、今後、収集車両の買い換え等がある場合には、環境に配慮した収集運搬機材の導入を進めるよう委託事業者に提案していく。

また、高齢者の一人世帯等、ごみ出しが困難なケースについても、福祉行政との連携を図りながら対応していく。

(2) 施策

施策	R7～R11 2025～2029	R12～R16 2030～2034	備考
1) ごみの収集・運搬計画			
・現状の分別区分や収集回数等を踏まえ、適切かつ効率的な収集運搬体制を検討・実施する。	新規・検討 	実施 	
・ふれあい収集等、高齢化社会に対応するため、福祉行政との連携を図るなど、高齢者等に対するごみの収集・運搬を検討、実施していく。	新規・検討 	実施 	
・分別収集の用に供する施設等（収集車両、圧縮梱包機、選別保管施設等）について業務に支障を生じないように必要最小限の整備を行うとともに、老朽化した機材等について、状況に応じた更新を計画する。	新規 		分別収集計画
・収集運搬・選別保管業務従事者を対象に、定期的にリサイクル関連の教育を行い、資質の向上を図る。	新規 		分別収集計画
2) 事業系一般廃棄物			
・会社や商店、飲食店などの事業所のごみについては、現状と同じく、市では収集を行わない。事業者自らが富野じん芥埋立処分地へ直接搬入するか、市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。	継続 		
・資源の分別精度に応じて事業者に対して個別指導を行う。	新規 		分別収集計画
3) 不法投棄対策			
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令や産業廃棄物不法投棄対応マニュアルに基づき、道との連携のもとに適正化指導に努める。	継続 		
・市職員だけの対応では限界があるため、市民や事業者にも不法投棄監視や発見・通報等の協力を求めていく。	継続 		
・不法投棄多発場所等への監視装置の設置や監視員の巡回、監視組織の設立等について検討する。	検討・継続 	(実施) 	
4) 市で処理しないごみ			
・処理困難物、家電リサイクル、PC（パソコンリサイクル）、産業廃棄物については、引き続き本市では収集、処理、処分を行わない。	継続 		

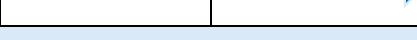
8. ごみ処理計画

(1) 目標

ごみ処理計画では、現有施設の維持管理を徹底し、環境負荷の低減や安全・安定処理に努めるとともに、公害防止対策や施設の延命化を進める。

また、ごみ処理の効率化を図るとともに、環境負荷や処理コストの低減にも配慮する。さらに、広域的な処理への対応についても検討を進めることとする。

(2) 施策

施 策	R7～R11 2025～2029	R12～R16 2030～2034	備考
1) 処理全般			
・これまでの処理方法を継続することとし、一般ごみと粗大ごみは直接埋立を行い、資源ごみはリサイクルセンターで品目ごとに必要に応じて選別、圧縮、梱包、保管を行った後、再商品化事業者に引き渡す。	継続 		
・事業系ごみの生ごみは、一部を汚泥再生処理センターで処理し、資源化を行う。	継続 		
2) 収集運搬			
・引き続き、家庭系ごみの収集は委託事業者が、事業系ごみの収集は許可業者が行う。	継続 		
・収集車両の買い換え等がある場合には、環境に配慮した収集運搬機材の導入を進めるよう委託事業者に提案していく。	継続 		
3) 中間処理計画			
・「真谷地リサイクルセンター」での資源ごみの処理を継続する。	継続 		
・処理施設の機械設備については、長期使用が可能なように日々の維持管理を行う。	継続 		
4) 最終処分計画			
・「富野じん芥埋立処分地」の延命化（軽微変更）に向けた対応を行う。	新規 		
・「富野じん芥埋立処分地」での処理を継続する。	継続 		
・埋立機材や最終処分場の設備については、定期的な整備により機能維持を図っていくが、必要に応じて改修や補修を行う。	継続 		
5) 広域化計画			
・本市の周辺市町及び一部事務組合との、地震等災害発生時における緊急時のごみ処理に関する相互支援体制を確立する。	継続 		
・将来的なごみ処理施設の更新・新設に備え、国の広域化通知を踏まえた道の広域化計画等の動向を注視するとともに、周辺自治体との広域処理について検討を行う。	継続 		

9. その他の計画

(1) 目標

その他、上記計画に含まれず実績としては測りにくいものの、ごみ減量への効果に寄与する施策として挙げるとともに、積極的に実施していくこととする。

(2) 施策

施 策	R7～R11 2025～2029	R12～R16 2030～2034	備考
1) 環境教育への取り組み			
〔学校教育への取り組み〕 ・市内の小・中学校との連携を行い、学習プログラムへの取り組みや講師の派遣、施設見学会等による学校での環境教育を推進する。	継続 		
〔生涯学習への取り組み〕 ・学校以外でも市民が学べるように、公民館での講座・勉強会等への協力やイベントへの協力、施設見学会、出前講座を実施する。	継続 		
〔情報の提供〕 ・広報、パンフレット、リーフレット、インターネット等を利用し、市民や事業者へ情報提供を行う。 ・アンケートやパブリックコメント等により、市民や事業者から意見を聴取する機会を設ける。	継続 		
〔市民による資源回収の支援〕 ・アルミ缶やリターナブルびん、ダンボール等の有価物の集団回収を推進する。	継続 		分別収集計画
2) 費用負担の適正化			
〔事業系ごみの処理費用の適正化〕 ・事業系ごみは、事業者の自己責任において処理すべきものであることから、適正な事業系ごみの処理費用負担について検討する。 ・「富野じん芥埋立処分地」に持ち込まれるごみについて、事業系ごみ減量の推進という面から、家庭系と事業系で異なる処理料金の徴収について検討する。	検討・継続 		
	検討・継続 		
〔清掃事業費の低減〕 ・収集の効率化や委託先の検討、エネルギー消費量の少ない収集・処理方法等を検討する。 ・「一般廃棄物会計基準」等を活用し、他自治体との比較・検討、改善点の抽出等を行い、効率的かつ適正なごみ処理費用について検討を行う。	検討・継続 		
	検討・継続 		
3) 環境保全対策			
・ごみ処理施設を適正かつ安定的に運転管理することで、公害防止基準を遵守する。	継続 		
・地球温暖化に配慮し、省資源・省エネルギーを推進し、CO ₂ 排出量を削減するため、環境配慮型の収集車両導入を検討する。	検討・継続 		
4) 関係機関との連携			
〔危機管理〕 ・災害時の対応マニュアルや消防、警察等への連絡体制の確立を検討する。 ・処理施設が故障等で使用できなくなった場合の近隣市町での一時的な受入等の相互支援体制等について検討する。	検討・継続 		
	検討・継続 		

5) 関係機関との連携			
[医療系一般廃棄物処理] ・家庭での在宅治療の普及に伴う、特別管理一般廃棄物に該当しない医療系廃棄物の適正な処理方法の確立のため、医療機関との協力体制の構築について検討する。	検討・継続		
[適正処理困難物の処理] ・業者の引取システムや逆流通システムの形成を関係業界に要請する。	継続		
[高齢化社会への対応] ・高齢者の増加に対応した分別ルールの検討やボランティア等によるごみ排出サポート体制等を検討する。	検討・継続		
[道・国等への要請] ・製品の製造段階や流通段階におけるごみ減量化・資源化への配慮や、デポジット制度、広域的な対応が必要な施設整備等について、国や道、関係機関等に働きかけていく。	継続		

10. 食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減の背景

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品のことであり、国では年間約 472 万トン（家庭系、事業系合計値、令和 4 年度推計）の食品ロスが発生していると試算されている。

平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、2030 年までに小売・消費レベルでの一人当たりの世界全体の食料廃棄を半減させることが目標として掲げられており、食品ロスの削減は国際的にも重要な課題となっている。

こうした状況を受け、国は令和元年 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を公布し、同年 10 月に施行した。さらに、令和 2 年 3 月には同法第 11 条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されている。この法律により、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務を負い、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされている。

本市においても、人口減少や高齢化、財政再建といった課題に直面する中で、食品ロスの削減はごみの減量や環境負荷の低減、さらには地域経済の活性化にも寄与する重要な取り組みである。

特に、ごみ処理に関しては、最終処分場の延命化や新たな処分場建設に伴う多大な費用負担が大きな課題となっている。そのため、本計画では食品ロスの削減を推進し、ごみの減量化を図ることを、持続可能な地域社会の実現に向けた施策として位置付けるものである。

(2) 食品ロスの現状と課題

夕張市の廃棄物行政においては、ごみ処理コストの削減と最終処分場の延命化が重要な課題である。食品ロスは一般ごみに占める割合が比較的大きく、その削減により処理量の減少や処理費用の抑制に寄与するものと考えられる。

また、本市が家庭系、事業系ごみについて行った組成分析調査（令和 6 年 12 月および令和 7 年 1 月に実施）の結果から、生ごみ、食品ロスの含まれる割合が約 4～5 割程度であることが明確になった。このことから食品ロス対策を講じることによるごみ減量効果も見

込まれる。

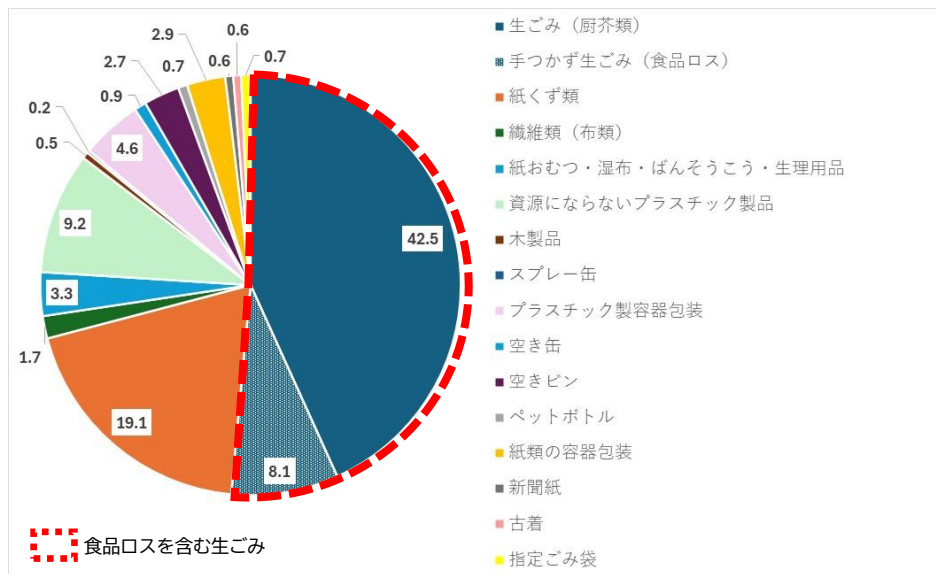


図4-25 家庭系一般ごみの組成 (令和7年1月調査結果、湿ベース)

上記の組成分析結果では、家庭系一般ごみ中、本市における家庭系食品ロスのうち、手つかずの生ごみが8%程度含まれており、食品類の買いすぎや重複買いなど、さまざまなことが廃棄につながっていると考えられる。

このため、家庭においては計画的な買い物や必要な物、必要な量のみを購入する、冷蔵庫の中を整理する、賞味期限や消費期限について、また、食品を使い切る方法などを「知る」ことも必要である。

一方、事業者では、同組成調査によって、手つかずの生ごみ (食品ロス) が全体の約2~5割を占めており、中でもコンビニ等での売れ残りや特産品の“長いも”の廃棄が見られた。

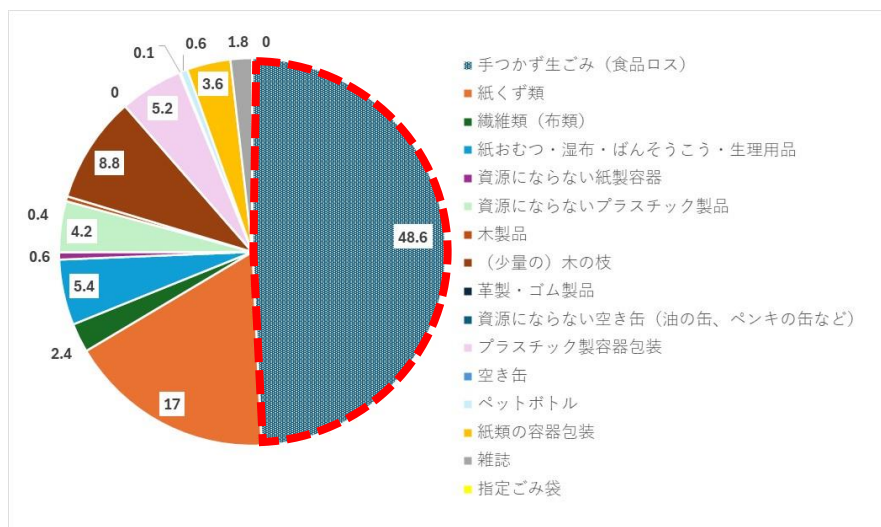


図4-26 事業系一般ごみの組成 (令和6年12月調査結果、湿ベース)

組成調査より上記の傾向がみられたが、同調査は現状では単発的な実施によるものであり、継続的かつ詳細なデータの蓄積がないことから、今後の施策検討のためには、引き続き傾向を把握していくことが必要である。

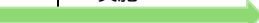
このことから、家庭や事業者による食品ロス削減に向けた施策を講じると同時に、データの蓄積についても課題として捉え、これを継続していくことが求められる。

具体的な施策としては、小分け販売や少量販売、値引き販売等の売り切りに向けた取り組みや飲食店での食べ切り運動の展開などの取り組み、さらには小売店での売れ残り食品の堆肥化、飼料化、バイオガス化や特産品の利用に向けた情報提供、消費者の「手前どり」の浸透など、廃棄削減につながる情報提供をはじめとしたソフト面での施策の実施が求められる。

(3) 食品ロス削減の目標

本市の食品ロスの現状と課題を踏まえ、本計画における施策を設定していくが、削減目標を設定するには、まず食品ロスを含むごみの排出量に関する詳細なデータの蓄積が必要であり、これがごみ削減目標の策定の前提となる。しかし、現状では詳細なデータを把握する段階であり、削減可能な量の設定が困難であるため、本計画では食品ロスに関する数値目標については特に設定しないこととする。

(3) 施策

施 策	R7～R11 2025～2029	R12～R16 2030～2034	備考
1) 生ごみ、食品ロス削減に関する事例調査及び効果の検証等、減量に向けた施策の検討			
・生ごみの排出抑制につながる効果的な施策の先進事例等について調査を行う。	新規 		新規
・食品ロス発生量の推計や市民の食品ロスに関する意識、取り組み等をアンケート調査、組成調査などにより把握する。	新規 		新規
・調査結果を踏まえ、減量に向けた実現可能かつ効果的な施策について検討し、実施していく。	新規・検討 	実施 	新規
2) 市民が実践できる生ごみ、食品ロス削減への取り組み支援			
・市民や子どもたちに3キリ（使いきり、食べきり、水きり）運動、食品ロス、生ごみ減量に関する情報について、広報、ホームページ、ごみ分別アプリなどによって周知する。	新規 		新規
3) 事業者が行う食品ロス削減に関する取り組み等への対応			
〔事業者への情報提供等〕 ・飲食店・宿泊施設及び食品小売店を対象とした「食べ残しゼロ推進店」の登録や店舗における取り組み内容等の情報発信を行う。	新規 		新規
・賞味期限や消費期限に近い食品を売り切るための取り組みを促進するとともに、先進的な事例について事業者と情報共有する。	新規 		新規
〔防災備蓄品の活用・配布〕 ・事業者に対し、災害時の避難者用に備蓄している食料が期限切れとなる前に、市民への配布や事業での活用を促進し、食品ロスが発生しないよう努める。	新規 		新規
4) 汚泥再生処理センターでの生ごみ資源化(肥料化)			
・汚泥再生処理センターでの一部生ごみの再資源化(肥料化)を継続する。	継続 		
・汚泥再生処理センターでの生ごみ再資源化(肥料化)について、家庭系一般ごみも処理に含めていく方向で検討していく。	検討・継続 		



食品ロスってなに？～身近なところから考えよう～

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

手つかずのまま捨てられてしまう食品や、調理の際に食べられる部分まで捨てられてしまうもの、食べ残しなどがあります。

食品ロスは、大きく「**事業系食品ロス**」と「**家庭系食品ロス**」の2つに分けられます。

夕張市でも、組成調査の結果から、事業系、家庭系ともに食品ロスや生ごみの廃棄が多いことが明らかになっています。今後、この食品ロス、生ごみの廃棄を減らす取り組みが必要です。

〔事業系食品ロス〕

・飲食店やスーパー、小売店、食品工場などで発生します。

例：売れ残り食品、規格外品、調理時の廃棄食材、飲食店での食べ残しなど

〔家庭系食品ロス〕

・家庭での食べ残しや未使用のまま廃棄される食品など

例：期限切れで捨てられる食品、皮を厚くむきすぎたり、使いきれなかった野菜、食べきれなかった料理など



《日常生活でできる！食品ロス削減のヒント！》

食品ロスを減らすために、今日からできる簡単な工夫をご紹介します。

① 買い物前に「冷蔵庫チェック」

つい余計に買ってしまうのを防ぐため、冷蔵庫や食品棚の在庫を確認しましょう。買い物リストを作ってから出かけると、ムダな買いすぎを防げます。

② 賞味期限・消費期限を正しく理解しよう

賞味期限：美味しく食べられる期限（過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではない）

消費期限：安全に食べられる期限（過ぎたら食べないほうがよい）

すぐに食べる予定の食品は、**期限が近い商品を選ぶ**と食品ロス削減につながります！

③ 先買ったものから使う冷蔵庫での「手前取り」

冷蔵庫の中を整理し、古いものを手前、新しいものを奥に置きましょう。

先買ったものから使うクセをつけると、食品をムダにすることが減ります。

④ 使い切り＆食べ切りを意識する

🥬 余った野菜はスープや炒め物に

🍚 ご飯が余ったらチャーハンやおにぎりに

🍞 食べきれなかったパンはフレンチトーストに



このように、工夫次第で、美味しくリメイクできるんですね。

今日からできる小さな工夫で、「もったいない」を減らしましょう！

1 1. 計画の推進体制と進行管理

(1) 推進体制

計画の適切な進行・管理のためには、行政による計画の評価、改善だけではなく、市民、事業者もそれぞれの役割に応じて計画の推進に参加し、自分事として主体的に取り組む必要がある。

○夕張市

市は、世代や地域など対象に応じた効果的な情報発信や取組を行うとともに、市民・事業者が取り組みやすい仕組みを検討していく。

そのため、個々の取組内容に応じて他部局の関係課とも調整を図りながら、横断的・総合的な施策の推進を実施していく。

また、各年度に各施策の進捗状況等を把握し、市民・事業者からも意見が出しやすいように、進捗状況等を広く公表する。

○市民

市が発信・提供する情報や取組を通して、その目的や意図を理解し、主体的・自発的に本計画に示す施策に協力して取り組む。

○事業者

市が発信・提供する情報や取組を通して、各事業者の業態に応じたごみ減量・資源循環に関する従業員への教育・普及啓発を進め、自らの取組を積極的に進める。

また、事業活動の中で、市が行う施策の効率的な推進に協力する。

(2) 進行管理

本計画に掲げる施策を実効性のあるものとして推進するため、施策の進捗状況を定期的に確認・評価し、改善点を次の取組へ反映させる進行管理が必要である。

進行管理の方法は、“PDCAサイクル”（Plan・Do・Check・Action）に基づいて進める。“PDCAサイクル”は、各年度または事業ごとに設定する実施期間の「小さいサイクル」と、計画改定及び中間見直し時の「大きいサイクル」に当てはめる。

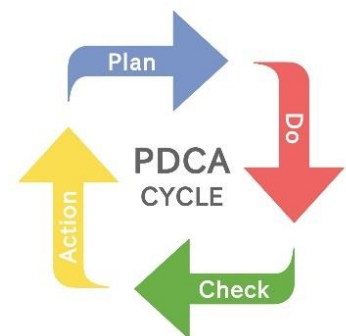
なお、本計画に示す基本理念、施策の柱に従い、目標の達成を意識して、施策・事業の方向性に沿った進行管理を行う。

○「小さいサイクル」（各年度または施策ごとの実施期間）

- ・本計画の目標達成状況や施策の進捗及び課題を把握する。
- ・個々の施策について、実施状況を評価し、課題に対する改善を目指す。

○「大きいサイクル」（計画改定及び中間見直し時）

- ・本計画を改訂又は見直し時に、目標の達成状況や施策の実施状況を評価し、達成・実施できなかった原因等を整理し、次の計画の改善に繋げる。



第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理等の現状

1. 生活排水処理形態別人口の実績

(1) 生活排水の処理体系

本市における生活排水の処理体系を示すと以下のとおりである。

この内、本計画の対象は、公共下水道を除く、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲取し尿である。

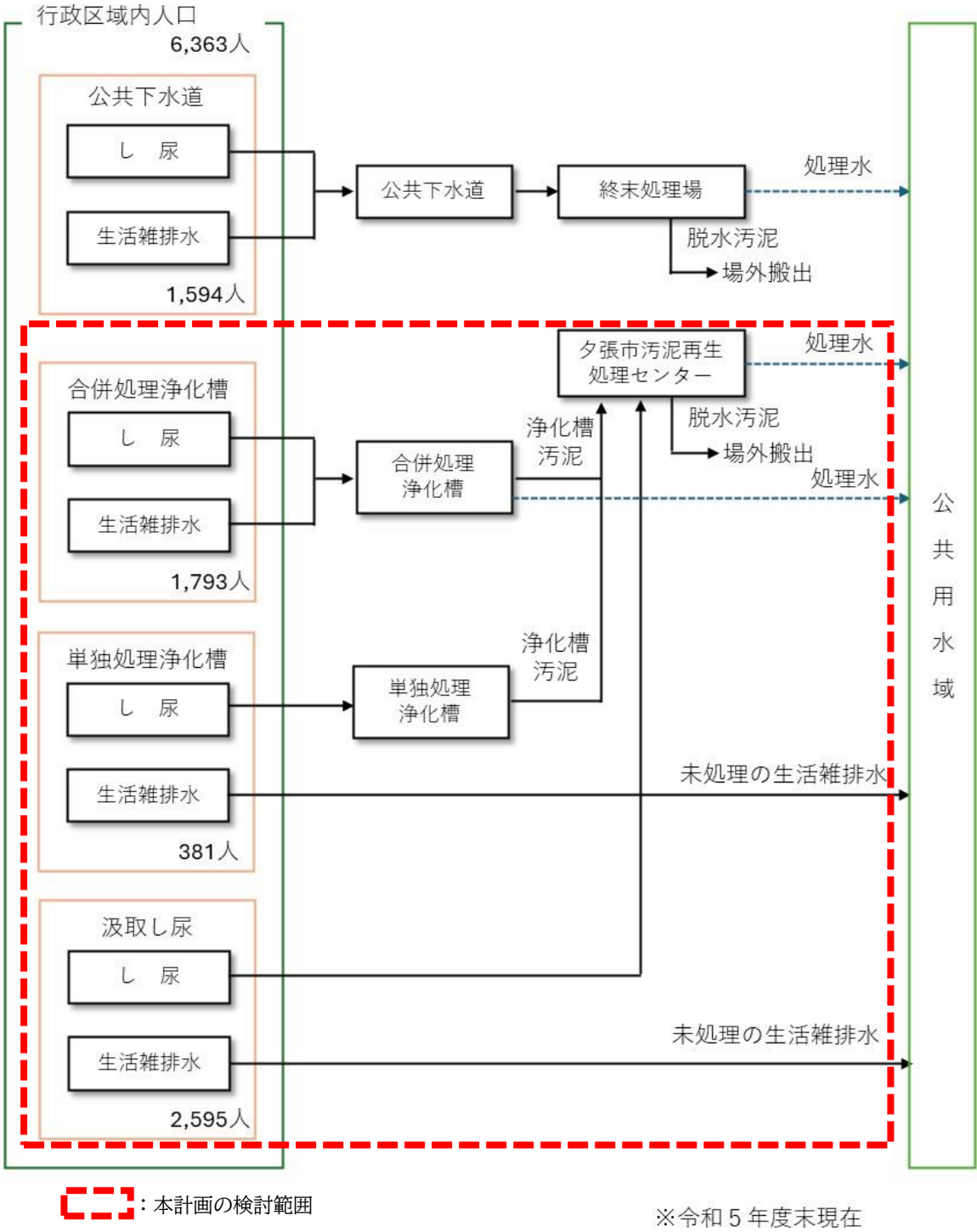


図5-1 生活排水処理体系

(2) 生活排水処理施設の整備状況

1) 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水処理形態別人口の推移は、表5-1及び図5-2に示すとおりである。

表5-1 生活排水処理形態別人口の推移

項目	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	7,744	7,302	6,959	6,698	6,363
生活雑排水処理人口	3,983	3,401	3,600	3,487	3,387
下水道人口	1,951	1,863	1,756	1,692	1,594
合併処理浄化槽人口	2,032	1,538	1,844	1,795	1,793
生活雑排水未処理人口	3,761	3,901	3,359	3,211	2,976
非水洗化人口	3,293	3,532	2,991	2,829	2,595
単独処理浄化槽人口	468	369	368	382	381

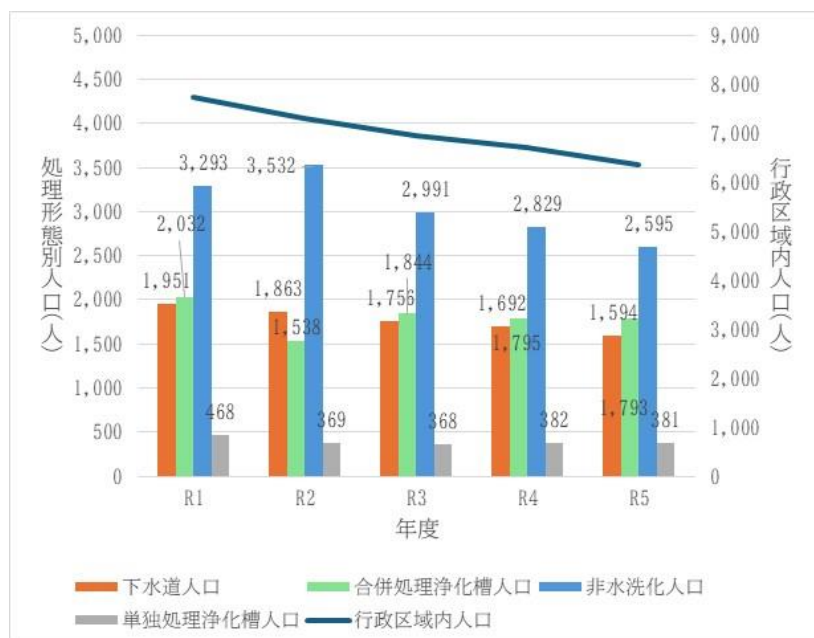


図5-2 生活排水処理形態別人口の推移

2) 生活排水処理形態別人口

本市における生活排水の処理主体は、表5-2に示すとおりである。

生活排水の処理方法には、集合処理と個別処理があり、集合処理としては公共下水道による処理が行われている。個別処理としては浄化槽が使用されており、単独処理浄化槽ではし尿のみを処理し、合併処理浄化槽では生活排水全般を処理している。

これらの浄化槽の処理主体は、表5-2に示すように浄化槽の設置者である個人等である。

また、本市で発生するし尿および浄化槽汚泥については、平成27年(2015年)に竣工、稼働している「夕張市汚泥再生処理センター」において処理を行っている。

表5-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	夕張市
浄化槽（単独処理）	し尿	個人等
浄化槽（合併処理）	し尿及び生活雑排水	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	夕張市

3) 生活排水処理率

過去5年間の生活排水処理率（し尿、生活雑排水ともに処理されている人口の比率、生活排水処理人口÷行政区域内人口で求める）の推移を以下に示す。

生活排水処理率は、前計画期間の4割程度から改善され、おおむね5割台で推移しており、増加傾向となっている。

今後もさらに合併処理浄化槽の積極的な整備拡充を図り、生活排水処理率の向上に努める必要がある。

表5-3 生活排水処理率の推移

年度	単位	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	人	7,744	7,302	6,959	6,698	6,363
生活排水処理人口	人	3,983	3,401	3,600	3,487	3,387
生活排水未処理人口	人	3,761	3,901	3,359	3,211	2,976
生活排水処理率	%	51	47	52	52	53

2. し尿等収集運搬の状況

(1) 収集区域の範囲

現在のし尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、本市の行政区域全域である。

(2) 収集運搬の方法

1) 収集対象

収集対象は、し尿及び浄化槽汚泥である。また、浄化槽汚泥については、単独書浄化槽汚泥と合併処理浄化槽汚泥を混合して収集している。

過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績を示すと表5-4のとおりである。

表5-4 し尿等搬入量の推移

(kL)

項目	R1	R2	R3	R4	R5
1. 汲み取りし尿	4,733	4,611	4,395	4,387	4,468
2. 浄化槽汚泥	2,215	2,285	2,231	2,197	2,268
計	6,948	6,897	6,627	6,584	6,736
収集日数	240	242	243	243	243

2) 収集運搬の実施体制

し尿及び浄化槽汚泥は、ともに許可業者が夕張市全域の収集運搬を行っている。

3) 収集運搬機材

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬機材はバキューム車を使用しており、2.7 kℓ車 1 台、3.5 kℓ車 1 台、4.5 kℓ車 2 台、6.4 kℓ車 2 台、合計 6 台が稼働している。

3. 中間処理の状況

(1) 中間処理の方法

現在、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、本市のし尿処理施設である夕張市汚泥再生処理センターにおいて処理を行っている。

(2) し尿処理施設の概要

1) 沿革

本市では、「平和し尿処理場」が昭和 33 年に整備され、昭和 55 年に鹿島し尿処理場との統合、増設を経て稼働していたが、建物や構築物の老朽化、機器等の多くが使用限界を迎えていたことから、平成 27 年（2015 年）7 月に新たに建設した「夕張市汚泥再生処理センター」の竣工・供用開始に伴い、平成 27 年（2015 年）10 月に廃止した。

現在は、夕張市汚泥再生処理センターで市内から排出されるし尿、浄化槽汚泥、一部事業系生ごみの処理を行っている。

2) し尿処理施設の概要

夕張市汚泥再生処理センターの概要は表 5-6 に示すとおりである。

また、施設の位置及び全体配置図は図 5-3 に、処理工程図は図 5-4 に示すとおりである。

表5-6 し尿処理施設の概要

施設の名称	夕張市汚泥再生処理センター
施設の所在地	夕張市平和11番地
竣工年月	平成27年6月
敷地面積	3,294㎡
建築面積	794㎡
延床面積	1,782㎡
処理方式	水処理設備：膜分離高付加脱窒素処理方式 資源化施設：リン回収方式（HAP法）
処理能力	25㎥/日（し尿：20㎥/日+浄化槽汚泥：5㎥/日） 生ごみ：0.4t/日
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、生ごみ



図5-3 し尿処理施設の位置及び全体配置図

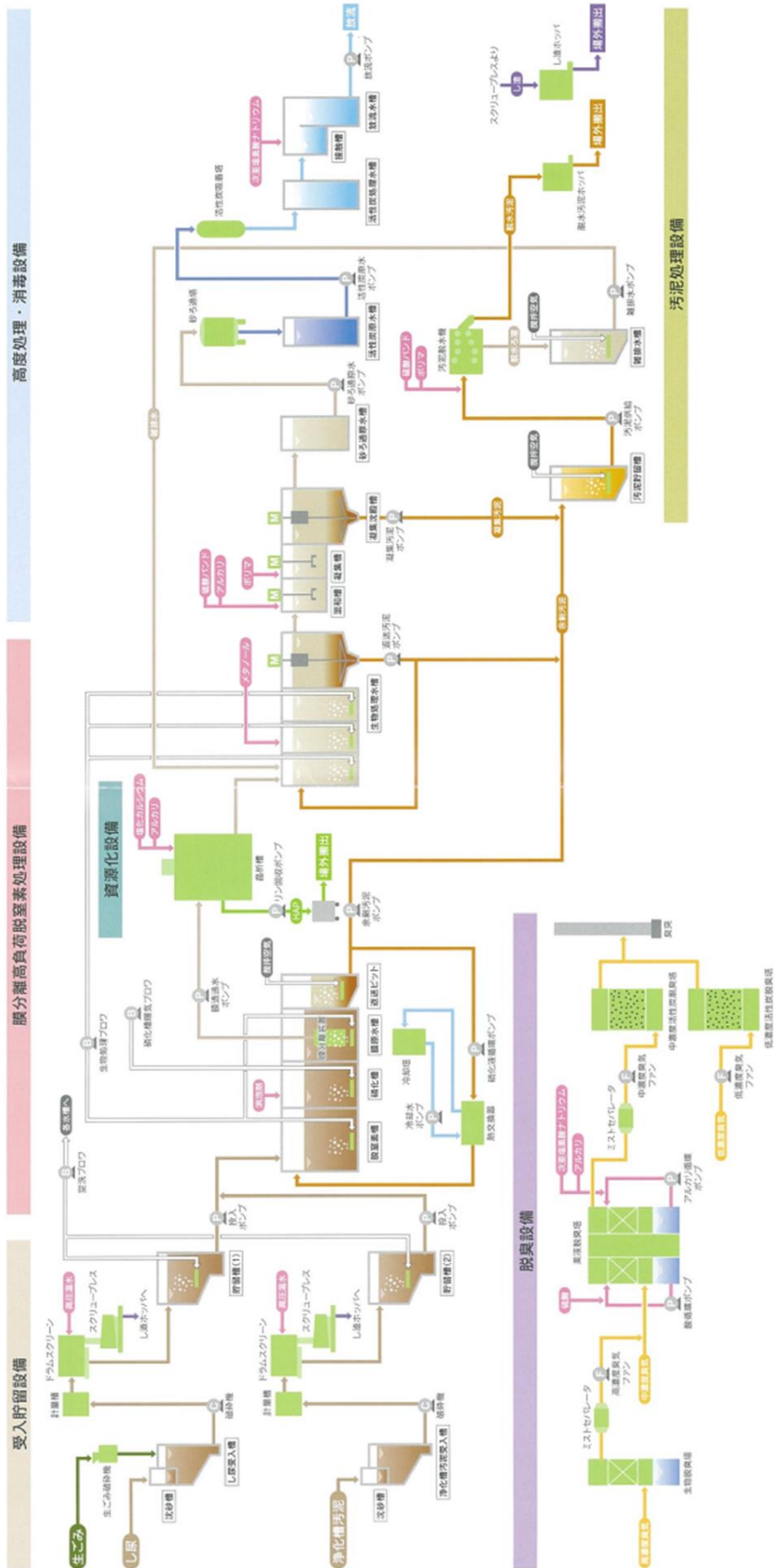


図5-4 夕張市汚泥再生処理センターの処理工程図

(3) 運転管理状況

1) 運転管理状況

本施設の運転・維持管理はプラントメーカーに委託し、適切に処理を行っている。

2) 処理水の状況

本施設の処理水（放流水）について令和5年度（2023年度）の水質結果を示すと表5-7のとおりである。排水基準値は満足している。

表5-7 令和5年度汚泥再生処理センター放流水水質

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
pH	7.7	7.8	7.7	7.8	7.9	7.9	7.7	7.7	7.8	8.0	7.8	7.9
BOD[mg/l]	0.7	0.8	1.5	0.5	0.5	0.0	0.5	0.8	0.5	0.0	0.6	0.0
SS[mg/l]	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
大腸菌群数 [MPN/ml]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

排水基準 ① pH: 5.8 ~ 8.6 ② BOD:20[mg/l]以下
③ SS:70[mg/l]以下 ④ 大腸菌群数: 3000[MPN/ml]以下

3) し尿処理経費の状況

本市のし尿処理経費について、過去5年間の推移を示すと表5-8、図5-5のとおりである。

表5-8 し尿処理経費の状況（令和5年度）

年度	し尿処理経費（千円）					し尿処理量 (kℓ)	処理単価 (円/kℓ)
	人件費	物件費	施設管理 委託料	施設補修費	計		
R1	6,657	34,586	29,364	8,788	79,395	7,679.4	10,338
R2	6,459	33,827	30,360	8,173	78,819	7,628.2	10,333
R3	8,174	34,755	30,624	8,316	81,869	7,362.5	11,120
R4	8,273	35,390	30,888	21,301	95,852	7,295.9	13,138
R5	8,345	35,901	31,680	15,026	90,952	7,368.5	12,343



図5-5 し尿処理経費の状況（令和5年度）

第2節 生活排水処理をめぐる動向

1. 国・道の動向

(1) 国の動向

循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」は、日本が目指す循環型社会の具体的なイメージ、数値目標、各主体が果たすべき役割などを定めている。

政府は令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定した。

今回の見直しでは、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止といった環境面の課題への対応に加え、地方創生、質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化、経済安全保障といった社会課題の同時解決を目指している。

さらに、資源を有効に活用し、経済成長の好循環を生み出す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を初めて明確に打ち出した。本計画では、「国家戦略として関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題」であることを強調している。

（同計画の概要は、P54～55 参照。）

(2) 道の動向

『令和5年度（2023年度）北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果』（令和6年（2024年）3月北海道）では、北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとしており、令和5年度における施策の進捗状況等について取りまとめている。

この中で、以下の分野ごとの取組に関する施策の状況を整理している。

- | | |
|-------|----------------------|
| 〔分野1〕 | 地域から取り組む地球環境の保全 |
| 〔分野2〕 | 北海道らしい循環型社会の形成 |
| 〔分野3〕 | 自然との共生を基本とした環境の保全と創造 |
| 〔分野4〕 | 安全・安心な地域環境の確保 |
| 〔分野5〕 | 共通的・基盤的な施策 |

〔分野4〕安全・安心な地域環境の確保では、以下の方向性により大気、水などの生活環境の保全についての施策を講じることとしている。

うち、「水環境の保全」で、以下のような施策の方向性について示している。

《施策の基本的な方向性》

- 健全な水循環を確保する。

《施策の方向》

- 公共用水域や地下水についての継続的な調査・監視や、事業者に対する指導・助言等により、水環境の保全を推進します。
- 上流域の森林地域から下流域の農漁村・都市地域まで水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点にたって、水資源の確保と保全、水の効率的・持続的な利用などについて、関係者と連携した取組を推進します。

ここでは具体的な施策が挙げられており、それぞれの施策概要について整理すると、以下のとおりである。

表5-9 「北海道環境基本計画〔第3次計画〕」に基づく「水環境の保全」に関する施策

施策項目	施策概要
① 公共用水域の水質測定	・水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視（令和4年度97水系314水域500地点）、うち1湖沼で環境基準未達成の原因調査を実施
② 海水浴場の水質検査	・開設した33の海水浴場で、透明度や油膜、CODなどの水質調査を実施 ～全ての海水浴場が「適」又は「可」
③ 沼等閉鎖性水域の環境保全対策	・「北海道湖沼環境保全基本指針」に基づく「重点対策湖沼」（春採湖、クッチャロ湖、大沼）において、地元関係者が設置した協議会組織による対策を実施 ・環境基準未達成が継続する湖沼等で関係機関の協力を得ながら、汚濁機構の解明調査や効果的な対策の検討を実施
④ 地下水汚染対策	地下水の常時監視や事業場等への立入検査による監視・指導等の実施 ・水質汚濁防止法に基づく常時監視を実施 ～概況調査 27市町村86井戸 ～汚染井戸周辺地区調査 2市町23井戸 ～継続監視調査 51市町村199井戸 ・農用地対策の実施 ～施肥改善の技術指導や環境負荷の少ない畜産の推進 ～「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」による畜産農家への適正管理指導など ・地下水の飲用についての対策 ～汚染が認められた地区の飲用利用者に対する飲用指導 ～関連事業場に対する立入検査等を実施
⑤ 水質汚濁防止法等に基づく特定事業場の監視等	・工場・事業場に対し、施設の管理状況や排水基準の遵守状況を確認するための立入検査を実施
⑥ 生活排水対策	・下水道の整備 公共下水道や特定環境保全公共下水道等の整備 ・浄化槽の整備促進 「全道みな下水道構想Ⅴ」や市町村の生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽整備を促進 ・農村地域における排水処理対策 ～農業集落排水施設の整備 ・漁村地域における排水処理対策 ～漁業集落排水施設の整備
⑦ 農薬の安全使用対策	・ゴルフ場事業者に対し農薬の適正使用や周辺環境への配慮排水の自主測定等を指導
⑧ 休廃止鉱山鉱害防止対策	・鉱害が発生している、又はそのおそれがある鉱山の坑排水等が流入する水域の常時監視（20鉱山） ・鉱害防止工事実施義務者の存在しない4鉱山において、道が鉱害防止対策を実施
⑨ 健全な水環境の確保	・地域の環境保全団体等への助言・支援 ～地域の関係者によるネットワークの構築、流域環境保全計画の策定、計画的な活動への支援を実施
⑩ 水道水源保全対策	・水源涵養機能等の高度発揮のため、治山ダムなどの設置と組み合わせた森林整備を行う「流域保全総合治山事業」の実施（4地区） ・重点対策流域（常呂川）において、協議会により畜産排水対策や開発事業等における保全対策を推進
⑪ 北海道水資源の保全に関する条例	・水源周辺の適正な土地利用の確保を図るため、水資源保全地域を指定（令和5年4月1日現在：累計64市町村183地域）
⑫ 社会資本整備総合交付金等により下水道施設等の整備を実施	・下水道の整備 公共下水道や特定環境保全公共下水道等の整備 ・浄化槽の整備促進 「全道みな下水道構想Ⅴ」や市町村の生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽整備を促進 ・農村地域における排水処理対策（農業集落排水施設の整備） ・漁村地域における排水処理対策（漁業集落排水施設の整備）

2. タ張市の生活排水処理に係る廃棄物行政の動向

(1) タ張市汚泥再生処理センターの維持・管理

平成 27 年（2015 年）7 月より稼働している「タ張市汚泥再生処理センター」では、市内のし尿、浄化槽汚泥の処理を行っている。

同センターにおいては、適正な処理を確保するため、維持管理に努めている。

(2) 浄化槽設置補助

平成 18 年（2006 年）4 月、公共下水道整備事業区域の拡張断念による未普及区域の生活排水処理の向上を図るため、浄化槽設置費補助制度を創設した。市の財政再建により一時補助制度を休止していたが、平成 22 年度（2010 年度）に再開している。平成 23 年度（2011 年度）からは環境省の循環型社会形成推進交付金を財源としている。

過去 5 年間の浄化槽設置費補助実績の推移を示すと表 5-10 のとおりである。

表 5-10 浄化槽設置費補助実績の推移

年度	設置 基数	5 人槽	設置 基数	6～7 人槽	設置 基数	8～10 人槽	設置 基数	11～20 人槽	設置 基数	21～30 人槽	設置 基数	計
令和元年度	1	352	1	441			1	1,002			3	1,795
令和 2 年度	2	704									2	704
令和 3 年度	1	352	1	441							2	793
令和 4 年度	2	704									2	704
令和 5 年度	2	704									2	704

第3節 生活排水処理に関する課題の抽出・整理

1. し尿処理料金の適正化

物価上昇や最低賃金の引き上げに伴う人件費の増加等に対応し、安定した業務運営を維持すること、また、公平な受益者負担を求めるため、引き続き適正なし尿処理料金を検討し、市民への啓発を行い、理解を求めていく必要がある。

2. 生活排水処理率の向上

(1) 生活排水処理率の向上

本市の生活排水処理率は 50%程度であり、すべて公共下水道と合併浄化槽によるものである。

今後は処理率の向上を図るため、公共下水道処理区域内にあっては下水道未接続住居への啓発、区域外においては、新築のみならず既設の非水洗便所の浄化槽への改造について啓発する。同時に浄化槽の設置にあっては便所の改造も含め本市の補助が適用されることを啓発し、浄化槽の設置を進め、生活排水処理率の向上に努める。

(2) 単独処理浄化槽対策

単独処理浄化槽は、生活雑排水の処理ができないため、生活排水処理施設としては不十分な機能しか有していない。浄化槽法の改正により新規設置はできなくなっているが、既設単独処理浄化槽に関して、合併処理浄化槽への変換等を指導していく必要がある。

第4節 計画策定の基本的事項

1. 理念・基本方針

本市の生活排水処理計画における理念及び基本方針を以下に示す。

(1) 生活排水処理に関わる理念

健康で文化的な生活を営むため、生活雑排水を適切に処理し、清浄な水が流れる豊かな自然環境を守り、清潔かつ衛生的な生活環境を確保することを目指すものとする。

(2) 生活排水処理整備の基本方針

処理施設の整備に係る基本方針は次のとおりである。

① 適正な生活排水処理の推進

- 夕張市汚泥再生処理センターの適切な運用・維持管理を継続し、安定した排水処理を確保する。
- 生活雑排水の汚濁負荷を低減し、公共水域の水質保全に努める。

② 合理的な排水処理システムの整備

- 合併処理浄化槽を適切に維持管理し、設置を促進する。

③ 資源循環の推進

- 汚泥や生ごみなどの有機性廃棄物を適切に処理し、再生利用を促進することで、循環型社会の構築に貢献する。

④ 市民・事業者との協働による水環境保全

- 市民・事業者に対し、適正な排水処理の重要性を啓発し、生活排水対策の意識向上を図る。
- 生活雑排水の適正処理に向けた家庭での対策（油や食品くずを流さない等）を促進する。

2. 達成目標

夕張市汚泥再生処理センターにおいて適正な処理を継続するとともに、合併処理浄化槽を適切に維持管理し、設置を促進することで、生活環境の保全に努める。

また、生ごみなどの有機性廃棄物の再生利用を推進し、循環型社会の構築を目指す。

3. 計画目標年次

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月 環境省）において、「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とされている。

長期的な展望から、本市における一般廃棄物対策を進めるため、生活排水処理基本計画においても、計画期間は令和7年度（2025年度）からの15年間とし、計画目標年次は令和21年度（2039年度）とする。

また、令和11年度（2029年度）、令和16年度（2034年度）に見直しを検討することとする。

計画目標年次：令和21年度
※5年ごとに見直しを検討

第5節 生活排水の発生量の将来見通し

本市においては、今後も生活排水の未処理世帯に対して、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への切り替えを進める。

一方で、今後も進行する人口減少によって、し尿、浄化槽汚泥の総量は、減少すると考えられる。今後の下水道接続・合併処理浄化槽の整備状況に応じて、市内から発生するし尿・浄化槽汚泥を適切に処理していく。

第6節 生活排水の処理主体

本市の目標年次における生活排水の種類別、処理形態別の処理主体は表5-11に示すとおりである。

処理主体は現状と同様に、集合処理としては公共下水道での生活排水の処理が行われ、処理主体は夕張市である。

また、個別処理としては、浄化槽による処理が行われている。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、生活排水全般を処理する合併処理浄化槽があり、その管理は設置者である個人などが主体となって行っている。

なお、本市より発生するし尿及び浄化槽汚泥は、「夕張市汚泥再生処理センター」において処理が行われ、設置主体は夕張市である。なお、同センターでは、し尿、浄化槽汚泥の処理に加え、生ごみ等の有機性廃棄物も含めて再生利用を行っている。

表5-11 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	夕張市
浄化槽(単独処理)	し尿	個人等
浄化槽(合併処理)	し尿及び生活雑排水	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	夕張市

第7節 生活排水処理基本計画

1. 処理の目標

本計画における生活排水処理の目標値を示すと、以下のとおりである。

目標達成時の処理形態別人口・生活排水処理率の推移は図5-6のとおりである。

表5-12 生活排水処理の目標

	現在（令和5年度）	目標年次（令和21年度）
生活排水処理率	53%	58%以上

表5-13 生活排水の処理形態別人口

区 分	現在（令和5年度）	目標年次（令和21年度）
1. 計画処理区域内人口	6,363	3,036
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,387	1,768
(1) 合併処理浄化槽人口	1,793	1,007
(2) 下水道人口	1,594	761
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽処理人口）	381	210
4. 非水洗化（汲取し尿）人口	2,595	1,058

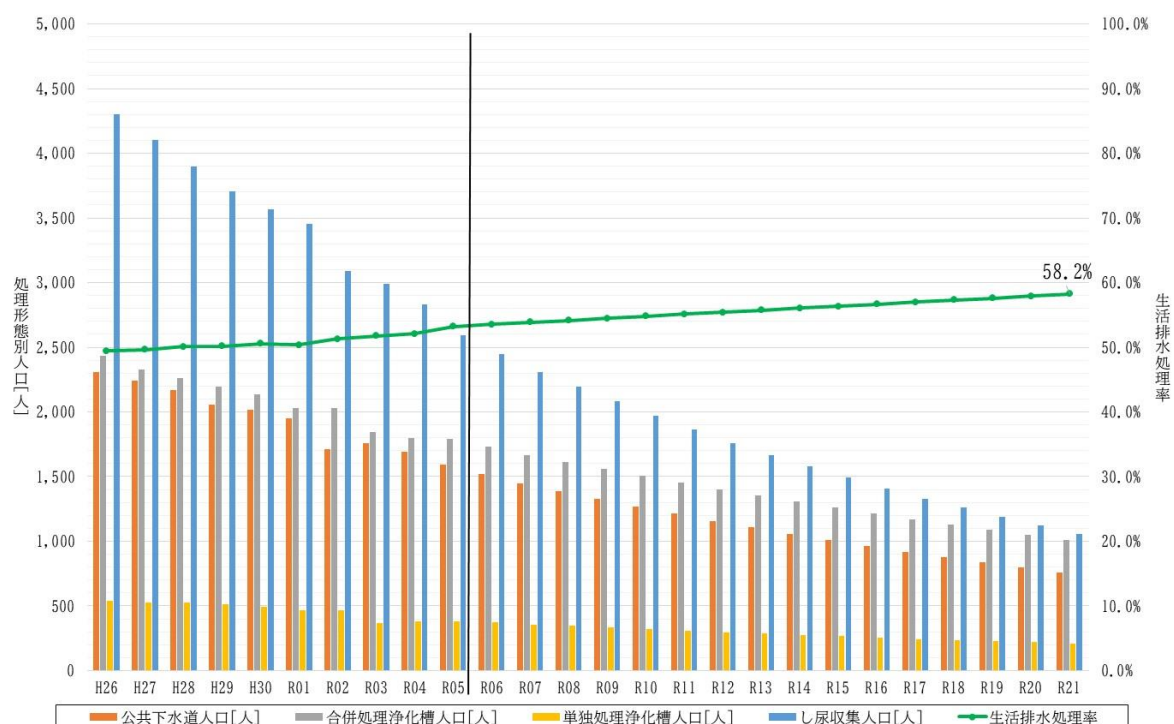


図5-6 処理形態別人口・生活排水処理率の推移（目標達成時）

2. 生活排水処理計画

(1) 排出抑制計画

1) 排出抑制に関する目標

生活圏から発生する生活排水（し尿、生活雑排水）により、公共用水域をはじめとする生活環境に負荷がかからないことを目標とする。

2) 排出抑制の方法

生活排水の質と量を検討し、特に生活雑排水については、生活雑排水を未処理で排出する汲取りし尿家屋及び単独処理浄化槽設置家屋では当然のことながら、処理施設での適切な処理にも深刻な影響を及ぼす廃食用油やその他の汚濁負荷の要因となるものを排水溝に排出しないよう指導・徹底を図るものとする。

また、浄化槽については個別の状況を勘案し、集合処理あるいは個別処理から適切なものの選定、合併処理浄化槽の設置推進、並びに清掃・維持管理について指導・徹底を図るものとする。

3) 排出抑制に係わる施設の整備

本市においては、平成 22 年度（2010 年度）より合併処理浄化槽整備事業（補助）を再開している。

生活排水処理率の目標達成に向け、汲取りし尿家屋に対して合併処理浄化槽への転換を推進していく。

(2) 収集運搬計画

1) 収集運搬計画に関する目標

生活圏から発生するし尿、浄化槽汚泥を対象とし、迅速かつ衛生的に処理するため、本市全域を収集対象区域として、収集体制の効率化、円滑化を図ることとする。

2) 計画収集区域

計画収集区域は、本市の行政区域全域とする。

3) 収集運搬の方法及び量

バキューム車により計画収集を行う。

また、し尿、浄化槽汚泥の全量を対象とする。

(3) 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

処理量の変動に十分対応した中間処理施設夕張市汚泥再生処理センターでの適正な処理を継続する。

2) 中間処理の方法及び量

① 中間処理対象

計画収集区域内から収集されるし尿、浄化槽汚泥とする。

② 処理方法

収集されたし尿、浄化槽汚泥及び生ごみは、夕張市汚泥再生処理センターで処理するとともに、資源回収も行う。

③ 中間処理量

本市より排出される、し尿、浄化槽汚泥は全量を対象とする。

(4) 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

最終処分を行う廃棄物については、自然の代謝機能を利用し、最終的に無害化、安定化させる。

2) 最終処分の方法及び量

夕張市汚泥再生処理センターから発生するし渣残渣については、夕張市富野じん芥処分地施設で埋立処分を行う。

3) 最終処分場の概要

表 5-14 夕張市富野じん芥埋立処分地施設の概要

名 称	夕張市富野じん芥埋立処分地施設
所在地	夕張市富野国有地
総面積	47,475㎡
埋立面積	35,375㎡
埋立容量	287,466㎡
残余容量	12,374㎡（令和4年度末現在、最終覆土分15,780㎡を除く）
埋立開始	昭和62年9月～
埋立方式	サンドイッチ方式
主要設備	搬入道路、取付道路・雨水集排水設備・汚水等排水設備・流出防止堰堤・洪水調整池・浸出水処理施設
浸出水処理施設	処理方式：回転円盤＋凝集沈殿
	処理能力：75㎡/日
維持管理体制	搬入管理・覆土整地：委託
	浸出水処理施設管理：委託

(5) 再資源化計画

1) 再資源化に関する目標

循環型社会形成の観点からも、し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い発生する処理汚泥については、有機性廃棄物（生ごみ等）と併せて適切に処理し、資源化、有効利用に努めることを目的とする。

2) 再資源化の方法及び量

① 再資源化の方法

汚泥再生処理センターにおいて、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみの処理工程からリン（HAP）の回収を行い、副産肥料に転用することで資源の有効利用を図る。

② 再資源化の量

中間処理施設での再資源化の量は、原則として、し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い発生する処理汚泥の全量と計画収集される有機性廃棄物（生ごみ等）とする。

3) 再資源化に係わる施設の概要

〔施設〕 夕張市汚泥再生処理センター

〔規模〕 25 ㎓/日（し尿：20 ㎓/日+浄化槽汚泥：5 ㎓/日、生ごみ：0.4t/日）

〔処理方式〕 水処理：膜分離高付加脱窒素処理方式

資源化施設：リン回収方式（HAP 法）

第8節 その他

1. 住民に対する広報・啓発活動

生活排水処理基本計画に基づいて生活排水処理を適正かつ迅速に進めるため、住民への広報・啓発を実施していくことが重要である。

現状の課題とともに本計画における施策について示すと、以下のとおりである。

（1）環境教育・普及啓発

生活雑排水の汚濁負荷量削減を図るため、家庭でできる対策（台所での三角コーナーネットやストレーナの使用、廃油ポットや油の拭取り布・紙の使用等）を、町内会との協働や、広報誌、パンフレット、本市のウェブサイト等を通じて周知・徹底する。

（2）合併処理浄化槽の設置推進

令和元年6月に公布された浄化槽法の一部を改正する法律により、単独処理浄化槽については原則として新規設置が禁止され、浄化槽の設置においては合併処理浄化槽の設置が義務付けられている。

公共下水道の処理区域外では、生活排水を適切に処理することができ、下水道等の集合処理と比較して投資効果の発現が極めて早い合併処理浄化槽の設置を推進していく。また、新築、既設に関わらず、合併処理浄化槽の設置及び非水洗便所の合併処理浄化槽への改造について啓発していくとともに、浄化槽の設置にあつては便所の改造も含め本市の補助が適用されることを周知し、引き続き、浄化槽の設置推進を図るものとする。

（3）公共下水道への接続推進

公共下水道処理区域内の整備区域内の住宅については、状況を勘案し、早期の接続を促進し、水洗化率の向上を図る。

（4）浄化槽の適切な維持管理

浄化槽が適正に稼働し、良好な処理水質を維持するためには、維持管理が重要である。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（所有者または使用者）が責任を持って行う必要がある。

そのため、浄化槽の保守点検、法定検査、清掃の重要性について、広報誌、パンフレット、本市のウェブサイト等を通じて、引き続き啓発活動を行う。

（５）生活排水処理率の向上

本市の生活排水処理率は 50%程度であり、すべて公共下水道と合併浄化槽によるものである。今後は、公共下水道処理区域内にあっては下水道未接続住宅への啓発を行い、区域外にあっては、新築、既設に関わらず、合併処理浄化槽の設置及び非水洗便所の合併処理浄化槽への改造について啓発し、生活排水処理率の向上に努める。

2. 地域の諸計画との関連性

本市では、平成 22 年 3 月 9 日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく財政再生計画が総務大臣の同意を得た。

本基本計画は、財政再生計画に基づいたものであるが、本計画の見直し年次ごとに財政再生計画との整合性を確認し、必要に応じて本計画の見直しを図るものとする。

参考資料 1 統計手法によるごみ排出量の推計

第 1 節 推計の条件

1. 原単位の推計

令和 6 年度以降の、市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量（以下「原単位」という。）については、表参考 1-1 の各種推計式を用いて推計を行った。平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の原単位の実績をもとに 5 種類の推計式を当てはめるトレンド推計を行い、最適な式を吟味するものとした。なお、排出実態等が異なることを踏まえ、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物それぞれに関して原単位を求め、推計を行うものとし、事業系一般ごみについては、令和 3 年度以降、集計方法を変更しているため 3 か年平均値を用いた。

表 参考 1-1 各種推計式

推計式	公式	凡例
1 次予測式	$Y = aX + b$	a, b : 定数
2 次予測式	$Y = a_1X + a_2X^2 + b$	a_1, a_2, b : 定数
指数予測式	$Y = ba^X$	a, b : 定数
対数予測式	$Y = a \ln X + b$	a, b : 定数
べき予測式	$Y = bX^a$	a, b : 定数

（年数が X 、1 人 1 日あたりの排出量が Y に該当）

2. 将来人口の推計

本計画では、国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年 12 月 22 日に公表した推計値を用いた。

この推計は、将来の人口について市区町村別に令和 2（2020）年の国勢調査を基に、令和 32（2050）年までの 5 年ごと 30 年間について推計されており、本計画期間にあたる令和 7 年（2025 年）、令和 12 年（2030 年）、和 17 年（2035 年）以外の年度は、直線補完した値を採用した。

表 参考 1-2 人口推計

	実績					推計値															
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
人口	7,302	6,959	6,698	6,531	6,298	6,065	5,848	5,630	5,413	5,195	4,978	4,794	4,609	4,425	4,240	4,056	3,903	3,750	3,596	3,443	
備考						社人研					社人研					社人研					

第2節 ごみ排出原単位の推計結果

前節の条件に基づき、原単位の推計を行った結果を、以降に示す。

採用した推計式の原単位を基に、第1節に示す将来人口を乗じ年間排出量を算出する。

表 参考1-3 家庭系一般ごみ原単位の推計

(単位：g/人・日)

年度	X	実績	推計				
			1次傾向線 $y=ax+b$	2次傾向線 $y=ax+bx^2+c$	対数曲線 $y=a\log(x)+b$	べき曲線 $y=bx^a$	1次指数曲線 $y=ba^x$
H26	1	568.013					
27	2	562.476					
28	3	582.552					
29	4	564.118					
30	5	542.873					
R1	6	550.456					
2	7	592.819					
3	8	632.275					
4	9	647.914					
5	10	601.587					
6	11		625.926	657.544	606.609	605.497	625.489
7	12		633.456	682.321	608.776	607.687	633.420
8	13		640.987	709.972	610.769	609.708	641.451
9	14		648.517	740.497	612.615	611.585	649.584
10	15		656.048	773.897	614.333	613.338	657.821
11	16		663.578	810.171	615.940	614.983	666.162
12	17		671.109	849.320	617.450	616.531	674.608
13	18		678.639	891.343	618.873	617.995	683.162
14	19		686.170	936.240	620.220	619.383	691.824
15	20		693.700	984.012	621.497	620.702	700.596
16	21		701.230	1,034.658	622.712	621.960	709.480
17	22		708.761	1,088.179	623.871	623.161	718.475
18	23		716.291	1,144.574	624.978	624.311	727.585
19	24		723.822	1,203.843	626.037	625.414	736.811
20	25		731.352	1,265.986	627.054	626.475	746.153
21	26		738.883	1,331.004	628.031	627.495	755.614
相関係数			0.6602	0.7332	0.5286	0.5231	0.6562
採用式					○		

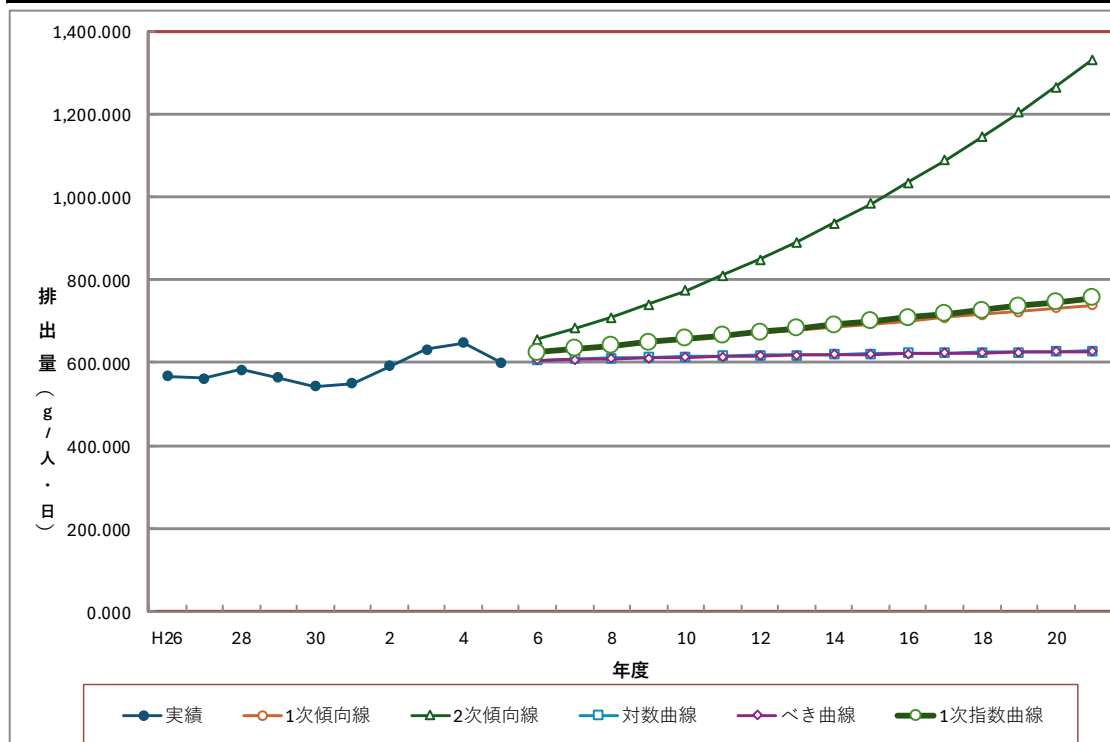


表 参考1-4 家庭系資源原単位の推計

(単位：g/人・日)

年度	X	実績	推計				
			1次傾向線 $y=ax+b$	2次傾向線 $y=ax+bx^2+c$	対数曲線 $y=a\log(x)+b$	べき曲線 $y=bx^a$	1次指数曲線 $y=ba^x$
H26	1	80.900					
27	2	76.877					
28	3	75.837					
29	4	74.396					
30	5	71.404					
R1	6	68.764					
2	7	69.037					
3	8	70.078					
4	9	74.854					
5	10	68.609					
6	11		67.333	72.635	68.784	68.885	67.526
7	12		66.288	74.483	68.363	68.497	66.581
8	13		65.244	76.813	67.976	68.142	65.648
9	14		64.200	79.625	67.618	67.815	64.729
10	15		63.156	82.919	67.284	67.512	63.823
11	16		62.112	86.695	66.972	67.229	62.929
12	17		61.068	90.953	66.679	66.965	62.048
13	18		60.023	95.693	66.403	66.717	61.179
14	19		58.979	100.915	66.141	66.483	60.323
15	20		57.935	106.619	65.893	66.262	59.478
16	21		56.891	112.805	65.657	66.053	58.645
17	22		55.847	119.473	65.432	65.853	57.824
18	23		54.803	126.623	65.217	65.664	57.015
19	24		53.758	134.255	65.011	65.482	56.216
20	25		52.714	142.370	64.814	65.309	55.429
21	26		51.670	150.966	64.624	65.143	54.653
相関係数			0.7622	0.8827	0.8546	0.8478	0.7604
採用式					○		

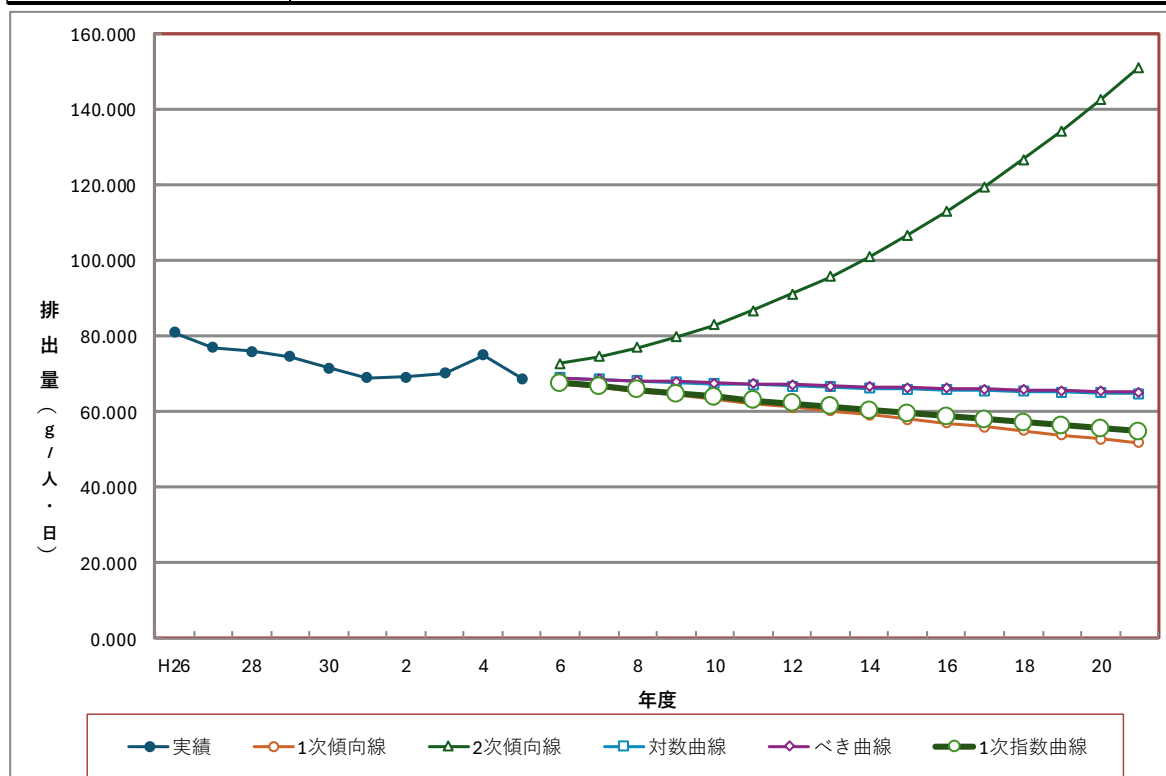


表 参考1-5 家庭系粗大ごみ単位の推計

(単位: g/人・日)

年度	X	実績	推計				
			1次傾向線 $y=ax+b$	2次傾向線 $y=ax+bx^2+c$	対数曲線 $y=a\log(x)+b$	べき曲線 $y=bx^a$	1次指数曲線 $y=ba^x$
H26	1	24.870					
27	2	23.746					
28	3	26.620					
29	4	22.319					
30	5	23.357					
R1	6	21.769					
2	7	27.390					
3	8	33.070					
4	9	33.541					
5	10	30.540					
6	11		32.238	37.047	29.604	29.233	32.153
7	12		33.241	40.673	29.886	29.524	33.322
8	13		34.243	44.736	30.146	29.795	34.534
9	14		35.246	49.237	30.387	30.048	35.790
10	15		36.249	54.174	30.611	30.286	37.092
11	16		37.252	59.549	30.820	30.510	38.441
12	17		38.255	65.361	31.017	30.721	39.839
13	18		39.258	71.611	31.203	30.922	41.288
14	19		40.260	78.297	31.378	31.114	42.789
15	20		41.263	85.421	31.545	31.296	44.345
16	21		42.266	92.982	31.703	31.471	45.958
17	22		43.269	100.980	31.854	31.639	47.630
18	23		44.272	109.415	31.999	31.799	49.362
19	24		45.274	118.288	32.137	31.954	51.157
20	25		46.277	127.597	32.269	32.103	53.018
21	26		47.280	137.344	32.397	32.247	54.946
相関係数			0.6999	0.7993	0.5487	0.5280	0.6827
採用式					○		

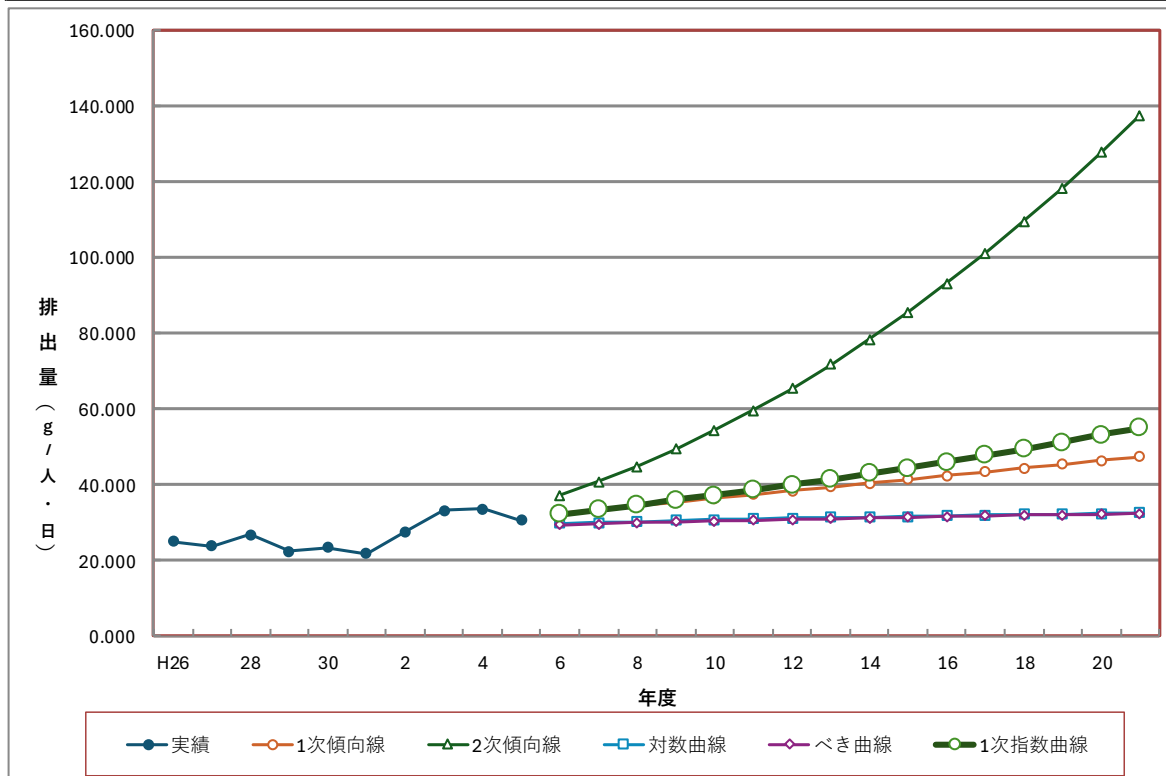


表 参考1-6 事業系一般ごみ単位の推計

(単位：g/人・日)

年度	X	実績	推計					R3-R5平均
			1次傾向線 $y=ax+b$	2次傾向線 $y=ax+bx^2+c$	対数曲線 $y=a\log(x)+b$	べき曲線 $y=bx^a$	1次指数曲線 $y=ba^x$	
H26	1	374.197						
27	2	390.617						
28	3	360.612						
29	4	379.745						
30	5	436.768						
R1	6	511.755						
2	7	531.661						
3	8	859.831						
4	9	1,181.706						
5	10	1,057.169						
6	11		1,098.780	1,430.787	879.431	842.709	1,169.590	1,032.902
7	12		1,187.938	1,701.041	906.004	878.638	1,341.348	1,032.902
8	13		1,277.097	2,001.477	930.449	913.041	1,538.330	1,032.902
9	14		1,366.256	2,332.095	953.081	946.093	1,764.239	1,032.902
10	15		1,455.415	2,692.897	974.151	977.938	2,023.324	1,032.902
11	16		1,544.574	3,083.880	993.861	1,008.696	2,320.456	1,032.902
12	17		1,633.733	3,505.046	1,012.376	1,038.470	2,661.224	1,032.902
13	18		1,722.891	3,956.395	1,029.832	1,067.346	3,052.034	1,032.902
14	19		1,812.050	4,437.926	1,046.344	1,095.399	3,500.235	1,032.902
15	20		1,901.209	4,949.639	1,062.009	1,122.695	4,014.257	1,032.902
16	21		1,990.368	5,491.535	1,076.909	1,149.288	4,603.765	1,032.902
17	22		2,079.527	6,063.614	1,091.116	1,175.232	5,279.844	
18	23		2,168.686	6,665.875	1,104.691	1,200.568	6,055.208	
19	24		2,257.844	7,298.318	1,117.689	1,225.338	6,944.437	
20	25		2,347.003	7,960.944	1,130.156	1,249.576	7,964.252	
21	26		2,436.162	8,653.753	1,142.134	1,273.316	9,133.831	
相関係数			0.8763	0.9533	0.7268	0.7754	0.9146	—
採用式								○

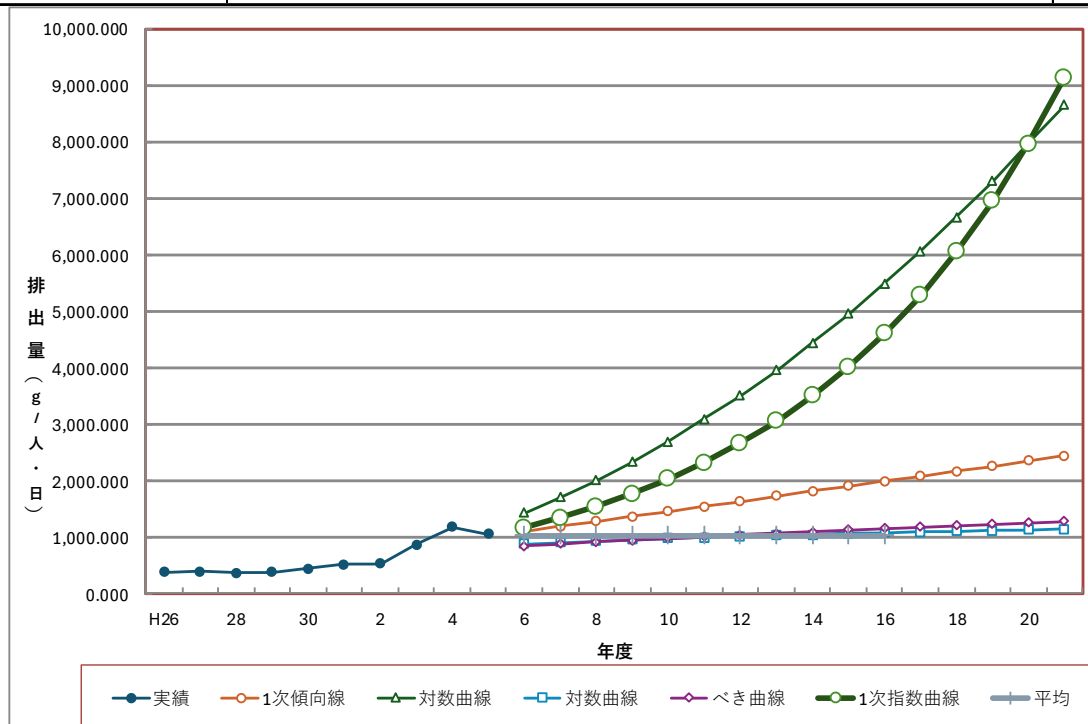
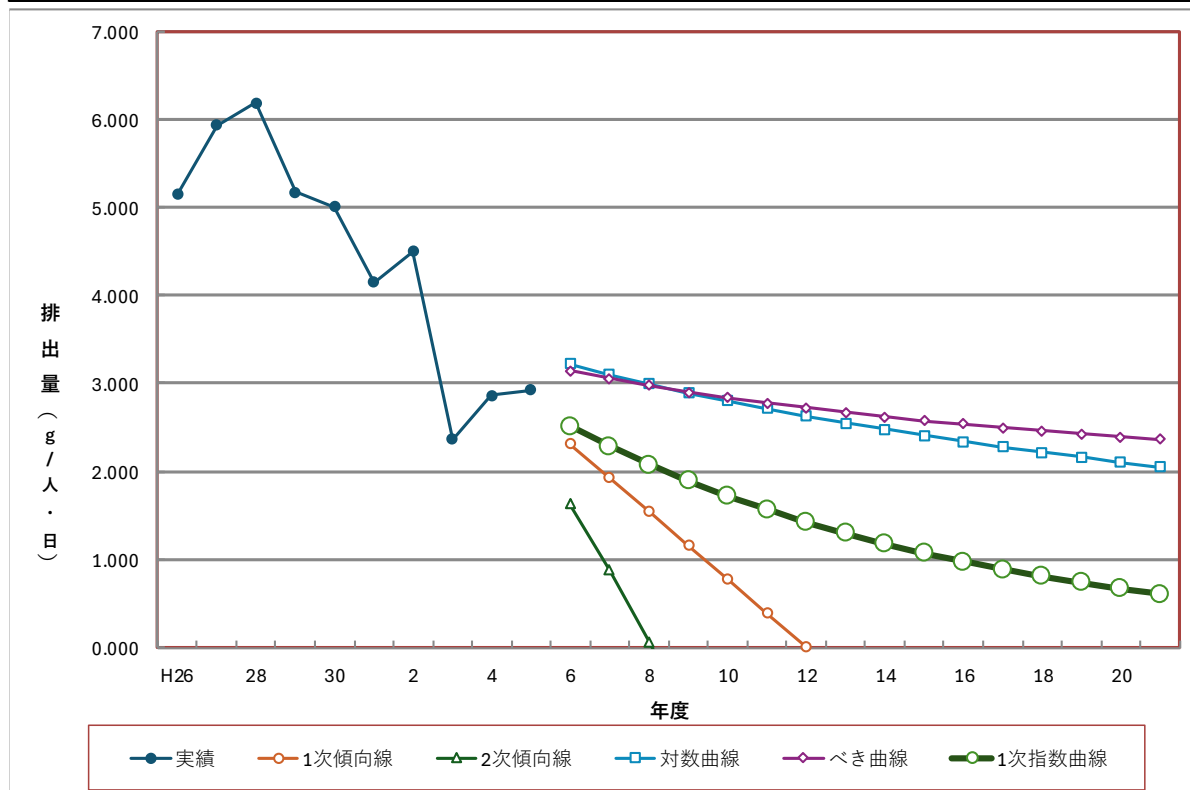


表 参考1-7 事業系資源単位の推計

(単位：g/人・日)

年度	X	実績	推計				
			1次傾向線 $y=ax+b$	2次傾向線 $y=ax+bx^2+c$	対数曲線 $y=a\log(x)+b$	べき曲線 $y=bx^a$	1次指数曲線 $y=ba^x$
H26	1	5.146					
27	2	5.936					
28	3	6.191					
29	4	5.175					
30	5	5.005					
R1	6	4.147					
2	7	4.502					
3	8	2.362					
4	9	2.863					
5	10	2.928					
6	11		2.309	1.630	3.221	3.146	2.512
7	12		1.925	0.875	3.103	3.056	2.285
8	13		1.540	0.058	2.994	2.976	2.079
9	14		1.155	-0.820	2.894	2.903	1.891
10	15		0.770	-1.761	2.800	2.837	1.721
11	16		0.386	-2.763	2.713	2.777	1.565
12	17		0.001	-3.827	2.630	2.722	1.424
13	18		-0.384	-4.952	2.553	2.671	1.296
14	19		-0.769	-6.140	2.479	2.623	1.179
15	20		-1.154	-7.389	2.410	2.579	1.073
16	21		-1.538	-8.700	2.344	2.537	0.976
17	22		-1.923	-10.072	2.281	2.498	0.888
18	23		-2.308	-11.507	2.220	2.462	0.808
19	24		-2.693	-13.003	2.162	2.427	0.735
20	25		-3.077	-14.560	2.107	2.394	0.668
21	26		-3.462	-16.180	2.054	2.363	0.608
相関係数			0.8781	0.8961	0.7499	0.7315	0.8594
採用式			不適	不適	○		



参考資料２ 目標設定の考え方

- 単純推計で得られた一般ごみの推計結果に、ごみ組成調査結果から得られた混入割合を乗じることで、将来の一般ごみ中の生ごみ、資源物の量を算出する。

結果は表参考２-１及び表参考２-２に示すとおりである。

表 参考２-１ 単純推計における家庭系一般ごみ中への資源等の混入量

項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
家庭系一般ごみ排出量（t/年）	1,394	1,348	1,304	1,262	1,214	1,168	1,122	1,086	1,043	1,004	964	925	889	856	822	789
一般ごみ中の混入量（t/年）																
生ごみ（厨芥類）	552	534	516	500	481	463	444	430	413	397	382	366	352	339	326	313
手つかず生ごみ（食品ロス）	91	88	85	82	79	76	73	71	68	65	63	60	58	56	53	51
プラスチック製容器包装	68	66	64	62	59	57	55	53	51	49	47	45	44	42	40	39
空き缶	10	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	6	6	6	6	6
空きビン	25	24	23	23	22	21	20	20	19	18	17	17	16	15	15	14
ペットボトル	11	11	10	10	10	9	9	9	8	8	8	7	7	7	7	6
紙類の容器包装	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	21	20	19
紙バック	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
段ボール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新聞紙	6	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3
古着	10	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	6	6	6	6	6
1人1日当たり排出量（g/人・日）																
生ごみ（厨芥類）	240	241	242	243	243	244	245	245	246	246	247	247	247	248	248	249
手つかず生ごみ（食品ロス）	39	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	41	41	41	41	41
プラスチック製容器包装	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31
空き缶	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
空きビン	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
ペットボトル	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
紙類の容器包装	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
紙バック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
段ボール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新聞紙	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3
古着	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

表 参考2-2 単純推計における事業系一般ごみ中への資源等の混入量

項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
事業系一般ごみ排出量（t/年）	2,374	2,287	2,205	2,128	2,041	1,959	1,877	1,812	1,738	1,668	1,599	1,533	1,471	1,414	1,356	1,298
一般ごみ中の混入量（t/年）																
生ごみ（厨芥類）	52	50	49	47	45	43	41	40	38	37	35	34	32	31	30	29
手つかず生ごみ（食品ロス）	822	791	763	736	706	678	649	627	601	577	553	531	509	489	469	449
プラスチック製容器包装	166	160	154	149	143	137	131	127	122	117	112	107	103	99	95	91
空き缶	12	11	11	11	10	10	9	9	9	8	8	8	7	7	7	6
空きビン	12	11	11	11	10	10	9	9	9	8	8	8	7	7	7	6
ペットボトル	21	21	20	19	18	18	17	16	16	15	14	14	13	13	12	12
紙類の容器包装	119	114	110	106	102	98	94	91	87	83	80	77	74	71	68	65
紙バック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新聞紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古着	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	10	9	9	8	8	8
1人1日当たり排出量（g/人・日）																
生ごみ（厨芥類）	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
手つかず生ごみ（食品ロス）	357	357	357	357	357	357	357	357	357	357	357	357	357	357	357	357
プラスチック製容器包装	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
空き缶	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
空きビン	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
ペットボトル	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
紙類の容器包装	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
紙バック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新聞紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古着	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

2. 各品目に対して、一般ごみ中の混入量原単位の目標年度の削減率を設定し、年間ごみ量に換算し、一般ごみの削減量とする。

結果を表参考2-3及び表参考2-4に示す。

なお、一般ごみから削減される資源物に関しては、分別によって全量が資源ごみとして排出されることとし、資源ごみの単純推計値に加算する。

表 参考2-3 目標達成時における家庭系一般ごみ中への資源等の混入量

項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
仮定系一般ごみ排出量（t/年）	1,392	1,339	1,289	1,243	1,190	1,140	1,091	1,052	1,007	965	923	883	846	811	776	742	
一般ごみ中の混入量（t/年）																	
生ごみ（厨芥類）	551	528	507	488	465	445	424	408	389	372	355	339	323	309	295	281	
手つかず生ごみ（食品ロス）	90	86	82	78	74	70	67	64	60	57	54	51	48	46	43	41	
プラスチック製容器包装	68	66	63	61	58	56	54	52	50	47	45	44	42	40	38	37	
空き缶	10	9	9	9	8	8	8	7	7	7	6	6	6	6	5	5	
空きビン	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	15	14	13	
ペットボトル	11	11	10	10	10	9	9	8	8	8	7	7	7	7	6	6	
紙類の容器包装	33	32	31	30	29	27	26	25	24	23	22	21	20	20	19	18	
紙バック	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
段ボール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
新聞紙	6	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	
古着	10	9	9	9	8	8	8	7	7	7	6	6	6	6	5	5	
1人1日当たり排出量（g/人・日）																削減率	
生ごみ（厨芥類）	240	239	238	237	236	234	233	232	231	230	229	228	227	226	225	224	0.9
手つかず生ごみ（食品ロス）	39	39	38	38	38	37	37	36	36	35	35	34	34	34	33	33	0.8
プラスチック製容器包装	30	30	30	30	30	30	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	0.95
空き缶	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0.95
空きビン	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	0.95
ペットボトル	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0.95
紙類の容器包装	15	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	0.95
紙バック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.95
段ボール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.95
新聞紙	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0.95
古着	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0.95

表 参考2-4 目標達成時における事業系一般ごみ中への資源等の混入量

項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
事業系一般ごみ排出量（t/年）	2,374	2,275	2,181	2,095	1,998	1,907	1,818	1,746	1,665	1,589	1,515	1,453	1,394	1,340	1,285	1,230
一般ごみ中の混入量（t/年）																
生ごみ（厨芥類）	52	50	48	46	44	42	40	38	36	34	33	31	30	28	27	26
手つかず生ごみ（食品ロス）	822	781	742	707	668	633	597	568	537	508	479	453	428	404	382	359
プラスチック製容器包装	166	160	153	148	141	135	129	124	118	113	108	103	99	95	90	86
空き缶	12	11	11	11	10	10	9	9	8	8	8	7	7	7	6	6
空きビン	12	11	11	11	10	10	9	9	8	8	8	7	7	7	6	6
ペットボトル	21	21	20	19	18	17	17	16	15	15	14	13	13	12	12	11
紙類の容器包装	119	114	109	105	101	96	92	88	85	81	77	74	71	68	65	62
紙バック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新聞紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古着	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	8	7
1人1日当たり排出量（g/人・日）																削減率
生ごみ（厨芥類）	23	23	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	20
手つかず生ごみ（食品ロス）	357	353	348	343	338	334	329	324	319	314	310	305	300	295	291	286
プラスチック製容器包装	72	72	72	72	71	71	71	71	70	70	70	70	69	69	69	69
空き缶	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
空きビン	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
ペットボトル	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
紙類の容器包装	52	51	51	51	51	51	51	50	50	50	50	50	50	49	49	49
紙バック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新聞紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古着	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6